

令和 7 年

第 8 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 7 年 12 月 5 日  
至 令和 7 年 12 月 12 日

飯 舘 村 議 会

令和7年第8回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 5	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 6	土	休 日		
第3日	12. 7	日	休 日		
第4日	12. 8	月	休 会		議案調査
第5日	12. 9	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 10	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	12. 11	木	休 会		議案調査
第8日	12. 12	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会



令和7年12月5日

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和7年12月5日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和7年12月5日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和7年12月5日 午前11時20分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤勝見	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	高橋孝雄	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	佐藤真弘	○
署名議員	1番 佐藤勝見		2番 横山秀人			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 糯田文也		書記 卷野凌	
地方自治法の 第121条によ りたためら れた者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	○	健康福祉課長	今野智和	○
	産業振興課長	松下貴雄	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	三瓶真	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農業委員会 事務局 会長	松下貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	△
代表監査委員	松田敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年12月5日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第8回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件6件、条例案件3件、その他案件6件、計15件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。10月3日に広報編集特別委員会、高速自動車道路整備促進特別委員会、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が、委員長並びに副委員長選任のため開催されております。

次に、議会運営委員会が11月27日に本定例会の会期日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今定例会の一般質問の通告は、6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和7年11月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって1番 佐藤勝見君、2番 横山秀人君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、村長提出の議案第75号から議案第89号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和7年第8回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。それでは、提出議案の説明に先立ち、9月定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず、飯館村第7次総合振興計画策定についてです。

第6次総合振興計画の計画期間が本年度で終了することから、令和8年度から令和17年度を計画期間とする飯館村第7次総合振興計画の策定を昨年10月より進めてまいりました。

これまで4つの専門部会において各9回、策定委員会については7回、審議会については5回開催する中で、村民各位の村への思いを結集し、協議を重ねていただきました。また今般、鈴木典夫審議会会長より計画案について答申があったところです。

本計画については、今議会において議案として上程させていただいておりますので、ご審議のほどをお願いするものであります。

次に、各課の動きについて申し上げます。

初めに、総務課関係です。

11月7日に、令和7年度飯館村表彰式典を交流センターにおいて執り行いました。今年度栄えある表彰を受けたのは、43年間にわたり村消防団員を務められ、うち5年間、村消防団長を務められた赤石澤 傳さんに特別功労表彰を、また、37年間にわたり村消防団員を務められた佐藤義文さんに功労表彰をお送りいたしました。長年のご労苦に感謝申し上げますとともに、今後も村政進展のため、さらなるご活躍をお願いしたところです。

次に、消防防災関連です。

10月19日に、村消防団秋季検閲式を行いました。当日は秋晴れの中、村消防団員63名、役場消防隊員6名の計69名が参加し、点検に臨みました。

式では、川村 仁消防団長から団の連携を図り、火災防止に努め、地域の安全・安心を守る取組を進めるとの決意が述べられました。また、通常点検の後、団員の表彰が行われ、福島県消防表彰精勤賞が1名、永年勤続賞が2名、県消防協会表彰の功績賞が1名、精勤賞が4名の計8名が受賞し、賞状が送られました。また、前消防団長の赤石澤 傳さんに県消防表彰退職消防団長等表彰が贈られました。

村内在住の消防団員の減少など様々な課題がありますが、関係機関一致協力により、村民の生命と財産を守る活動の継続をお願いいたしました。

次に、10月29日に交流センターにおいて、令和7年度第3回行政区長会議を開催いたしました。9月定例会以降の議案の報告や、各課の各種施策について説明し、ご意見、ご要望を伺ったところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、深谷地区産業団地整備についてです。

5月に着工した深谷地区産業団地整備旧飯館校等解体工事1期工事の進捗についてですが、校舎以外の畜産実習室や周辺住宅などの解体を終え、10月末までに60%の進捗率と、ほぼ計画どおりに進捗しており、現在は校舎の本格的な解体が進められております。

次に、風力発電に関する村民勉強会についてです。

第3回目の勉強会を10月5日に開催いたしました。

今回は、これまでの参加者からいただいた専門家による第三者的立場からの意見を聞きたいとの要望を踏まえて、低周波音と風車音をテーマに、一般財団法人小林理学研究所の工学博士、落合博明研究委員を講師に、低周波音とは何かや、風力発電施設から発生する音の発生元と特性・影響などについて、科学的、客観的視点に基づく勉強会を開催し、意見交換を行いました。

次に、行政区ヒアリングの実施についてです。

11月9日から11月28日にかけて、20行政区の課題と要望について、行政区ごとのヒアリングを実施いたしました。

20行政区共通の課題として、高齢化、後継者の問題と地域コミュニティの在り方が問われたほか、国道、県道の除草や支障木伐採などを含む道路に関すること、遊休農地基盤整備事業及び獣害対策などの農業、農村に関すること、地域内の住環境整備に関することが挙げられ、村のこれからの再生と発展に向け、互いに共通認識の確認と方向づけについての貴重な意見交換の場となったところです。

次に、住民課関係です。

初めに、国による所得税の定額減税に伴う不足額給付金についてです。

令和6年分の所得申告により、所得税及び減税額が確定したことから、さきに給付いたしました調整給付金を差し引いても、なお減税額が課税額を上回る場合に、村が支給する不足額給付金について、612人の対象者へ計2,028万円を給付いたしました。

次に、去る10月15日に郡山市内で開催されました福島県民安全大会の席上、飯館村防犯指導隊副隊長の原田直志さんが防犯功労者として表彰を受けられました。昨年の同大会でも、飯館村防犯指導隊が団体功労表彰を受けており、隊員の皆様による日頃の防犯活動に改めて感謝を申し上げます。

次に、11月11日、村主催の戦没者追悼式及び村遺族会と村英霊にこたえる会主催により、戦没者慰霊祭を、交流センターふれ愛館にて挙行いたしました。当日は、ご遺族及びご来賓合わせて56名にご出席いただき、さきの大戦で亡くなられた方に哀悼の誠を捧げますとともに、戦後80年の節目を迎え、平和への誓いを新たにいたしました。

次に、交通死亡事故ゼロについてです。

12月4日の午前零時をもちまして、村内での交通死亡事故ゼロの日が3,000日を迎えました。昨日、福島県交通安全協議会より表彰状の伝達を受けたところです。引き続き、村内での交通事故防止に向け活動を進めてまいります。

次に、村民の帰還状況です。

11月1日現在の帰還者は631世帯1,175人で、帰還率は約27%となっております。これに、転入者274人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内居住者は818世帯、1,508人と

っております。

また、避難を継続している方の状況についてであります。県外避難者が141人、県内避難者は福島市に1,791人、南相馬市に252人、伊達市に226人、川俣町に197人、相馬市210人など、合わせて2,720人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種関係についてです。

昨年度同様に、重症化しやすい65歳以上の方を対象に、自己負担なしで接種できる定期接種をお知らせ版で案内しております。

全国的にインフルエンザの流行期が例年より早く到来しており、村として引き続き感染症の重症化・流行を防ぐために、予防接種の勧奨に努めてまいります。

次に、令和7年度飯舘村敬老会についてです。

例年9月上旬に実施しております敬老会ですが、暑さへの対策のため、今年度は10月5日に開催いたしました。

当日は、敬老者160名の方々にお越しいただき、久々の再開に笑顔が見られたところです。村からは、健康祈願のイタネちゃんだるまや、飯舘産牛のハンバーグ、飯舘産牛のポトフなどを敬老のお祝いの1つとして送らせていただいたところです。

次に、100歳賀寿についてです。

今年度に入り、100歳になられた方は3名です。

まず、10月2日に小宮行政区の小林ハル子さんが満100歳を迎えられ、続いて10月10日には伊丹沢行政区の庄司ヤイ子さんが満100歳を迎えられました。

それぞれ現在お住まいの村内の自宅にて、村から褒状とお祝い金、県からの褒状等を贈らせていただきました。村社会福祉協議会からは褒状が、村老人クラブ連合会からは記念品がそれぞれ贈られました。

また、11月13日には草野行政区の横山キクヨさんが満100歳を迎えられました。

村から褒状とお祝い金を、県からの褒状等を福島県相双保健福祉事務所長より贈らせていただきました。また、ふくしま未来農業協同組合から感謝状等が高木代表理事専務より贈られ、同じく村社会福祉協議会及び村老人クラブ連合会からも褒状等が贈られました。

以上、3名の方々のさらなるご長寿をお祈りするものであります。

なお、村ではこれまでで53名の方が100歳到達者となっております。

次に、産業振興課関係です。

初めに農政関係です。

まず、水稲についてです。今年度は296.36ヘクタールの水田において作付され、この秋にうるち米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、コシヒカリや、もち米のあぶくまもち、こがねもち、ヒメノモチ、飼料用米のふくひびきのほか、酒米などが収穫されました。

これらについては、今年も飯舘村ライスセンターでの全量全袋検査をはじめ、県が定めるモニタリング検査を行っており、11月中旬時点でその全てについて放射性物質濃度が検出限界値未満でありましたので、生産された主食用米及び飼料用米の全量が出荷または自

家消費される見込みです。

また、長泥地区の避難指示解除区域に見て行っておりました米の実証栽培についても、鈴木憲和前復興副大臣をお招きしながら、収穫作業を行い、無事出荷に至りました。

さらに、10月18日に大学生が主催した、までい長泥青空焼肉レストランでは、それらの米が提供されたところです。

次に、あぶくまもちについてです。

村の特産品化を目指して栽培を推進して5年目となりますが、今年もあぶくまもち生産組合協力の下、栽培及び種子生産に取り組み、27.2ヘクタールの圃場に作付を行い、収穫いたしました。このうち食用分については消費拡大、販路確保宣伝のため、今年も株式会社セブンイレブン・ジャパン協力の下、昨年度に引き続きあぶくまもちを加工した切り餅がセブンイレブンの贈答用商品として全国に向け販売受付が始まっております。今後も村の特産品として、栽培面積拡大、消費拡大、販売促進を進めてまいります。

次に、農地中間管理事業についてです。

意欲ある担い手に農地を集約する農地中間管理事業について、今年度はこれまで10地区において農地の貸借契約を締結し、合計305.7ヘクタールの担い手への農地集積を行いました。これにより、昨年度までの集積面積との合計は16地区、約875.1ヘクタールとなりました。

引き続き、地域計画に基づき、農地の利用集積を推進してまいります。

次に、森林林業関係です。

今年度ふくしま森林再生事業につきましては、深谷、関根・松塚地区において86.8ヘクタールの森林整備事業を発注しております。また、昨年度より取り組んでおります広葉樹林再生事業では、蕨平地区において2.87ヘクタールの森林整備事業を発注しております。

次に、商工観光関係です。

まず、県の事業再開・帰還促進事業交付金を活用したイベントとして、10月26日に村商工会の主催で、交流センターふれ愛館において、いいたて秋まつりが開催されました。

村内各種団体によるステージイベントや商工会による飲食ブース、販売ブースの出店に加え、明治大学農学部による村の食材を使用したいいたて焼きそばの販売など、たくさんのご来場の皆様に秋まつりを楽しんでいただいたところです。

また、11月22日には、村商工会青年部が中心となって、いいたて冬まつりが開催されました。昨年度に引き続き、ジャズ演奏や福島大学の学生を交えた虎捕太鼓の披露、ポーセラーツのワークショップに加え、日本で最も美しい村連合の県内加盟町村である三島町、大玉村、昭和村にもご参加いただき、それぞれの町、村のPRや、特産品販売を通して来場者と大いに交流していただきました。夕方からはイルミネーションの点灯式、そしていいたて冬の花火の開催など、こちらも多くの皆様にご来場いただき、冬のイベントを楽しんでいただいたところです。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況です。

本年4月から10月末までの全体利用客数は8,385人で、このうち宿泊利用者は867人となっております。

指定管理者である飯舘村振興公社では、本年11月1日から施設利用料金の見直しを行ったほか、宿泊者や団体客への飲食サービスを再開し、宿泊者への夕食、朝食の提供や、法要、団体利用などでの飲食サービスが提供されております。

お客様から大変好評を得ており、村内、村外を問わず、幅広いお客様にご利用いただいております。今後もきこり、きらりの利用拡大につながるよう広く周知するほか、村内のイベントとも連携した情報発信を行ってまいります。

次に、村民の森あいの沢についてです。

今年4月よりオートキャンプ場及びフリーサイトには、10月末までに2,458人の利用がありました。

昨年初めて実施した冬キャンプについては、本年も12月下旬まで営業することといたしました。今後も村の観光・交流の拠点として、村内外に広くPRし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況です。

本年4月から10月末までのレジ客数は、までい館が9万5,123人、セブンイレブンが12万7,370人となっております。

また、道の駅までい館では、9月27日に道の駅生産者の会主催の第5回までいなマルシェが開催されました。生産者による野菜や加工品、手芸品などの対面での販売が行われ、大変盛況となりました。また、11月23日にはいいたて雪っ娘かぼちゃ感謝祭として、雪っ娘かぼちゃの品評会や、アイデアコンテストが開催されております。道の駅までい館におきましては、今後も村の復興拠点施設として情報発信を行いつつ、交流人口の拡大、地域の活性化を図ってまいります。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてです。

本年4月から10月末までに4,226人のご利用をいただいております。週末には多くの家族連れでにぎわっているところです。11月3日にはオープン5周年記念として、宝探しゲームが行われ、子供たちが宝物を探しながら広場内でのイベントを楽しんでおりました。

また、併設のドッグランわんこの庭のびのびも大変ご好評いただいております。村内外の多くのお客様に楽しんでいただいているところです。

これら各施設は、復興拠点としてにぎわい創出に大きな役割を果たしております。今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努めてまいります。

次に、各種イベントでのPR活動ですが、9月6日、7日に開催された福島民放主催の自転車レース、ツール・ド・ふくしまにおける天神岬スポーツ公園での物販出店をはじめ、9月20日、21日には、コラッセふくしまで開催されたあぶくまロマンチック街道物産フェア、10月4日には東京都渋谷区で開催されたふくしまフェスタ in 恵比寿ガーデンプレイス、10月18日、19日には、福島市あづま総合運動公園で開催されたライブあづま・パークライブ2025ふくしまマルシェ、11月8日、9日には、東京都目黒区の第62回目黒区商工まつり～目黒リバーサイドフェスティバル2025～など、県内外での様々なイベントに参加し、村の特産加工品の販売等を通じて、広く飯舘村のPRを行ってまいりました。

また、11月26日、27日には、全国の信用金庫が中心となり、東京ビッグサイトで開催さ

れた2025よい仕事おこしフェアに参加し、来場者や参加企業の皆様への村産品紹介や会場ブース内において、村の産業団地や企業立地等補助金についてのPRを行ったほか、村の事業者ご本人が販路拡大のための商談会に参加するなど、全国から参加された企業様に、村の産品や企業誘致について広く発信をしてまいりました。

今後も村内の事業者の皆様の事業活動の一助となるような機会に継続的に参加をしていくとともに、村への企業誘致につながるような活動を積極的に行ってまいります。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係です。

村営住宅関係の村内における入居状況については、入居可能戸数111戸に対して97戸、147人が入居しており、65歳以上の割合は約38%となっております。

また、簡易水道の仕切弁周辺や集落排水のマンホール周辺の段差解消のため、合わせて2か所の修繕を進めており、通行の安全確保に努めております。

次に、土木係です。

村道舗装機能回復工事については、今年度工事を進めている長泥地区の4路線、延長240メートルは、今月末には全て完了の見込みです。

また、普通河川の除草につきましては、延長約18.4キロメートルを今年度も実施してまいりました。また、村道の除雪については、事業者への委託と併せて今年度においても、5つの行政区による行政委託により除雪を行う体制を整え対応してまいります。

次に、農業基盤再生係です。

農業基盤整備促進事業につきましては、用排水路の機能診断と暗渠排水の機能診断を進めております。機能診断については、各行政区の工事協議担当者や、担い手等へのヒアリングや現地踏査等により実施しており、用排水路の機能診断は令和8年度末までにおおむね完了予定であり、暗渠の機能診断については、今年の11月をもっておおむね完了したところです。今後機能診断及び国との協議が完了した箇所から順次工事を進めてまいります。

次に、ため池における放射性物質対策工事については、今年度は4か所において工事を進めております。また、ため池の補修工事については5か所について工事を進めており、いずれも年度内完了を目指して工事を進めてまいります。

営農再開が加速するよう各事業とも推進してまいります。

次に、教育委員会関係です。

まず、いいたて希望の里学園並びにまでいの里のこども園の状況です。

2学期中の教育保育活動について、保護者、地域の方々にご協力をいただきながらの取組ができております。

去る9月16日には、飯樋地区の水田において、学園の前期課程児童全員と、こども園の年長児による稲刈り体験事業が実施されました。子供たちが地域の方々にお手伝いをいただきながら、今年5月に植えたあぶくまもちの稲を自分たちの手で刈り取りました。刈り取った餅米は、今後学校給食またはいいたて学の凍み餅づくり事業に活用予定とのことです。

次に、11月5日には、スポーツ公園陸上競技場において、川俣町内小学校といいたて希

望の里学園との持久走交流会が開催され、前期課程の児童が川俣町内小学校の児童と交流いたしました。陸上競技大会から持久走交流会に変更され2年目となった今回の大会では、お互いが声援を送り合い、一人一人が最後まであきらめず完走を目指し頑張る姿が見られました。今後も、他校との交流会なども取り入れながら、子供たちの健全育成に努めてまいります。

次に、秋の恒例行事として、いいたて希望の里学園では、10月25日にいいたてっこ発表会秋蜻祭が開催され、まていの里のこども園では、11月29日に生活発表会が開催されました。このうち、秋蜻祭では、それぞれ学年ごとに趣向を凝らした劇やダンスの発表がされたほか、いいたて学で学習したいいたて元気太鼓や、小宮の田植踊りの披露、村内企業を訪問しての感想の発表など、児童生徒の学びの成果が十分に発揮されたすばらしい内容がありました。改めて先生方のご指導に感謝申し上げ、また当日は村議会議員をはじめ保護者の皆様にご覧いただき、惜しみない拍手をいただくなど、子供たちへの心温まるご支援をいただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げます。

次に、生涯学習課関係です。

まず、市町村対抗軟式野球大会ですが、9月14日に開催されました。飯館村代表チームは柳津町と対戦して健闘しましたが、惜しくも3対8で敗戦となりました。

また、市町村対抗ソフトボール大会は、10月4日に開催され、飯館村代表チームは古殿町と対戦して善戦しましたが、1対11で惜しくも敗戦となりました。

両チームともに練習機会が少ない中での出場でありましたが、健闘いただいた選手の皆様、関係各位に深く感謝を申し上げます。

次に、第2回村民スポーツ大会は、10月13日のスポーツの日に、いいたてパークゴルフ場を会場に開催いたしました。31歳から91歳までの30チーム、119人の村民の皆様が参加して、パークゴルフによる競技を行いました。当日の天候は小雨模様で肌寒い中でありましたが、行政区を代表して参加した選手は、団体戦と個人戦に臨み、競技中も1打ごとに笑顔や歓声が出るなど、行政区を超えた親睦が図られた大会となりました。なお、第2回大会の優勝チームは、昨年に引き続き、二枚橋・須萱チームでありました。

次に、第42回いいたて村文化祭は、村商工会主催のいいたて秋まつりと合同で10月26日に交流センターで開催されました。10月23日から7日間の総合文化展では、約780点の作品が展示されたほか、福祉チャリティー祭り、学校の貴重な昔の写真や制服などの特別展示、飲食物販の各種イベントなどが設けられ、7日間で延べ約1,000人が来場いたしました。

次に、11月16日に開催されました第37回ふくしま駅伝についてです。飯館村チームは震災による全村避難以降も前半・後半のみの出場も含め、連続出場を続けてまいりましたが、本年については、選手確保ができず、やむを得ず不参加となりました。来年の出場に向けて、選手学校関係者と連携を密に図りながら、選手確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、9月定例会以降の村政の主な動きです。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第75号は、令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）です。

既定予算総額に3億2,177万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を123億5,785万4,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に2,017万8,000円の増、民生費の社会福祉費に1,496万1,000円の増、農林水産業費の農業費に1,196万4,000円の増、林業費に3,529万6,000円の増、商工費の商工費に1億7,131万9,000円の増、土木費の道路橋梁費に3,308万7,000円の増などを計上しております。

歳入には、地方交付税、国県補助金、繰入金、前年度繰越金等を充てております。

議案第76号は、令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に133万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億5,796万円としました。

議案第77号は、令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。既定予算総額に158万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億723万4,000円としました。

議案第78号は、令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に14万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,316万8,000円としました。

議案第79号は、令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第3号）です。

収益的収入及び支出の収入から157万1,000円を減額、支出から165万4,000円を減額する補正予算です。

収入は、企業会計上の処理に伴うもの、支出は人件費と委託料の請差整理を行うものです。

また、資本的収入及び支出の収入支出からそれぞれ178万3,000円を減額する補正予算を計上しました。メーター器基金の廃止に伴う整理と、長期債償還金の支出科目の組替えによるものです。

議案第80号は、令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）です。

収益的収入及び支出の収入から226万7,000円を減額、支出から236万7,000円を減額する補正予算です。

収入は、企業会計上の処理に伴うもの、支出は委託料の請差整理に伴うものです。

また、資本的収入及び支出の長期債償還金について、支出科目の組替えを行うものです。

議案第81号は、飯舘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

これは、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、こども誰でも通園制度が令和8年度より実施されるに当たり、児童福祉法に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

議案第82号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員に準じ、地方公務員の部分休業制度の拡充を図るものです。

議案第83号は、飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、育児を行う職員が仕事と生活の両立支援制度を利用しやすくするため、該当する職員への制度説明と意向確認等を任命権者に義務づけるものです。

議案第84号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（洞の入ため池）請負契約の変更についてです。

令和7年5月9日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額から502万1,500円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。

なお、変更後の契約金額は2億5,567万8,500円です。

議案第85号は、営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大橋ため池）請負契約の変更についてです。

令和7年5月9日付で後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額から1,013万1,000円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。

なお、変更後の契約金額は7,896万9,000円です。

議案第86号は、営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘東部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大吹ため池）請負契約の変更についてです。

令和7年5月9日付で、荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額に1,188万3,300円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。

なお、変更後の契約金額は1億2,848万3,300円です。

議案第87号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（股田川ため池）請負契約の変更についてです。

令和7年5月9日付で、濱田建設工業株式会社等工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額から1,604万7,900円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。

なお、変更後の契約金額は1億2,695万2,100円です。

議案第88号は、深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約の変更についてです。

令和7年10月3日付で、濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事工程の変更等により、当初工事請負額から451万円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。

なお、変更後の契約金額は7,249万円です。

議案第89号は、飯舘村第7次総合振興計画につき議会の議決を求めることについてです。

これは、令和8年度から令和17年度を計画期間とする飯舘村第7次総合振興計画について、議会の議決を求めるものです。

以上が、提出しました議案の内容です。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時38分)

◎再開の宣告

議長(佐藤真弘君) 再開します。

(午前11時19分)

◎散会の宣告

議長(佐藤真弘君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時20分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月5日

飯 館 村 議 会 議 長      佐藤 眞弘

同                      会議録署名議員      佐藤 勝見

同                      会議録署名議員      横山 秀人

令和7年12月9日

令和7年第8回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和7年12月9日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年12月9日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和7年12月9日 午後 4時32分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員  出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	3番 花井 茂		4番 飯畑 秀夫			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 小林 徳弘	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 農事務局長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	△	選挙管理委員会 委員	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年12月9日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月5日総務文教・産業厚生の高常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 花井 茂君、4番 飯畑 秀夫君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5番 高橋孝雄君。

5番（高橋孝雄君） 皆様、おはようございます。

令和7年第8定例会の中で、一般質問をさせていただきます。

光陰矢のごとしと申しますが、震災原発事故から14年9か月、そしてその中で村に戻った村民の方が1,170数名ということで、ほかの村民の方は避難先で住宅を取得して、仕事を見つけて働いているという人が大勢おります。いずれ村に戻るか、避難先に住所を移すかしなければならぬ時期が参ります。今のままの状態であれば、当然地方交付税、さらには国・県からの助成事業も削減されることは目に見えております。そういうことを想定して、今後の村づくりを進めていかなければならないと、このように思っております。

そして戦後80年、敗戦で傷んだ日本の国をここまで築き上げた高齢者、飯館村には1,000人おります。その方々が、今になってやはり周囲からも家族からも粗末に扱われないような、そういう行政指導もお願いしたいと思っております。

それでも、認定こども園、また希望の里学園の生徒さんたちの元気な声を聞いた時に、村に戻ってきてよかったなど、こう思っております。この子供さんたちが、我が身をつねって人の痛みの分かる、優しく、賢く成長をされますよう、関係各位のご指導を願うところでありまして。それでは質問に入ります。

1、農業を再開された農家の支援について。

1-1、水田の耕作を再開した農家の用水路が再三の要望にもかかわらず、いまだに整

備されていないのはどのような理由か伺います。

1-2、震災原発事故から長年がたち、農地周辺の雑木も伸び放題になっております。雑木を伐採しなければ作物を栽培しても育ちません。農家の要望がある場所は早急に対応をしてもらえないかを伺います。

1-3、暗渠排水工事について、除染工事で潰れた所が多々あります。農家の要望がある箇所については、速やかに工事を進めることができないものか伺います。

1-4、イノシシや猿よけの電牧セットが古くなって効き目がなくなり、新しいものを貸与してもらえないかを伺います。

2、県管理河川の土砂撤去について。

2-1、県管理の河川であっても、震災原発事故前は地域住民が大勢おりましたので、少なくとも年2回以上河川の草刈り作業をしております。水の流れもよくなり、土砂もほとんどたまりませんでしたが、現在帰村された人が少なくなり草刈り作業もできません。そのため土砂がたくさんたまり、作付した水田に泥水が上がります。泥水が上がらないように早急に土砂の撤去ができないものかを伺います。

3、国道399号線の早期改良について。

3-1、国道399号線の中に特にトラブルの多い箇所があります。車同士が擦れ違いで、運転手同士のならみ合いが度々あります。早期に改良ができないものかを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 5番 高橋孝雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1「水田の耕作を再開した農家の用水路が再三の要望にもかかわらず、いまだに整備されていないのはどのような理由か」についてお答えいたします。

農業用排水路の整備については、現在、国からの強い指導に基づき全体の工事量を再確認するため、地元から整備要望があった既設の用排水路について機能診断を実施しております。

機能診断の内容としては、事業者や職員による現地調査のほか、各行政区の工事協議担当者や地権者、耕作者へのヒアリング等を実施しております。また、土水路については機能診断が不要ですが、既製品の水路と併せて一体的に施工する計画を検討しているところです。

今後につきましては、機能診断の結果を踏まえ、営農に支障となる水路について国と協議し、用排水路整備を進めてまいります。

次に、ご質問1-2「震災原発事故から長年がたち、農地周辺の雑木も伸び放題の状況のため雑木を伐採しなければ作物を栽培しても育ちません。農家の要望がある場所は早急に対応をもらえないのか」についてお答えいたします。

まず、村所有で営農の妨げになっている公有林については、予算の範囲内で支障木として伐採等の対応をしている状況であります。

また、村所有以外の民有林につきましては、多面的機能支払交付金を活用して集落の共同活動として農地周辺の支障木を伐採することができますので、当該地区ごとに事業を

ご利用いただきますよう、改めて多面的機能広域協定運営委員会を通じて周知してまいります。

引き続き農家の皆さんのご意向をよく確認し、丁寧にヒアリングしながら、必要な対策を進めてまいります。

次に、ご質問1-3「暗渠排水工事について、農家の要望がある箇所については速やかに工事を進めることができないものか」についてお答えいたします。

ご質問1-1の答弁内容と同様に、水田の水管理用の暗渠排水設備につきましても、国からの強い指導に基づき全体の工事量を再確認するため、各地区の代表地点において既設の暗渠排水の機能診断を実施しております。

機能診断の内容としては、職員による現地調査のほか、各行政区の工事協議担当者や地権者、耕作者へのヒアリング等を実施しております。

今後につきましては、機能診断の結果を踏まえ、地域計画の目標地図上において担い手がっている、または担い手希望があると表示されている水田について、暗渠排水整備を進めてまいります。

次に、ご質問1-4「イノシシや猿よけの電牧セットが古くなって効き目がなくなりました。新しいものを貸与してもらえないものか」についてお答えいたします。

鳥獣被害対策としての電気牧柵等については、福島県営農再開支援事業により平成27年度から営農再開を企図する農家の皆さんを対象に、営農再開推進協議会から無償にて貸与しているところです。

しかし、使用を開始してから最長で10年を経過するものもあり、バッテリー等の劣化等が進んでいるものと認識しております。一方で、福島県営農再開支援事業では、一度導入した電気牧柵等について老朽化したバッテリー等の消耗品の交換は事業上できません。

そこで、村としましては、令和7年度から未来へつなぐ農業者支援事業にて、電気牧柵のバッテリーを含む消耗品等の導入を事業対象としております。改めて事業の内容について農家の皆様にご案内をしております。

次に、ご質問2-1「県管理河川の土砂撤去」についてお答えいたします。

県管理の二級河川につきましては、福島県相双建設事務所が管理しており、今年度は新田川の関沢地区の河道掘削工事を実施予定と聞いております。

令和元年度以降の河道掘削工事の施工状況としては、新田川、飯樋川及び比曾川について、河道掘削工事を県発注の工事として進めてきたと聞いております。なお、11月に行われた行政区ヒアリングで、複数の行政から土砂撤去の要望をいただいておりますので、県に対し早期施工を要望してまいります。

次に、ご質問3-1「国道399号線の早期改良」についてお答えいたします。

国道399号線の擦れ違いが困難な箇所については、村民をはじめ地域の皆様にご不便をおかけしているところでもあります。村としましては、これまで早期改良を求めて国及び県に要望活動を行っております。

今年度は11月11日には、県内外沿線9市町村により構成される国道399号改良整備促進期成同盟会において、福島県土木部長への要望活動をしているほか、8月6日及び12月

4日には県内沿線5市町村により令和5年に設立された国道399号あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会において、それぞれ国・県に要望活動を行っております。

今後も、関係する自治体、団体、機関と連携して、国道399号の早期改良の実現に向けて取り組んでまいります。

以上となります。

5番（高橋孝雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、水田耕作を再開した農家の用水路の件についてでございますが、これは再三、建設課長も分かっているとおり、割木のところなんですけれども、これが来年やる、再来年やる、そのうち今度はこの診断を受けなければできないと。こういう答弁であります。農家にとりましては、国、県、村、事業別々にあるのは関係ないんですよ。ただ問題はやっていただければいいんです。ただ、県の事業だ、国の事業だ、村の事業だと区分けしてやっているものですから、いまだに作付がまだ決まっていないところに、立派なU字溝入っているところいっぱいあります。草かぶってU字溝見えないところ。そして、片方は今米を作って、それで土側溝で、イノシシに崩されて田んぼに水が入らない箇所がある。そういう側溝をやってくれないので、農家が本当に困っているんです。これを何とか、国、県でできなかつたら村で単独でできないものか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備促進事業においては、国からの指導もあり今現在機能診断を、暗渠と水路について実施しているという状況でございます。その結果を受けて、水路整備、暗渠整備を進めてまいるということでございます。

単費でという話でございますが、なかなか単費という部分につきましては難しいかなと考えておまして、国の事業等を活用して整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

5番（高橋孝雄君） 今、課長の答弁はそのとおりであります。しかしながら実際に立派なU字溝が入って、いつ作付するか分からないような田んぼ、実際見て回ってきました。草かぶってその中にU字溝ありました。それが行政のやり方なんですかと、こう言われたもので、私がこの一般質問をする羽目になりました。

ですから、今課長の答弁で、診断してどうのこうのじゃなくて、もう作付して3年も過ぎていんですよ。毎年土側溝でイノシシに掘られて、それで溝が崩れて、機械の行けないところは手で上げて、大変な作業なんです、農家が。それが高齢者だというわけですが。彼は大体、1町8反くらい作っているんです、水田。そういうところ、国でできなかつたら、県でできなかつたら、村でできないのかと言っているんですよ。それがもう再三言っているんですから。耕作始まる前から言っていて、来年やる、次の年やる、今度は今の答弁のようにこれから診断して始まる。そんなやり方ありますか。何とかできないものか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 農業者の方で苦勞されている方もいるということでございます。やはり村の単費で進めるという部分につきましては、規模等も大きい、予算もかなり必要となるものと認識をしておりますので、農業基盤整備促進事業、国の事業でもって進めていかざるを得ないと考えているところでございます。

5番（高橋孝雄君） 来年の作付をするには、もう今から準備しなきゃならないんですね。ですから、できるのかできないのかお答えをお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 今現在機能診断をそれぞれ実施しております、その機能診断の結果を受けて、営農に支障となるという箇所について国と協議をして、その協議が整った箇所から工事を進めていくということとなりますので、ご理解いただければと思います。

5番（高橋孝雄君） それでは答弁になっていないんですよ。最初から、だったらできないならできないで、それで構わないんです。仮設置場のU字溝もなにもいっぱいあったんだができないんだ、そう言ってくれば、手伝ってでもなんでもやりますよ。本人もそういう。だけれども、やってやる、来年やる、再来年やる、これでは。それで今になって診断待ちでは、来年の作付に間に合わないですよ。だったらば、個人で、自分でやれと言うしかないんです。そういうことになるんですね。診断待ち、いつになるか分からないでしょう、これ。もう一回、できないならできないではっきり言ってください。

建設課長（高橋栄二君） ケース・バイ・ケースというか、その現場での対応、現場がどのような状況かという部分もちょっと把握した上で、答弁させていただければとも考えております。

5番（高橋孝雄君） 私が言っているのは、できるのかできないのか。できないんだったら、もう今のうちからどこから有志集めて、そして今入れないと、来年の作付に間に合わないんですよ。だから、できないならできないで構わない。お答え、お願いします。

建設課長（高橋栄二君） 水路のことかなと思っております。水路につきましては、今年度も実施しております、営農再開の予定のある箇所につきましては令和8年度までちょっとかかってしまうということもございますので、ご理解いただければと思います。

5番（高橋孝雄君） それは理解できませんよ。私言っているのは、できないならできないで構いません、そうお答えくださいと言っています。また来年やる、いつやるでなくて。できないならできないように対応します。改めて答え、できるのか、できないのか。お願いします。

建設課長（高橋栄二君） その箇所が、特定、ちょっと現段階でできないということでございますので、その場所をお聞かせいただきながらご回答申し上げたいと考えております。

5番（高橋孝雄君） できないということでもよろしいんですね。でしたらば、私も手伝って、その箇所を何日かかってもやりますので。それでよろしいんですね。

副村長（中川喜昭君） 農業基盤整備促進事業、遅れていますこと大変申し訳なく思っております。先ほどおただしの中で国、県、あと村という部分ありましたが、今現在交付金事業で進めているということでありまして、国からの支援をいただくという形で、今、担当課が進めている状況であります。県としてはこの事業がありませんので、あとは村でありますけれども、かなりの予算規模になるということで、今現在国の支援を受けて進めていきたいということでもあります。

それで、いつなんだという部分ではありますが、今現在機能診断をしております、その結果に基づいてやる時期が決定されるということでもあります。そういうことで、今担当課長としては、やる、やれる、やれないという部分がこの場では答弁できないという状

況であります。

議員おただしの箇所も、どういう箇所かというのはありますし、あくまでも営農再開をするというそのエリアに入っている部分は該当するというのは基本で、そこからこの機能診断の状況で判断されるようになっておりますので、それについて、箇所的にも今後担当に教えていただいて、ご相談いただければと思っております。よろしく願いいたします。

5番（高橋孝雄君） 事業については国、県、村独自にあります。課長を責めるつもりはないんですよ。ただ、もっとはっきりしてほしいと。課長が駄目だったら村長、どうなんですか。

村長（杉岡 誠君） 今、議員がおただしのとおり従前からいろいろと要望していただいて、私自身も農政を担当しておりましたので、そういう要望取りまとめ等も私もさせていただきましたから、いまだに営農の再開が一番進んでいる地区においてどうなのかというお話は、まさしく理解どころか、私としても心を痛める部分があります。

ただ、その事業執行においては、今言ったように公平性であったり、あるいは事業費の問題であったりいろいろなことがありますので、国の事業を活用してということでは進めさせていただいておりますので、この国の事業を活用する限りは今のスケジュール感でいくと令和8年度までは機能診断がかかってしまう。その後の国の協議ですから。実質的に、おただしのとおりで行けば今すぐできるということはなかなか難しいのかもしれませんが、課長としては、担当課としては現場を見せていただきたいと。今おっしゃるように、もう来年の営農に支障があるんだという緊急的な部分、あるいは災害とかも多々ありますので、そういうものをちょっと見させていただいて、その上で必要な回答をさせていただくということに答弁はとどめさせていただきたいなと思います。今、具体の場所を議員は頭の中に思い浮かべながらお話いただいておりますが、ちょっとこの議会の中でも、私たちもその具体の場所を今把握できているわけではありませんので、大変申し訳ありませんがその具体の場所をご指導いただいて、ご案内いただいて、それを見た上で判断をさせていただきたいと、そのように考えるところであります。

以上であります。

5番（高橋孝雄君） 場所は課長が分かっていると思いますので。

確かに、今、再開しているのは年寄りなんです。83歳の方。1町5反か6反作っているんですけども、本当に、今、行政にも迷惑をかけないように現役で農業を続けている、そういう人は、要するに、何とか行政でも支援してやってほしいというような思いでこれをお願いをしたわけでありまして。ですから、確かに課長には厳しいことを言いましたが、私どもはできなかつたら自分でやると、こう言っているんです、本人はね。だから、できるかできないかを聞くだけでいいんだと。それを3年間もやられて苦労したということなので、今強い口調になったのはそういうわけなんです。

では、次に参ります。

質問1-2、震災原発事故から長年がたち、農地周辺の雑木が伸び放題であります。今、答弁いただきました。それで、村の土地についてはそれは何とか構いませんが、民間の

土地、個人所有のものについては話合いで、気に入ったところは構わないが、気に入らないと駄目だという人もおるもんで、農地法ではそういうところは何とかならないものかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 原発の長期間の避難により、山が荒れてしまって農作物に影響があるということですが、一応民有林に関しましては、先ほど答弁したとおりですが、多面的事業のほうも活用ができるということもありますので、そちらの事業を活用していただいて対応していただきたいと思っております。

5番（高橋孝雄君） 実は、個人所有の支障木は「俺のところは駄目だ、俺のものは切ってはなんねえ」という人もいるわけだ。だけど、実際に農地にかぶっていて、稲作ってもいつまでも実も入らないで、最後倒れて、ほとんど米が取れない、そういうところもあるんですよ。そういう箇所は農地法で何とかならないものかと。個人を説得して、それを切ってもいいというようなそういう、村として、そういう個人所有者に対しての話合いで決着つけることはできないものかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 農地法で山の木が切れないかということですが、ちょっと農地法の中でそういう森林の伐採ができるかどうかというのは、ちょっと今の状況は私も分かりかねるところがありますが、民有林でありますと、村で今進めております森林再生事業という部分がありまして、そちらでの対応も可能かと思っております。それにつきましては、まず計画をつくってから段階からの作業となりますので、その辺のご理解はいただきたいと思っております。

5番（高橋孝雄君） それでは、しかるべくいろいろな対応をお願いしたいと思えます。

では、1-3について再質問します。

この暗渠工事についても、原発事故当時、除染が終わるときには鳴り物入りですぐに暗渠を入れる、基盤整備するという話でしたが、だんだんとこれ、ああでもない、こうでもないという文句をつけてきました。これ、やはり国の責任でやるということになれば、これは村として国に強く要望すべきではないでしょうか。取りあえず、この前、森さんが言ったとおり1兆3,000億円もあると、予算取ったんだと。ただ、予算は浜通りのほうばり流れていったんでは、とてもじゃないがたまったものではありません。

そこで、独り言をよろしいですか、議長。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

（午前10時30分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前10時34分）

5番（高橋孝雄君） それでは、この暗渠事業についてもできるだけ早急に工事を進めてほしいと。

それから、工事の内容について注文をつけるわけですがけれども、今、飯舘村には振興公社そして上飯樋生産組合、この2つの組合は大型機械なんですよ。ですから、特に上飯

樋地区の機械は200馬力もある物すごい重い機械が入るわけですから、これ深さが70ではとても暗渠が潰れてしまうと。だから、やはり普通の12市町関係なく、飯舘村独自で、やっぱり1メートルの深さに掘り下げてほしいと、こういう要望なんです。これを何とか国にお話しできないものかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 暗渠工事を進める際の深さのことかなと思っております。農業基盤整備促進事業という要綱に基づいて暗渠工事も進めていくということとなります。さらにはその現場の状況にもよって、基準と合致させながら、現場の状況を見ながらも進めていくということになりますので、その基準にのっとって進める、深さについても基準に沿って進めるということとなりますので、ぜひご理解いただければと思います。

5番（高橋孝雄君） これ、確かに12市町村の協定の中での工事内容なんですね。それは分かっていますけれども。だから、現場というのはやはり机の上で計算したようにいかないんですよ。吹雪の様子をテレビで見ているようなもので、暑くも寒くもないんですよ、中で見ていれば。しかし現場は寒いんです。ですから、そういうことをやはり分かってもらわないと、今後どんな仕事をやっていくにしてもやはりそれを頭の中に入れておいてもらわないと困るんだということを、やはり県でも国でも、来た人に対してはアピールしてほしいんです。そうすれば、向こうから来た人だってそれは分かってくれると思うものですので、ぜひそういうやり方を取ってほしいなど。次に行きます。

村長（杉岡 誠君） 今、ご質問の中で12市町村の協定の中での工事だというご質問と申しますか、ご趣旨の発言ありましたが、今回の事業に関しては特段12市町村が何か協定をしているわけではないということ、ちょっと改めて申し上げておきたいと思っております。あくまで12市町村とはいえ、それぞれの国の事業要綱、予算に基づいて個別具体的に国と一対一で協議をしながら進めてきておりますので、横の何かがあるわけではないということは改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、机上の空論では現場はならんのだというのは、まさしくおっしゃるとおりでありますので、そこを現場に一番近い担当課としては現場に足を運びながら、あるいは地元の工事協議担当者の方とか、区長さんはじめいろいろな方々にお声がけをいただきながら現場を見させていただいて対応しておりますが、何分にもあらゆる予算については要綱であったりルールがありますので、このルールを中でいかに読み込むかということを一生涯懸命やってきております。そこで読み込めないものがあるだろうというご質問かなと思っておりますが、このルールの厳密化ということをどんどん実は進められてきているかなと私としては感じております。暗渠の件の話もありましたし、今回の機能診断の件もありますが、要望すればするほど、そういう本来守らなきゃいけないところの厳密化ということ国としては指導できるものですから、そこを受けて時間がかかっているという部分を私は感じておりますので、ある意味現場の部分は一番農家の方々がよくお分かりですけれども、村の担当者にある程度任せていただく部分もあるかなと。要望に関しては私が責任を持ってやっていきますので、そこは一任をいただきたいですし、私を經由して要望させていただきたいなと思っております。個別の部分を個別にされると、村の方がこういうふうに言っていたよということが国から打ち返されたときに、担当課

は非常に窮することが、まま、経験上ありますので、そこは申し訳ありませんが、私を通しての要望に統一させていただければありがたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

5番（高橋孝雄君） 大変な事業ですけれども、一つ一つ問題を解決していかないと、あまりため過ぎると何からやっいいか分からなくなるというのが現状であります。今、答弁のとおり、何とか厳しい状況ですが、ひとつ前向きに取り組んでほしいなと思います。

次に行きます。

イノシシの電牧セットについてでございますが、これ、私は50年以上農業をやってきて、まだ一度もイノシシの被害に遭ったことないんです。この原発事故で避難している間に急にイノシシと猿が増えたんだと。そしてこの電牧セット、これをやったために作業もやりづらい、この線が今度機械に絡まれば機械が壊れる、大変な問題なんですよ。そして、挙句の果てに収穫1週間前になって1枚の田んぼをごちゃごちゃにやられて、電牧張っていたんですけれどもそういう状態。どこに文句を言えばいいのか分からないんですよ。共済組合に言ったって、それは駄目だと多分言われるはずですよ。ですから、せめてこの電牧セットだけは新しいものを貸してもらえれば、取り替えてしっかりと張れば入らないと思うんです。猿については本当に困りました。捕まえた猿全部放すんじゃないくて、半分ぐらいはやっぱり処分してもらわないと。とにかく悪いことするもんですから。だからこの電牧セットを何とか、答弁いただいたのでは新しいものを貸してもらえるのかなと、もう一回お願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） イノシシ、猿の被害の部分で、電牧の劣化に伴うということでございますが、今年度から未来へつなぐ農業支援事業という補助事業がありまして、村単独でございますが、そちらで電牧関係のバッテリー等の消耗品関係につきましては交換、購入ができるということでありましたが、ちょっと村のほうであまりお知らせが少なかったのかなという部分で反省があります。来年に向けて、皆さんに周知していただいて、こういうバッテリー等の劣化に伴う機器の更新ですか、そちらは使っていただくよう、広報等でお知らせをしていきたいと思っております。

5番（高橋孝雄君） では、農家がお願いすれば何とか対応してもらえるんだね。よろしくお願い申し上げます。次に参ります。

河川の土砂撤去についてですけれども、答弁はいただきました。これ飯樋川、土砂の置場所はあるんですか。

建設課長（高橋栄二君） 二級河川ということで、県管理の河川ということで、相双建設事務所です。土砂撤去の工事につきましては進めているというところでございます。

土砂の搬入先、こちら県とも情報を共有しながら、地元の区長さんとも共有しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

5番（高橋孝雄君） 松塚は入っていないんですか、これ。松塚の河川は。

建設課長（高橋栄二君） 松塚の河川といいますと新田川かなと思いますが、一応県管理の二級河川ということで、土砂がたまっていれば撤去の対象という認識でございます。

5番（高橋孝雄君） あそこ、松塚のところに花を作っている人がいて、そのハウスに水が入るといことで、今年もいろいろ、課長も温室に行ったと思う。何とか草だけ刈ってもらって今年は水が上がらなかった。あの河川が上がると、ハウス、7棟か8棟あるのが水浸しになると。今度上がったれば花作りやめるんだという覚悟でいる人もいるので、何とかそういうところを。

そして、あと置場所ですね。私、菜種作りに借りたい箇所がありました。そこに、大体1,500台、10トン車で、それぐらいは入ると思います。そこに土砂を置いてください。この前のように村民の大切な命の水の上に河川の土砂を上げるといことををしなくても済みますから。ひとつ、千四、五百台は入ると思うので、置場所は確保しましたから、とにかく県に言って、早急に河川の土砂撤去を進ませてください。お願いします。

建設課長（高橋栄二君） 土砂撤去、土砂の搬入先の件でございます。詳しい箇所、お伝えをいただきまして、県とも共有しながら、農地法とも照らし合わせながら進めていくものと、県のほうで進めていくものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5番（高橋孝雄君） それもよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、3-1の399のトラブルのある箇所ですが、これ八和木の水門のところなんです。それが、地元の人だったら向こうから来た車が見えれば手前で止まっているんです。しかし、分からない人が来て、あの水門の辺りに来て、今度はならみ合い「お前、バックしろ」と、そういうトラブルが何回もあるんですよ。あそこで事故でも起きたら大変なことになるので、そういう危険な箇所は早急に改良してもらわないと。特に、地元の人でなくてほかから来る人が多いもので、事故前はそんなに知らない人が来なかったから、地元の人だからちゃんと向こうに車が来れば止まって見えた。しかし、今は全然知らない人が来て、大型同士が、軽トラックだって通れるかどうかなのに、大型通れるわけない。そこでならみ合い。私が中に入って止めたこと再三ありますので、何とかそれ、村長、早急に改良できないものか。お願いします。

村長（杉岡 誠君） 1回目のご答弁で申し上げておりますが、まさしく早期改良に向かって、私も就任以来相当、議員の皆様ともいろいろな形で要望活動を重ねさせていただいているかなと思います。

おっしゃる箇所についても要望箇所に入っておりますので、399号線の中で、特に浪江から飯舘にかけて、また飯舘村内に関しては整備率が非常に低いというのは財務省も国交省も、あるいは復興庁も、あるいは福島県自身も認識をしている中で、強く要望させていただいております。

先般、土木部長にもあぶくまロマンチック街道沿線自治体の5市町村の代表として、私副会長を務めておりますので、そういう形で要望させていただいておりますが、県としても事業化に向けて検討しているという前向きな声を、言葉をいただきましたので、それは県がしっかり国の財源を確保するのかなと思いますけれども、それに向けてなお私たちも、援護射撃ではありませんが、村としてもあるいは市町村としても、国に直接要望をさらに重ねてまいりたいと考えております。

以上であります。

5 番（高橋孝雄君） この399の期成同盟会の会長がまた岩城光英氏になりました。先生は参議院落選してからやはり力がなくなったのかなと、こう思うしかないんです。頼んでもなかなかできないもので。それでもやはり会長でありますから、やはり村長が何とか頼むということを書いてほしいんです。よろしくお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今、おっしゃっていただいた元議員の方については、国道399号線の改良整備促進の期成同盟会という、南陽市からいわき市まで入って県域を越えた形の市町村の中での代表の方の話であり、それはそれで過去からずっと要望しておりますが、さらに被災地の5市町村、田村市、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村というこの被災地としての5市町村としても実は別のあぶくまロマンチック街道の沿線自治体として実は会を作って、別の形での要望も重ねておりますので、これはかなり強いなと思っております。

私たちが国に要望活動行くときに、県の担当者も同行してまいりますので、岩城先生のほうについても当然県担当は一緒になっておりますが、私たちの5市町村のほうについてはなおいろいろな、さらにプラスアルファの要望もできていますから、できると思いますかいろいろな箇所に対して要望しておりますので、そこはさらに強めていきたいと思えます。議長というお立場で参加いただくのは、実はこの期成同盟会のほうではありますが、5市町村のあぶくまのほうについては首長の中でやらせていただいておりますので、両方面からしっかりやっていきたいと考えております。

以上であります。

5 番（高橋孝雄君） この期成同盟会については、やはり399は山形まで行っているんですね。長い道のりで、多くの市町村が一緒になって運動しているわけですがけれども。現在、浪江から葛尾に来たのは399じゃないんですか、トンネルできたの、違うの。（「いわきから川内」の声あり）

この399、やはり白石から長泥抜けて、津島抜けて国道114号線につないでもらえれば、村の道路網の整備もかなりよくなるし、やはり道路については福島中央自動車道のインター、飯舘インターと併せて、ですから、大変でも、村長、再三再四、また来たのかと言われるくらい行かないと効き目ないんです。大変でもひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで、高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、6番 渡邊 計君の発言を許します。

6 番（渡邊 計君） 議席番号6番 渡邊 計、12月定例会において一般質問をさせていただきます。

今年は非常に暑い夏で、それで山の実もあまりならなかったということで、これまでにないほど熊が人里に下りてきて、死亡される方もおるなど大変被害が出ておられ、飯舘も最終目認されたのが9月6日と伺っておりますが、ここ何年かたまに見たような話があったと思われるんですが、たまたま今年選挙があったのでちょっと歩いてみたら、あ

る人に、いや40年前に飯舘で熊見たんだと。ニッ森にいたんだよと。ただ、その頃は今みたいに騒いでいないので、一応警察には電話しましたが、今みたいな対応はなかったと。ですから、飯舘もかなり前からいたのはいたんだと。ただ飯舘の場合は、村の面積の70%、75%が山林ということで、山が多いということで、熊の数も少ない中であれば実りが少なくても何とかあったのかなと思われませんが、この暑さは今後まだまだ続くと思いますので。私も家庭菜園やっているんですが、今年はミニトマトとかそういうものを作っているんですが、やっぱり暑さのせいで途中で駄目になったと。ですから、山なんかはかなり熊の食べ物となるものがならなかったのかなと。実際熊は増えてきているそうなんですよね。ただ、その中で今年みたいに物、実がならないと、要は縄張り争いに負けた熊、若い熊、そして子連れの子熊が食べ物がなくて人間界に下りてくると。そうすると、食べていないので半分気が狂ったような状態で食べられるものには何でもかかっていくような状況になっているらしいですよ。今後、飯舘村民も福島や伊達市やそういうところに避難している人が多いので、ぜひ気をつけていただきたいと。それにより、村から今年緊急に熊鈴が配付になって、皆さんつけておられる方、あるいはつけられない方それぞれですが、今後さらなる対応をしていっていただきたいと思うところがあります。

では質問に入ります。

まず最初、議案書についてであります。10月3日の臨時議会において議員よりも先に傍聴に来られた一般の方に議案書が配付されました。これらの要因と今後の対策についてお伺いいたします。

2番目、行政区ヒアリングについて。これは毎年行われているわけですが、どのような内容が多かったのか。そして、それらの意見は来年度予算にどこまで反映されるのかをお伺いいたします。

3番目、来年度予算についてであります。来年度予算の見込みについて、額と、どこに重点を置いた予算編成になるのかをお伺いいたします。

4つ目、道の駅（風の子広場を含みます）とメモリアルホールいいたてについてお伺いいたします。

今年、道の駅に特命課長を赴任させましたが、その成果についてお伺いいたします。

次に、改修・改築の予定計画、これは建物だけじゃなくて組織やそういうものも含んでの改修・改善を含んでありますが、それらの計画はあるのかどうかをお伺いいたします。

以上4項目、6点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 6番 渡邊 計議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1の10月3日の臨時会において議員よりも先に傍聴に来られた一般の方に配付された要因と今後の対応についてありますが、議案書については前日までに議会へ送付しており、当日には議員の皆様には既に配付されているものと認識しておりました。

なお、議案の配付は議会事務局の判断であり、傍聴者への資料配付は、傍聴の利便性を図るため、これまでの慣例により受付時に配付したものと考えております。

次に、ご質問 2-1 及び 2-2 については関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、1 点目の「行政区ヒアリングの内容」についてですが、11月 9 日から 28 日にかけて、各行政区の課題と要望について、行政区ごとのヒアリングを実施いたしました。

20 行政区共通の課題として、高齢化、後継者の問題と、行政区の組織体制の維持や地域コミュニティの在り方が問われたほか、村道等の除草や維持補修に関する事、遊休農地の活用や農地中間管理事業における担い手の確保・育成に関する事、獣害対策や農地の保全に関する事、農業用の用排水路や暗渠排水などの基盤整備事業に関する事などが挙げられました。

また、国道、県道の支障木の問題や、アクセス道路整備に関する事、さらには県管理の河川整備に関する事のほか、地域内の防災・防犯対策における携帯電話不通話地域の解消に関する事など、国や県で整備していただくものや、民間事業者へ頼らざるを得ないような課題、要望が多く挙げられたところです。

次に、2 点目の「行政区ヒアリングの意見に対する来年度予算への反映」についてですが、現在、令和 8 年度の当初予算要求の段階であり、各担当課において検討を進めているところであります。

なお、さきの行政区ヒアリングにおいて出された課題・要望の中で、村が所管する事項で、特に村民の安心安全の確保に欠かせないものについては、優先的に実施してまいりたいと考えております。

また、これまで進めてきた事業についても最大効果が得られるよう、スクラップ・アンド・ビルドを含め、あらゆる角度から必要な見直しを加えた上で、当初予算を編成してまいります。

なお、国、県、及び民間が所管する事業につきましては、それぞれの主体に対して、引き続き精力的に要望してまいります。

次に、ご質問 3-1 「来年度予算の見込みについて、額と、何に重点を置いた予算編成になるのか」についてお答えいたします。

令和 8 年度は、飯舘村第 7 次総合振興計画の初年度であり、村制施行 70 周年の節目の年、また復興創生第 3 期の初年度ともなる重要な年であると認識しております。

そのため、村民一人一人がふるさとを思い、支え合いながら、将来の子供たちのためにも、豊かな自然と暮らしの環境を守り続け、次の世代へとつないでいけるような施策展開が必要であるという考えの下、予算を編成することとし、村民の福祉向上につながる施策を推進してまいります。

また、見込額についてですが、令和 8 年度予算については、現在各課において予算要求の作成を進めているところです。引き続き、国・県の動向を踏まえながら、健全な財政運営に配慮した適正な予算編成としてまいります。

次に、ご質問 4-1 「道の駅に特命課長を赴任させた成果」についてお答えいたします。

村は、道の駅を村の観光振興や地域活性化の拠点として位置づけ、経済活動の促進、さらには村内外からの交流人口拡大を図ってきたところです。

特命課長については、本年4月から道の駅への着任のため1年を経過していない状況ですが、先月11月までに村敬老会の記念品の受注など役場とのつながりを生かした取組をはじめとして、役場や近隣の「道の駅そうま」などへの新たな移動販売の開始、「ふくしまフェスタ in 恵比寿ガーデンプレイス」やライブあづまパークライフ2025「ふくしまマルシェ」への参加など、県内、県外への新たなファンづくり、交流人口拡大につながる取組を進めていると報告を受けております。

次に、ご質問4-2「改修・改築の予定や計画はあるのか」についてお答えいたします。

道の駅までい館は飯館村の地域交流や経済振興の拠点として位置づけられており、施設の維持・運営は村全体の活性化に関わる重要な課題として認識しております。

令和7年度において、道の駅までい館では、指定管理料の中で倉庫の土間コンクリートの打ち直しの改修を計画しております。

なお、斎場メモリアルホールいいたてにつきましても、現在のところ改修・改築の予定や計画はありません。

道の駅までい館及び斎場メモリアルホールいいたての改修等については、来場者、利用者を第一に考えて実施してまいります。

以上となります。

6番（渡邊 計君） これより再質問により、答弁書の疑問と、それと答弁に対しての理解を深めてまいりたいと思います。

まず最初の、臨時会における議案書の配付であります。議案書はこれまでも議運にかかって、議運の中で総務課長がいろいろ説明をし、そして議運で承認されたものが初めて議会に上がってくるものと、私は認識しております。これまでもそうだと思います。

ただ、今回においては改選期でありましたので、新たな議運、それから議長、副議長等が決まらないうちは議運が開けないということで、議運は当日の午後からという予定の中で、なぜ午前中から議案書が出回ったのかという疑問が出てくるわけです。

そこで、確認しておきますが、まず議案書は総務課で必要数だけ作成され、各課に配られるということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 議案書につきましては、総務課で一括して印刷、準備をして、議会事務局並びに各課の担当の課長に届けるというふうになってございます。

6番（渡邊 計君） それで課長は、要は議運に行って議案についていろいろ説明するわけですし、これまで説明してきたということは、議運を通らなければ議案書は公に出せないという認識はあったものと思いますが、それはありましたか、なかったですか。

総務課長（村山宏行君） 村長答弁にもございますように、議案書の配付については前日に議会事務局には届けておりましたので、その配付についてはされているものという認識でおりました。

議会運営協議会、そちらが終了しなければ議会資料を配付しないというのは、議会の中での決めなのかなと思います。認識は当方ではしておりませんでした。

6番（渡邊 計君） 議運に説明をして、そこで初めて議運が、議会の臨時会であれば当日、定例会であれば初日に、議運で何項目の議案が上がって、それらを説明受けてきたとい

うことが議会の初日に行われるわけです。そして我々も、要は議案書は議運が終わって初めて配付しますよという連絡をいただいて取りに来るわけです。それがずーっとやってきた。我々議員でさえ、今、一番長い議員で佐藤八郎議員が二十数年やっております。でも後の議員は1期4年で2期、3期しかやっていない。でも職員の方は、特に課長になられる方、30年、40年やってきているわけです、この仕事を。そこで議運が通らなければ配付できなかったということは認識していなかったと。であるならば、議運で総務課長からの説明なんて要らないはずなんです。議運の中でも、これはちょっとおかしいんじゃないかという議案に関してはそこでもんで、いや、これは今回の議会には駄目だと、次の議会に回せとか、そういうことがあるはずですし、過去にあったように私は聞いております、先輩議員から。それがこの答弁書によると、何か全然違うような答えて、議運で承認されなくても渡すというようなそういう答えなんですが、村長の認識としてはいかがなものですか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時16分）

6番（渡邊 計君） まあ、起きてしまったことであります。ただ、要因としては意思疎通がなっていなかったということではありますが、今回は、総務課の窓口で傍聴受付しておりましたが、川俣なんて行くと傍聴席に入る入り口に机を置いて、そこで名前を書いて入っていくという形を取っているわけで、あそこには質問書とかあるわけですがけれども、今後どういう形を取るのが一番いいのか。わざわざ議会事務局や総務課の前に置くのもちょっと手間がかかるし、やり方を今後お互いに協議して、いい方向でやっていければいいのかなと思うわけでありまして、今後はお互いに意思疎通がなっていなかったということをお互いに反省して、できるだけ問題のないようにやっていきたいと思っております。

総務課長（村山宏行君） ご指摘の件ですね、今回配付が早かったのではないかとということでもありますので、今後、議会事務局と協議しましたのは、うちのほうの職員ですね、今ご指摘のように総務課の前で配付を行っていたり受付をしているというのが誤解を招くことなのかなということになりましたので、議会事務局の前に、当然議会中は議会事務局2名しかおりませんから議会のほうに入ってしまうと受付とかそういったことができないもんですから、議会事務局の書記の併任を受けた職員については議会事務局の前で傍聴の受付をしていただいて、配付については事務局長の確認を取ってから配付なり、そういった対応に当たるということで確認をさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

6番（渡邊 計君） では次に、行政区ヒアリングについてお伺いいたします。

どのような内容が多かったのかということで、答弁としては高齢化、後継者の問題、そ

れから行政区の組織体制の維持、それからコミュニケーションの取り方、それから村道等の除草や維持補修に関することや遊休農地、それから農地中間事業とか獣害対策とかいろいろありますけれども、これに関してその後の予算でどこまで反映されるかということで、村が所管する事項で村民の安心安全の確保に欠かせないものについて実施していきたいということではありますが、まず行政区ヒアリングの出た中の高齢化、後継者の問題、これにはどのように対応していかれるおつもりでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 様々な部分がありますので、行政区ヒアリングの中でお話しした内容とちょっと重複する部分があったり、あるいは今予算編成の中で各課においてはまだ確定しない部分がありますので、私の現段階での回答ということでご承知いただきたいと思いますが、高齢化というのに関しては様々な点で私申し上げていますが、私たちは寿命が延びるように、健康で過ごせるようにという世の中を目指してきましたので、高齢化そのものが問題ではないと私は思っています。ただ、高齢者が割合として非常に大きい状況になっていて、かつそれを支える世代がどうしても少なくなっているという、そういうアンバランスは問題ですが、高齢になって、なお健康でいられることが私は非常に大事だと思いますので、やはり健康寿命の延伸とか、生きがいを持って、やりがいを持って生き続けられるような、そういう村政というのが非常に大事だと思いますので、そういった福祉施策に類したり、あるいはスポーツも含めてなんですが、様々な角度で健康に生きていきたいと思いますところが、高齢化対策としては非常に大きな部分かなと思います。

それから、後継者の問題については、これはもう皆様共通の部分ではありますが、各家々においても後継者の問題があるところを、村が行政的なお金をかければ一朝一夕に解決する問題ではないだろうと思いますが、なお私たちは、皆様のお子さんやお孫さん方がもう一度村を見つめ直して、村で働きたい、村で過ごしたいと思えるような環境をつくる責務、あるいは責任が村にあると思いますので、そこにしっかり力を入れていきたいというようなお話をして、その中で一環として、例えばなりわいという部分で仕事場をつくってきていますよ、あるいはお子さん方が生まれたときの、赤ちゃんの出産祝い金を新しくつくっていますし、小中高校に上がったときの子供の応援支援金も出しております。あるいは、奨学金を支給した学生さんたちが村に戻ってきて村の中で就業した場合は、これ農業であろうとも、自営業であろうとも、公務員であろうとも、サラリーマンであろうとも、お医者さんであろうとも、村の中で働いている期間中の奨学金は返還免除という形にしております。あるいは、村外でそもそも生まれたお孫さんとかが村に来るときに、村外で借りていた奨学金については村で同額を、村で働いていただければですね、村から同額を補助金として支給しますよということで、正直お子さん方の借金はできるだけない状況で村で働いてほしいんだという、そういうメッセージも含めて事業化をしてきておりますので、そういったものをしっかりと、周知という部分も含めて、予算化については考えていきたいなと考えてございます。

以上であります。

6番（渡邊 計君） これ、執行部側にしても、我々議会側にしても、村民福祉に資する行政

というのが一番大事になってくるということなんで、その中でも高齢者福祉、もう本当に今村内に居住しておられる方はほとんど65歳以上という形になってきている中で、本当に大変だと思います。

それで、次の行政区の組織体制の維持、これ各行政区、本当に少ない人数でやってきているということになってきているわけですが、この維持に関していずれは、今20ある行政区がいずれは合併せざるを得ないのではないかなということはずぶやかれておりますが、村としてはどのような捉え方をし、またどのような形で、合併とかになる場合は進めていく方向でいるのか、方針であるのかをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、合併というお話ありましたが、現時点で合併の考えはございません。

この間、行政区ヒアリングで幾つかの行政区に申し上げたのは、行政区という組織は、本当に行政的な、村のほうからお願いをしている仕事を相当数やっていた部分と、地縁団体として、もともとの伝統とかを引き継いでいる部分とか、両方が実は混在しているものですから、その部分を一緒くたに考えてしまう。当然、行政区長も両方担っていただいていますし、住民の方も両方を持っていますので、その部分をちょっと、今後考えていく上で少し分けていくべきではないかというお話をしました。例えば農政系の事業、多面的の事業については、今広域の運営委員会ができておりますので、行政区の枠を超えて横つながりができるようになっています。中山間の事業についても協議会を別につくっていますから、まさしく行政区の枠を超えて議論ができる場があるので、そういう本当に行政マターと申しますか、事業マターの部分は行政区の枠を超えての仕組みというものをもうちょっと運用ができるのではないかと。

ただ地縁としての部分、冠婚葬祭とか伝統芸能に関しては、これは行政が一意にあそこと一緒にやりましょう、ここと一緒にやりましょうという話はなかなかできかねますので、ちょっとそこは分けて議論が今後必要ではないかというお話をしましたが、その中で合併とかという話は私たちはしておりませんし、これまでも、今のところは考えとしてお示したところはないということは申し添えたいと思います。

以上であります。

6番（渡邊 計君） これ、いろいろな集まりなどあって行くと、やっぱり話に出てくるのが、人数少なくなったよねと。その中で、形的にどこどこがくっついて、どこどこがくっつけばいいのかななんて話は実際出てきております。今後、先ほど高橋議員からも出ましたが、全面解除とか、2地域居住が駄目になった場合に、本当に大変な状況になると。でありますので、今は計画はなくても、いずれなることは目に見えていると思うんです。少しその辺は今後、遠い未来になりますけれども、そういうこともあり得ることを考えて行政を行っていく必要があるのかなと思いますので、今村長の答えは具体的な考えはないということですが、実際村民の間でそういう声も出てきていますので、その辺は一応認識していただければなと。

次に、担い手の確保、育成。これはこれまでも集約農業とかいろいろやってきておりますが、私の知っている人も小宮でやっている人はもう80近い、大火でやっている友人も私と同級なので68だと。今、集約農業をやっている人、本当に年を取っている人ばかり

であると。そこに頼まれてお手伝いに行っている人もやっぱり同じような年の人ばかりで、今後集約農業で進めていくのはいいんですけども、いかに若い人、担い手、それは村じゃなくて本人が探すべきだというのは分かりますけれども、村からもそれなりの手を差し伸べないとなかなか難しいのではないかなと思いますので、そういうことが、今回7次総合計画渡されましたが、そういうところも載っているのかどうかちょっと伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 担い手の確保という部分は、実は第6次総合振興計画の後期計画の中にも入っておりますし、当然7次総の議論の中でも、それは非常に大きい部分だよということに入っておると思います。言葉としても入っているかと思しますので、ちょっと今手元にないものですかからお話しできませんが、そこは大きな課題として、これは村だけじゃなくて、議論の中に入っていた村民の皆様がその思いでいらっしゃるといのは間違いないことと思います。

担い手の確保については、今高齢の方が多んだというお話いただきましたが、まさしく農業の担い手に限定してもやはり60代、70代の方がメインと言いますか、本当に牽引をいただいているなという思いがありますので、この牽引をいただいているうちに、やはり若い方々が、やっぱり俺もなど、私もなと思える状況をいかにつくっていくか、あるいはそのための稼げる農業、もうかる農業というものをいかにつくるかというものが非常に今喫緊の課題となっておりますので、単に人を見つけてくるだけではなくて、この職業で、この農業で、自分たちがパートナーを見つけて子育てもできる、将来に向かって夢も希望も持てるんだという、そういう産業としてしっかり成り立つことが大事だと思いますので、そういった観点で今後村としては取り組みたいと考えております。以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、村で移住定住を一生懸命やっておりますが、移住してきて定住をしたいという人は大勢いるわけですが、この人たちは、こんな言い方しちゃ悪いんですが、農業って簡単にできるんじゃないかというような感じで来ている人が多く、いざやってみると、村からあるいは国からの補助金がなくなった途端にいなくなってしまふと。農業は気候やいろいろなものが合わさって初めて成り立つんで、これ経験が非常に必要だということで、事業もそうありますけれども。香川県というところは、やっぱり山が多くて、林業につく人がいないということで、きこり育成産業ということが始まって、やっぱり移住者に関してまず2年間で仕事に必要な免許やそういうものを全て取って、あと経験を積ませると。ただ、その2年間は公務員扱いにするそうなんですよ。2年たったら独立してくださいと。じゃあ、独立してどうやって仕事をしていくのといったら、山が多いところなので行政側から仕事をちゃんと回してやるという形を取っているらしいです。そういう形で、農業にもそういうふうな、2年ぐらい経験を積む間公務員的な扱いをして、それでできた作物に対しても流通経路とかそういうものを確保してあげるとか、そういう形で持っていけないと、なかなか移住してきて生活できないんじゃないか。あとは農業をやる場合の機械です、トラクターやいろいろなもの、値段が高いんですよ。移住してきてじゃあそれを買ってやるかといったら、これはほとん

ど不可能だと思うんです。であるならば、私、小宮地区ですけれども、小宮地区にも機械組合を置いて、小宮行政区で買った機械を使いたい人が使うような形を取っている。ですから、例えば村でもそういう農業機械を確保しておいて無料でリースするとか、そういう形を取って、本当に農業で飯食えるような段取りをしてやらないと、一生懸命移住者を呼んでやろうといっても、農業に関することに関しては、特に遊休農地多いわけですから、そういうことでいくとやっぱりそういういろいろな形を取っていかないと、農業は難しいのかなと。でありますので、この担い手とかそういうものに関して、村長が今後どのような考えを持つかわかりませんが、そういういろいろな形もあるということを確認していただければありがたいなと。

それから有害獣に関しては、先ほど高橋議員からありましたので、大体認識いたしました。

それと、県管理の道路及び河川に関しては、これは要望していくしかない。ただし、先ほど出ましたように、しゅんせつ土の置場をちゃんと作らなきゃいけない。そのことに関してはしっかりとやっていただかないと事業が進みませんので、その辺はしっかりと。恐らく、建設課長のところにいろいろな人からこういう場所があるよとか、いろいろお話行っていると思いますので、そういうところをぜひ検討していただいで進めていただければなと。

あと、答弁の中で、村が所管する事項で特に村民の安心安全の確保に欠かせないものについては優先的に進めていきたいという答弁であります。この村が所管する事項で安心安全の確保に欠かせないものとは、具体的にどういうものですか。

村長（杉岡 誠君） ご質問が非常に広範になっているものですから、私だけが答弁させていただいて大変申し訳ございません。

まさしく、村民の安心安全の確保に欠かせないものというのは非常に多分広範にありますので、なかなか具体例として申し上げにくい部分がありますが、先ほど、このご質問の前段、一番最初に議員自身がおっしゃられたとおり熊対策というのは、これまだ村は目撃事例があるだけで被害というものは発生しておりませんが、福島市等々を見てもいつ何どきということがありますので、こういうものは命に関わるものですから、非常に大事だと考えております。

あるいは今、ながら防犯という形で村内の各事業者さんにご協力いただいて、従業員の方が通勤をする際、あるいは村内で活動する際に防犯を、見守りしているんですよというステッカーを貼ったり、実際そういう意識づけの中で通報いただいたりしている部分も、これは予算というよりは活動として、全村民あるいはなりわい人口の中でやっていかなければならないし、ご協力をいただけるような体制を取らなきゃいけない。あるいは、最近火災が多いですけれども、やはり火災に関してはもう一度いろいろな注意喚起をしていかなきゃならないし、あるいは村外にやはり消防団の多くの方々がいらっしゃる中でいかに村の中を守っていくかという、もう一度体制をいろいろと見直していく部分も課題として常々考えております。

あるいは健康寿命という言い方をしましたが、やはり医療関係あるいは介護関係、看護

関係というものも非常に大事でありますので、今充足している部分があるかもしれませんが、充足していない部分も多々ありますので、それは不断の検討といいますか、見直しというものが必要だと考えます。

あるいは産業振興の中でも、村民の安心安全というのは自分が今日生きていけるのか、収入が得られるのかというものは非常に大きいので、ご高齢の方は収入がなくて当たり前かのような世の中になっていますが、私たちは農村に暮らしていますので、自分が生きていく限りは収入が得られるようなそういう対策が取ればなおいいわけでありまして、生きがいを感じながら収入も得て、そして健康寿命を延ばせるような、そういうものについても非常に大事だろうと思います。

あるいは道路にしても、最近いろいろ行政区からも情報いただきますが、やはり陥没をしていたり、あるいは交通事故を誘発しそうな場所であったり、先ほどのご質問でもありましたが、道路のカーブで向こうから来る車が見えないとか、木がかぶさってきていて非常に危ないとか、そういうものは私たち常に目を見張ってやっていかなきゃならないので、これも安全安心という部分があるかと思えます。

あるいは子供たちに関しても、これは安全安心で当たり前と考えていますが、それを担っていただいている教員の先生方、学校関係者の方々、あるいは父兄の方々、バスの運転手の方々、これも安全安心に関わりますので、実は村がやっていることは本当に広範にわたってやっておりますので、行政区ヒアリングの一対一対応じゃないかもしれませんが、その中でこの部分をしっかりもう一度見つめ直そう、あるいは予算に関しても考え直そうということは、全課においてやるように指示をさせていただいているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、村長の答弁でちょっと気になったところ、2つほどあるんですが、村長から消防団のお話出ました。団員が村外に住んでいて、確かに何かあったときも駆けつけるまで大変だと。ただその中で9月でしたね、二枚橋で火事ありましたけれども、そのときある消防団の人に言われたんですが、サイレンが聞こえなかったと。どうなっているのかなと言われたんですよ。それで、その前に私が気づいていたのは、地域ごとにサイレンの時間がずれていると。以前、小宮は鳴らなかったとかなんとかということで、すぐそばにいる人がすぐ分かったんで連絡を受けて直したりしましたが。何か、10分、20分は平気でずれてサイレンが鳴っている場所があるんですよ。それで、今回の二枚橋の火事で、消防の人からサイレンが聞こえなかったという話も聞かれましたので、これぜひサイレンをもう一回確認、それから時間調整、あるところに聞くと、消防団の人が鍵を持っていて屯所の中に入れられないから、屯所の中に入れればタイマー調整できるのかなというお話もあるんですが、そういうなかなか個人では解決できないものがあるので、その辺ぜひやっていただきたいと。

あと、村長から道路のことに関して出ましたが、私もヒアリング出て申し込んだんですが、村道は村の権限で予算さえあれば直せます。ただ、国道、県道になるとそちらの承認を得ないと難しいものですから。ただ、国道、県道でも危険な箇所があるので、そこ

はぜひ今後強く要望して、早急に対応していただきたいなと思います。

次に来年度の予算、何に重点を置くかということでありますけれども、私これ物価高騰対策、これが今一番やらなきゃいけないことなのかなと思っておりまして、今回12月の補正にプレミアム付商品券、前回と金額は違うんですが、上がってきたんですが、これまだ細かい詳細が分かっていないと。ここで質問していいのか、どうなのかということもあります。予算の説明の中では、2月頃から使えるようにしたい、早ければ。それで今、お米券とかなんとかを国のほうでは渡す、それ当村ではこういうプレミアム付商品券で渡すんだらうと思いますが、何かお米券のことをよく聞いていますと、来年度の9月いっぱいを使い切らなきゃいけないというような話もテレビなんかで出ているんですが、今回のプレミアム商品券、使用期間は2月頃から、これまでの商品券みたいに精算がありますので1月いっぱいとか、そういう形になるのか。ちょっとお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 商品券の件でございますが、使用期限ということでございます。今回、議会の上程の中で債務負担行為という形での予算を計上させていただいております。よって、令和8年の9月末までの使用期限という形で、今のところ計画をしているところでございます。

6番（渡邊 計君） そうすると、半年ちょっとで使い切っていただきたいという、9か月、だって2月から9月いっぱいでしょう、そうすると半年ちょっとしか使えないと思うんです、順調にいったね。その中で、村長が9月定例会の冒頭に所見の中で、村としては村独自の物価高騰対策もしてきましたと。それは恐らく以前のプレミアム商品券なのかなと。物価は、一度上がるとなかなか下がらないんですよ。便乗値上げしたはいいけれども、原料が安くなっても下がらないと。そんな中で、私買物好きでよく行くんですが、最近チョコレートを見てびっくりするんですよ。板チョコ、昔100円しないで買っていたのが今200円なんですよ。買物をして今日は7,000円くらいかなと思うと、レジに行くと1万円を超えていると。物すごい物価高。村長が、村独自でやったと、以前やりましたと言うのであれば、これ9月いっぱいぐらいしか使えないんだったら、それ以降は村独自のそういうプレミアムをやる計画、あるいは意思があるのかどうか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 今後ということでございますが、ご指摘のように、やはりいわゆる物価の上昇とそれに合わせて給料の上昇がどのぐらいあるのか、いわゆる所得とそれから消費の関係ですね、そちらの部分がどういうふうにはバランスを取っていくかということになるんだらうと思います。

今回の商品券、こちらについてはまず国の物価高騰緊急対策、それを待たずにまず村として動こうということでの決断で、今回計上させていただいたところであります。したがって、お米券とかそれから国が今後やるであろういわゆる給付制度、そういったことについては、これについては考えておりません。今後国から示された段階で、新たにそういった緊急対策、経済対策については盛り込んでいくものと考えております。まずは村の現状、村民が窮しているという現状認識は議員と同じでございますので、そう

いった部分についてまず村で対応を取ったということでございます。

今後につきましては、国も、いわゆる給与の上昇、経済対策、そういったことも行われてまいりますので、そういったことの状況も踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） 今回、国のほうの給付、お米券、でもお米券、今各県で非常に批判で、それは配らないと。農水大臣のお膝元である山形県、五十何町村あるのかな、自治体が、1つも配らないということを送られていたのですが。ただし、お米券でなくても別な形でやってもいいということだろうと思うんで、村もその辺を見込んで、今回このぐらいの金額なら来るんじゃないかなという形で、恐らく、取りあえず一般財源で出すけれども、交付税が来ればそれを組替えするという形でやるんだろうと思いますが。はっきり言って私今回の金額、ちょっと不足かなと、足りないかなと。前回のプレミアムをやってからもう3年近くたつ。飯舘村、行政にかかわらず、ほかの会社の人も村外から通ってきている人が多いと。その中で、今、ガソリンが下がってきているわけでありましてけれども、結局はタイヤ、特に飯舘の場合は冬タイヤ、村内にいても3年、村外から通えば2年くらいが限界なのかなと、そう思われるわけでありまして、そういうところで、国の交付税恐らく来るとは思いますけれども、来たら今回最初に出した金額で、9月以降ぜひやっていただければ村民が助かるのかなと。そして、村民だけじゃなく、各商工会、村では道の駅、それからハンドラッグが主な買物をするところ、しかしながら農薬やそういうのにも使えるわけでありまして、ぜひね。飯舘村、結構金持っていると思うんです。私。以前、川俣の議員さんが、川俣町は財政調整基金17億円持っているんだと威張っていたとき、飯舘村はそのとき30億円近くあったんですから。ぜひ、今そういうものや基金を、すくなくとも喫緊、今年度いっぱい、ぜひやっていただきたいなど。もう一度、村長にお伺いします。できますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） まず、今議会に上程させていただいている商品券事業を、しっかり皆様のご審議をいただく中で、可決されれば速やかに執行させていただきたいと考えているところです。まず、債務負担行為として上げさせていただきましたから、期間が来年の9月末までと見込んでおりますので、その間も村としては様々な対策を考えていきたいと考えてますが、同じ商品券事業云々ということはまだ現段階では考えておりませんので、先ほど言ったように、例えば世の中は物価高騰があっても給与が上がっていけば、それで経済効果としては相乗効果と言われますが、先ほど議員もおっしゃったとおり高齢者が多い村としては、じゃあ給与をもらっている方がどれくらいいるんだという部分もありますので、前段で申し上げたように、高齢の方も収入が得られるようなものを片や考えていく、一つの産業を考えていくというのは、私昔から実は非常に大きな部分だと考えておりますので、今あえてとして申し上げることはできませんが、そういうことも考えつつ、さらなる物価高騰等があったり、あるいは国のいろいろな動向もありますので、そういうことがあったときにはその都度その都度の、各担当課も含めて全体で考えながら物事については対応していきたいと考えております。まずは、今回の商品券事業について速やかに執行させていただければ、皆様に可決いただければ執行していきたいと考

えてございます。

以上になります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 11時49分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

村長（杉岡 誠君） 先ほど、午前中、渡邊 計議員のご質問に対してのご答弁の中で、学生の奨学金の返還免除の対象職業について、私あらゆる村内での職業が対象になるようなお話を申し上げたんですが、ちょっと現時点では公務員はまだ含まれていなかったということで、公務員に関してはいまだに免除対象じゃないということもありまして、その部分について訂正をさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（佐藤眞弘君） 6番 渡邊 計の発言を許します。

6番（渡邊 計君） では次、4番目の質問で、道の駅とメモリアルホールについて質問していきたいと思います。

まず、道の駅に特命課長として赴任させたんですが、ここにその成果上がっておりますが、村長が赴任させた目的とこの成果、同一のものか。同一としたら、村長として何%ぐらいまくっているのか。

村長（杉岡 誠君） 道の駅に特命課長を赴任させたということでのご質問いただいたので、そのような形で答弁させていただいていますが、道の駅、要は株式会社までいガーデンビレッジと研修に関する協定を結ばせていただいて、研修という形で特命課長については、今現在道の駅で主務を執っていただいているという部分であります。研修という名目でありますので、あらゆる民間事業、特にお金を稼がなきゃならない、あるいは村として観光振興や地域活性化の拠点としてという部分について、職員の経験が長い方ありますし管理職でありますので、そういった目線での研修を重ね、また道の駅としての利益にもつながるようなという目的を持って赴任をしていただいているところであります。

道の駅の職員については、なかなか道の駅が外に出ていろいろなことをするのは、村内はできますけれども、村外あるいは県外というのはなかなか費用対効果の部分で厳しい部分ありますが、今の特命課長についてはその部分については村側で経費についてはしっかり出しておりますので、それができているという部分がありますし、新しいファンをつかんでいくということをしっかりやらないと、村内の需要だけで全てを賄うというのは今後も厳しいと思いますので、そういう新たなチャレンジについては非常に大きな成果を上げているんだと考えているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 課長も道の駅のほうで頑張っているし、また役場のほうに移動販売をし

て、役場職員にも協力いただいでできるだけ余さないようにということで活動しているのは私も承知しております。

今日は道の駅の質問があるんで、一応は特命課長も座っていただけるのかなと思ったんですが、その代わり、常々村長が言うように、あそこはガーデンビレッジに任せてあるということで、村長があそこの社長なので村長が全て答えるのかと思いますけれども。あそこを開業して今年8年過ぎて8周年記念をやったんですが、あそこはほぼ100%国の補助だったと思うんですが、補助を頂いたことにより、あそこの運営や改修・改築に何か縛りとかはあるのかないのかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅の整備の部分でございますが、国の加速化交付金を活用しまして整備をしているところでございます。一応国の補助金が入っているということで、補助金に関わる適正化の法律という部分がありまして、そちらに基づいて適正な運営だったり管理をしているところでございます。

6番（渡邊 計君） ですから、例えば、今はきこりの入り口にある、あそこが焼き肉屋さんだったときに途中で営業を変えるときに3,000万円ほど返却して自由に使えるという形にしたわけでありまして、そういう年数縛りは何かあるかないかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今申し上げました補助金の適正化の法律の部分でございますが、その中で改修とかの縛りという部分の文言等は載ってはおりませんが、一応処分に関する部分に関しましてはやはり耐用年数等々がありますので、それを満足しないと補助金返還という形になるのかなと思っているところでございます。

6番（渡邊 計君） その年数は、道の駅に関しては何年ぐらいになっていますか。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅につきましては、一応木造という形での建物になっておりまして、耐用年数でいきますと22年という耐用年数となっております。

6番（渡邊 計君） 22年間、ただその途中での改修や改築はやってもいいと。ただし、やっぱりそれは国の許可を得なければいけないということでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 一応国の補助金が入っているということで、用途変更といえますか建物の改修につきましては、まずは国に一応協議をかけた上での施工という形になるかと思っております。

6番（渡邊 計君） 先ほど村長の答弁の中で、あそこはガーデンビレッジがもうほぼ経営して、村では指定管理料を3,000万円近く毎年入れているわけですが、ガーデンビレッジ、株式会社になっておりますけれども、ちょっと携帯で調べたところ、飯館のホームページで4,650万円かなんかの総株数の金額ですが、その内訳をちょっとお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 株の内訳ということでございますが、まず村が4,500万円、次に赤塚植物園で450万円、まてい企業組合で150万円、ふかや未来創造塾で50万円という内訳になってございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） 村は4,000万円じゃなかったでしたっけ。村4,000万円ですよ、総額で4,650万円だから、恐らく村4,000万円、赤塚450万円、あとまていが150万円とふかやが500円で4,650万円かと思うんですが、いいですよ。

産業振興課長（松下貴雄君） 大変失礼しました。4,000万円に訂正お願いいたします。

6番（渡邊 計君） 村が4,000万円、およそ86%の株を保有しているということは、これ一般財源からの出資での株取得だと思っておりますが、ということは村の税金から出して株を取得しているということは、我々村民一人一人も1人の株主に当たると私は思うんでありますが、村の財産と同じで、そういう考えで私はいるわけですが、村長はどのような考えですか。

村長（杉岡 誠君） 飯舘村が4,000万円出資していることについての株主の考え方だと思いますが、株主はあくまで飯舘村でありまして、飯舘村という地方自治体で代表として私が出させていただいておりますけれども、そのような形で株主としてはあくまで飯舘村であります。ただ、出資をしているのは飯舘村という自治体でありますので、その出資金の用途あるいは内容については、これまで従前どおり議会というところにおいて審議をいただいたり、様々ご意見をいただくという中で適正な執行というものが求められるのが飯舘村でありますので、村民に関しては間接的な立場とお考えいただくのが妥当ではないかなと考えるところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 執行部側と、また村民の捉え方が相違が出てきてもこれはおかしくないんでありますが、結局村の株が4,000万円86%ということは、村民も株主の1人であると私は考えられるわけで、そういう立場も踏まえて、そしてまた議会側の立場も踏まえてこの質問をいたしますけれども、ガーデンビレッジの管轄の範囲、ちょっと詳しく知りたいんですが、あそこ道の駅に関してはトイレ、そして駐車場は県管轄と。そのほか風の子広場、花玉のハウス、それからその後ろに4棟ほどのハウスありますが、その辺の管轄はどのようになっているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅の管理の部分でございますが、トイレと駐車場の部分は道路敷ということで福島県が管理している部分でございますが、そのほかにつきましては一応村の施設としまして、今ガーデンビレッジのほうに指定管理として道の駅の運営をやっているという状況でございます。

6番（渡邊 計君） ということは、風の子広場、それから花玉用のハウス、それからその後ろに4棟ほどありますハウスも全てガーデンビレッジが管理しているということでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 失礼しました。風の子広場につきましては村で直接運営しているところでございます。ガラスハウスにつきましては委託事業で、福相農園に無償貸借という形で運営をいただいているというところでございます。

6番（渡邊 計君） じゃあ風の子広場が村直ということであるならば、去年から私お願いしながらようやく風の子広場にベンチとあずまや、要は日よけの屋根ができて、ようやく親御さんたちの目も届くようになったのかなと、本当にありがたいことだと思っておりますが。しかしながら、この温暖化で日差しが強いという中で、風の子広場のぴよんぴよんドームですね、あれ冬は寒いし夏は暑くてとても遊べる状況じゃないと思うんですよ。ああいうのは普通、大抵上に屋根があって、それであれば日差しも遮ることができ

るし、もっと普通に使えるような状況をつくるべきかなと。それと、これだけ暑い中で、深さは15センチ、20センチでもいいんです、子供たちの水遊び場をぜひ作っていただきたいなど。というのは、場所がないわけでもないんでね。そうすると、20センチぐらいなら溺れることもないだろうし、何かのイベントのときに魚のつかみ取りとかいろいろなイベントにも使えるので、そういうことをやっていただければなど。

それから、ドッグランのほうは道の駅じゃなくて、風の子広場と同じ村直ですか。ということになれば、ドッグランに関しても前にも一度お願いしたんですが、アジリティーと言うらしいんですけども犬が遊ぶやつですね。要は三角の坂板、それからS字型の丸い塩ビを半分にしたようなやつ、あとは犬がハードルみたいに飛ぶやつ、そういうやつがあれば、というのは私あそこに行って、犬を遊ばせているときは必ず聞くんですよ、どうですかと。そうすると、広さはすごいと、県下随一じゃないかと。ただ、犬の遊ぶための道具がもう少し欲しいなということは何度も聞いております。ただ、以前聞きましたら、あそこ、家庭内でいえばルンバの掃除機のような自動の芝刈機が走るということで、土の下に何かラインが入っている、線が入っているんで、そういうのもちょっといかがなのかということなんです、S字型のだと半分埋めなきゃいけませんけれども、こういう上り下りの台やハードル的なものは、特にハードル的なものは水の重りをつけてあとは棒を渡せばいいだけでありますからそういうものは可能なのかなと。ただこれ、道の駅8年もたっているんで、いまや有線で動くようなのじゃなくて無線で自動的に動く機械もあるだろうし、あるいはあその大きさだと人が刈ってもそんなに時間はかからないはず。特にあそこは日本の芝を植えてあるので、そんなに長く伸びる芝でもありませんし。風の子広場のほうですと、あの芝はコウライシバで結構伸びますけれども。ですから、もう少しあれだけの広さあって、福島県で随一の広さがあるというなら、もっと要望に沿った改善の必要もあるのかなと思うわけですが、その辺は村長、いかにお考えでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 様々なご提案いただいて、村としても風の子広場にしろドッグランにしろ、あるいはのびのびにしろですね、村にとって非常に大事な施設であるという話も、道の駅に併せて申し上げているところです。

なお、深谷復興を拠点としての整備については、飯舘の復興計画に基づいて整備をしたという経緯もありますし、あるいは復興計画というのが実は年限が定まらないまま同時並行してきたという部分を、今回飯舘村第7次総合振興計画の整理の中で、振興計画の中に復興計画を入れることによって、復興計画の一定程度成果を上げたもの、成果を十分満たしたものについては見直しをかけていくとか、そういったことが議論できるように計画の精査をしているところです。今、ご提案いただいたものを私が1個1個これはこれとお答えするのはなかなか早計かなと思いますが、第7次総の中では実施計画という名前、あるいは各種事業という名前がありますが、その事業の中でしっかり村民の方々の意見も踏まえ、あるいはご利用の方々の意見を踏まえながら、おただしのようなものが、費用対効果という言葉もあるんですけども、しっかりとした検討を加えた上で予算化なり事業化なりということが今後進んでいくだろうと思うところです。

ということで、この場では、アイデアとしては非常に面白いなと思いますが、村は税金を活用させていただく団体でもありますので、費用対効果をしっかり検討しながら、今後各担当のほうに検討させたいと思うところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 道の駅のすぐそばにあり子供たちが遊ぶ、あるいはドッグラン、するにはドッグランになるのかな、でもああいう子供が遊べる場所とかそういうのが併設しているところはあまりないので、去年東電からもらった16億円を公共施設の修理やそういうものに基金を積んであるんですから、これやっても幾らもかからないと思うんです。そしてあそこは村の顔だと思うんですね、一番の。ですからやっぱりあそこに集客ができるような状況をつくっていくための検討をぜひやっていただきたいなと思います。

それと、あとは、ガーデンビレッジの管轄になるんでありますが、道の駅のトイレのほうから入って商品並んでいる通路、あそこの両サイド、上ですね、吹き抜け状態なんですよね。そしてあそこは24時間、365日同じ温度を保つと、これは花玉のためにやっていると。でも、セブンイレブンの上の天井部分、それから調理場の上、それから事務所の上の部分、あそこが完璧な吹き抜けになって、あの部分を塞いだけで恐らく空調費は私は半額になるのではないかなと思っております。私、何げなくふっと上見たときに、半年ぐらい前に気がついたんですが、あれっと思ったんですね。その上に、設計上は上に明かり取りの窓ありますけれども、あの前ダクト走ったりいろいろして、明かり取りの窓から光はほとんど入っていない状況であります。あそこの空調費、夏はエアコン、ガス増すだけだから安いんですけども、空調は冬、暖房は電気です熱を起さなきゃいけない、かなりの空調代かかっているのではないかなと。ですから、そういうところもぜひ検討していただきたいと思うんですが、村長は道の駅に月どのくらい行かれるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今のおただし、村長としてどのくらい行くのかという話かもしれませんが、私社長でもありますので、ちょこちょこ行かせていただいたり、時間外も含めて行かせていただいております。今、また回数のご質問でありますから回数だけ申し上げますが、月何回ということはちょっとなかなか記憶上はありませんが、お買物も含めてそれなりに行っているかなと思います。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 私も議会、あるいは飯館に来た帰りは必ずあそこ回って、売上げ協力と思って何かにか買うのに回っているんですが、買物していると下しか見ないんですが、たまたま去年、農家の人たちと座談会ということで議会で話したときに、椅子にちょうど座ってふっと見たときに、上の吹き抜けが気になったものですから、ぜひ検討していただきたいなということと、道の駅が開いた当初から言われてきているのが、あそこで食堂やっていて、それを食べるためのテーブルの位置ですね。これ結局、みんなが食べている椅子の間を、奥に直産物が置いてあるので、そこに行くために食べている人の脇、がしゃがしゃがしゃがしゃ歩いていくわけですよ。これは最初からみんな、結構村の人も言っているんです、何とかならないのかと。これはぜひ、8年過ぎて、すぐに

やれとは言いません、ただ今から計画すればちょうど10年目の境あたりには何とかなるのではないかなと。そういうことで、私はできるだけ休まないでやるには、今の直売所の脇に出荷の人が持ってきたところに、最初に調理場を持って行って、できたら、調理場ができればその時点で、今の食堂部分と直産物の分を入れ替えれば、そんなに休まないでうまくいくのかなと思うんですが。本当に、歩くのもこっちも何か気を遣うし、食べている人もあの状況じゃ落ち着いて食べていられないと思うんですが、そういうお話は村長は村民から伺ったことなどはありませんか。

村長（杉岡 誠君） 私、村民の方から何回かという形だと思いますが、花びらが落ちてきて入ってしまうとか、落ち着いて食事ができないんだよなという話はいただいたことがありますし、道の駅の中でのアンケート調査についても担当課に共有されていますが、そういうような投書が幾つかあるということは承知をしているところであります。

なお、場所の、中のレイアウトの部分については、担当課も含めて何が一番ベターなのか、ベストなのかという、現状維持ではなくていろいろな検討は重ねてきているかなと思いますが、おっしゃるとおりいかなる改修についても休業ということを含めないとおそこについてはできない部分がありますので、以前調理場の下の一部を修繕するときに休みを取りましたが、やはり道の駅を相当ご愛顧いただいている方、日常的に使っていただいている方については、相当のご不便をおかけすることになりますので、その点についてはしっかりとした代替案、対策、費用対効果ということが一番大きいと思いますけれども、しっかり考えた上での物事が必要だと思うところです。

いずれにしても、そういうご意見をいただいておりますので、7次総の実施計画の中での検討を加えさせていただきたいなと考えるところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 建物的にはそういうことで今後検討していただきたいんですが、あと、あそこは株式会社にはなっていますけれども配当も何もないと。毎年3,000万円近い指定管理料を出しているというのであれば、私はもう村直轄でやったほうがいいんじゃないかと。そのほうが風通しもよくなりますし、社長としてじゃなく振興公社あたりにやっていただけるなら、村長が代表という形で、これまでのいろいろな村のいろいろな事業の形と同じでやれますし、本当に一番は風通しだと思います。村長が社長の立場で答えます、村長の立場で答えますというと、我々どっちを信用すればいいの、どっちなのと言いたくなっちゃう部分もあるわけで、やっぱりこれは毎年村から3,000万円近いお金を入れているのと、来年は恐らく1,000万円ぐらい上がるんですかね、レジを交換しなきゃいけないという情報を得ていますので。そういうのであれば、配当のない株式会社、名目だけの株式会社を置くのであれば、逆に村直轄でやったほうがいいのではないかなと。そういう考えも私は持っておりますが、これは答えを求めるわけにはいきませんので、今後の検討としていただきたい。

最後になりますが、メモリアルホールいいたて、これはJAのほうに一括して事業というか営業していただいているわけでありましてけれども、今回選挙で歩いている中、何件かお伺いできたのが、私のいともそうだったんですが、メモリアルホールいいたてで

やりたいんですが、あそこが遺体を安置する場所がないと。普通ですと、遺体を安置して、それでそこに家族と一緒に休憩できる部屋というのがあるわけですけども、遺体を安置する場所、あそこ確かにドア狭くて出したり入ったりできないというのものもあるし、あとは要は遺体を腐らないようにするアイスとかそういう問題もあるのかと思いますが、結構な人がいいたてでやりたいんだけど、結局葬式までの日が早ければいいんだけど、1週間とか、長いとき坊さんの都合とかいろいろあって空くわけでありまして、そのときにいいたてが安置できないので、結局原町だと原町のJA、あるいは川俣のJA、福島のJAに遺体を置いて、お通夜の日に連れてきてそこでしかできないと。そうすると、二度手間、三度手間になるので、遺体と同じくいられるような休憩所に改装できないかと。「お前やれよと、やるならお前に票入れるからな」と言われたんですけどもね。だから、それはそういうのじゃなくて、確かに使っていて不便だなと思っている人がいるので、その辺のところを今後検討いただきたいんですが。現状、私の今質問のとおりなのか、それとも置けるようになっているのか、ちょっとお伺いいたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 現在のメモリアルホールいいたての遺体安置所ということで、ご遺体を冷やして保管するというんですか、そういう施設はございません。確かにおただしのように、指定管理者に確認しますと、日が長い場合はほかの葬儀場で遺体を保管をして通夜の前に運ぶというような、そんなような運用をされていると伺っております。

6番（渡邊 計君） そうすると、普通は病院や施設で亡くなって葬儀場に大体すぐ持って行くわけですよ。昔の人なんかは、自分の家に一晩でも泊めたいという人も昔はありましたが、今はほとんど直接葬儀場のほうに運ぶという人が多いわけで、それが直接来なくて、福島や原町の葬儀場に一旦置く。そうすると、そこからまた持ってこなきゃいけない。そうすると、ああいう輸送、二重にかかるんですよ。そうすると、金は少々違って、問題は使いやすさ、使いにくさ。同じJAでもお返し物あるいは花、これ扱っているものが違うので、いいたてだといいたてのカタログを見ないとなんないので、その辺をぜひやっていただきたいというのが、結構村民から。そうすれば、私たちもいいたてで葬儀をやりたいんだという声がありますので、ぜひあそこ、私間口見たけれども曲がって、板入れるほどの幅もないんですよ。改修程度で済むのであればそういうことをやって、ぜひね、あそこは飯館の人に葬儀をやってもらいたくて建てた建物なんですから、そういうものなので、ぜひそういう要望があったら、村民の要望に応えるような形でぜひやっていただきたいなど。これは要望としておきますので、答えは求めません。答えたいですか、村長、どうぞ。

村長（杉岡 誠君） 私も別の仕事があったりしますので、僧侶としてもいろいろなところにお伺いさせていただきますが、ちょっと浜通りのほうの農協さんが運営するところで、冷蔵関係の施設をお持ちのところはなかったかなとちょっと思います。ほとんど浜通りにはないかなと。おっしゃるようなところは中通りのほう、福島市内等々でよくあるのかなとと思いますが、よくということではないですが、何か所か記憶はありますが。基本

的には、東京のほうでもそうですが、ドライアイスとかそういったものをうまく活用しながらご安置されるというのが通常かなと思います。むしろその霊安所といいますか、そういうところについては従業員がほぼ24時間にいるとか、そういう人の体制ということが大事かなと思いますので、ちょっと今、指定管理をさせていただいている農協さんについては、中通りの方も含めて、川俣とか飯館に従業員の方が来たりするという部分がありますから、ちょっと指定管理者との協議が必要な部分が大いかなと思います。

そういうニーズがあるということは、今のお話の中で分かりましたので、指定管理をさせていただいている農協さんとどういう状況なのかということをもまずは確認させていただきたいなと思うところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、村長から浜通りにはないということですが、私の親戚は浜通りのJAの高平、あそこで預かっていただいて、お通夜のときにこっち持ってきているんです。そのときに言われたんです、私。そして、その人の、私より10歳の上の人ですから、同じような友達が、やっぱり親がそろそろ亡くなる人いて、あるいは亡くなった人がいて、非常に使いにくいと。いいたてでやりたいんだと。確かに、福島のを聞きますと、アイスボックスみたいな上に乗っけておくと下から冷気が上がると。でも、南相馬や相馬はドライアイスだと思うんです。こんな名前出していいのかわからないですけども、フローラとかそういうところでも要はドライアイスで、ただ遺体を置いてこっちに家族が休んで泊まれる状況があると。先ほど村長が言いました24時間体制と言いますけれども、意外と葬儀屋は夜になるといけません。あと何かあったらここに電話くださいと言って帰っていきます。そういうことなので、ぜひ、いいたてを使いたい、でも使いにくいんだという要望があるので、今後ぜひ検討事項に加えていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで、渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。令和7年第8回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

このたび、村民の皆様より信任を受けまして、今回が私にとって2期目最初の一般質問になります。本村にとっては、第6次から第7次総合振興計画、また国との関係では第2期から第3期復興・創生期間と、新たなスタートを切る時期を迎え、私はこの2期目の任期を通じて、未来を見据えた村づくりを念頭に今後5年、10年、さらにはその先を見据えた飯館村の将来像について改めて問い、提案をしていきたいと思っております。

それでは、通告いたしました2項目8点について質問をいたします。

1項目めは、本村における農業政策についてであります。

1点目は、国が進める地域農業経営基盤強化促進計画は、策定を通じて地域が抱える課題が可視化され、地域の実情を浮き彫りにすることで10年後を見据えた地域農業の対策と必要に応じた取組を行うことと承知していますが、本村が最も重視している重点課題を伺います。

2点目は、村では農地の集積、集約化を進めていると承知していますが、農地の集積と集約化は限られた人員で効率的に、またはコスト削減につながる農業を達成し、持続可能にしていくための重要な柱になると考えます。そこで、今村として設定している中長期の目標値と達成状況について伺います。

3点目は、村としても農地の再生利用に取り組む姿勢はこれまでも示されてきましたが、依然として村内には一定程度の耕作放棄地が存在しており、地域景観の荒廃や鳥獣被害にもつながると考えられます。そこで、再生利用の最優先順位または担い手への集積との連動といった点も含め、どのような基本方針と方向性を持って取り組まれるのかを伺います。

4点目は、本村の農業においては担い手の高齢化や減少といった課題に直面しており、村の農業を持続可能にするためには、新規農業者の受入れと既存農家の継承者確保が極めて重要であると考えます。農業が本村の基幹産業と捉えれば、将来の村の活力を支える重要な柱です。新規就農者の受入れ等担い手確保に当たり、村としてどのように力を注ぐのか、現状認識と具体策を伺います。

2項目めは、本村の防災対策の強化についてであります。

1点目は、本村の基幹人口の変動や高齢化の一層の進行により、行政区ごとの人口構成と生活実態に差が生じています。さらに、近年は線状降水帯の発生や台風の大型化をはじめとする気象災害の激甚化が全国的に見られ、本村においても新たなリスク評価が必要と考えられます。こうした社会状況、自然条件の変化を踏まえて、村の防災計画を現状に合わせて適切に見直すことは急務と考えられます。現状を伺います。

2点目は、災害時に特に支援を必要とする要配慮者に対し、誰一人取り残さない避難体制を整えることは防災行政の最も重要な役割です。要配慮者名簿等の最新化を含め、現状の評価と今後の改善策を伺います。

3点目は、近年、地震、豪雨、台風により土砂災害等が激甚化する中で、災害情報を迅速かつ確実に届ける体制の整備は、村民の生命財産を守るためには極めて重要と考えます。本村においては災害用メール配信サービスや公式LINE、ホームページ等など組み合わせていますが、高齢者の増加や通信環境などの違いなどにより情報が届きづらいケースも考えられます。また、災害の種類に応じた情報の精度向上など、今後改善が求められる分野が多いと考えます。以上を踏まえ、現行体制の評価と今後の強化体制等について伺います。

4点目は、災害情報を迅速かつ確実に住民に届けるために、ICT情報通信技術を活用したデジタル防災が全国的に進んでいると言われてしています。特に、自治体防災アプリや、位置情報連動避難情報、マップ型災害情報等など、現在本村での災害情報配信に加えて多様な手段の導入により情報の届きにくさを補完し、避難行動の早期化につながると考えます。また、本村においては帰村された方や新規居住者、また就業者など多様な居住形態があります。以上を踏まえ、ICTを活用した防災配信の在り方と導入方針についての所見を伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1から1-4について関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問1-1「地域農業経営基盤強化促進計画において、村が最も重視している重点課題は何か」についてお答えいたします。

地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画は、将来の農地利用の姿を明確にした地域農業の設計図であります。

村が重視している点は、先人が築き上げてきた貴重な財産、資源である多面的機能を有する農地を次世代につなぐことであり、この目的を達成するためにあらゆる課題の把握に努め、各種の事業を進めてきております。

なお、今後も多様な担い手への農地の利用集積・集約化を推進しつつ、地域内外の担い手の確保・育成を行うことで、営農面積のさらなる拡大と農業振興を図り、稼げる農畜産業、持続可能な農業を構築してまいります。

次に、ご質問1-2「農地集積の現状数値と計画目標に対する進捗状況」についてですが、農地集積の現状数値としては、令和6年度までに569.4ヘクタールの集積が進んでおり、現在、令和7年度の計画面積305.7ヘクタールと合わせて、令和7年度末までに合計約875.1ヘクタールの農地集積となる見込みです。

次に、ご質問1-3「耕作放棄地対策について再生・集約・用途転換等があるが、村が中心的に進める基本方針」についてですが、本村がこれまで強力に取り組んできたのは農地の再生・集約、そして担い手の確保であり、次年度以降も農地中間管理事業を進め、農地を意欲高い担い手へ集約していくとともに、各種圃場整備事業及び農業基盤整備促進事業等も活用しながら農業振興策を進めてまいります。

次にご質問1-4「新規就農者を含む担い手確保のために今後強化していきたい支援策について」ですが、村では担い手を確保することを目的に、未来へつなぐ農業者支援事業において、事業継承に要する行政書士や税理士等に依頼する書類等の作成経費などを支援しております。

また、新規就農者や親元就農者に対しては、国の新規就農者育成総合対策事業等を活用した支援策を今後も展開してまいります。

今後については、他自治体、JA等の関係各機関の各種担い手確保の取組を参考に、村での新規制度や農業研修館さらりの活用も含め、新規就農者を含む多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、ご質問2の「本村の防災対策の強化について」にお答えいたします。

現在、県において水防法の一部改正に伴い一級河川、二級河川について洪水浸水想定区域の見直し作業が進められております。

村といたしましては、この結果を踏まえて、村のハザードマップ並びに村地域防災計画の見直しを行う予定としております。

次に、ご質問2-2「災害時の要配慮者に対する支援体制の整備状況」についてお答えいたします。

災害の種類や規模によって災害対策の体制は変わるものの、令和3年、令和4年に発生

した2度の福島県沖地震の例を基に、要配慮者に対する初動時の支援体制についてお答えいたします。

これまでの地震の際は、まず村にお住まいの高齢者、独居世帯及び高齢者のみ世帯については、健康福祉課及び社会福祉協議会により電話で安否確認を進めた後、連絡が取れない世帯については班編成による自宅訪問をして安否確認を実施してきております。この自宅訪問による安否確認は、家屋内の確認をし、状況に応じて避難移動を想定して行っております。また、要配慮者には、要介護状態の方、障害をお持ちの方なども含まれておりますので、災害の状況に応じて支援を進めることとしております。引き続き、支援対象者の把握に努めるとともに、災害時の対応については、関係機関と連携を取りながら実施してまいります。

次に、ご質問2-3「災害情報伝達手段について、伝達体制の現状と課題について」と2-4「防災アプリ等デジタル防災の導入、ICTを活用した災害情報配信の可能性と村としての導入方針について」は関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、現在の災害情報伝達につきましては、登録制の村災害用メール配信と村公式LINEを活用しております。

また、課題としては、村外に避難中の方も多い中で、国・県が推奨する戸別受信機や屋外拡声子局など村内に限定されるインターネット環境に依存しない独立型防災システムが、必ずしも全村民への災害情報伝達手段として適切ではなく、依然として民間が提供するインターネットやアプリケーションサービスに依存せざるを得ないことであります。

なお、今年度はICT技術を活用した新しい防災システムを令和8年4月からの運用に向け構築中であります。この新しい防災システムでは、既存の村災害用メールと村公式LINEによる配信のほか、防災システムと同時に導入予定の防災アプリや公共施設及び行政区へ各1台ずつ配置を計画している受信機にも同時配信ができるため、現在の村メールやLINEでの主に文字に限定された情報伝達から、地図や写真、音声なども活用した直感的に認識しやすい情報伝達方法が確立できるものと考えております。村といたしましては、まずはこの新しい防災システムを活用し、注意喚起情報や災害情報を配信してまいりたいと考えております。

以上となります。

3番（花井 茂君） それでは、何点か再質問させていただきます。

この地域農業経営基盤強化促進計画というのは、法律に基づいて令和6年の3月までに完成していると承知しているんですけども、これは全ての農家の皆さんが集まって意見を聞く場ではなかったのかなとは思いますが、その中でこの地域策定計画に当たって農家の皆さんから上がってきた、最も村として重視する、重点的に受け止めなくてはならないなというご意見が出ていればお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 地域計画に関わる課題点ということでございますが、一応地域計画につきましては10年後の農地の維持管理を見据えてということでの計画となっております、やはり住民からの課題としての意見としましては、基盤整備等で整備された農地については担い手等がつきやすいという部分がありますが、どうしても山あいとい

うか山に近い部分の基盤整備が進んでいない農地については、なかなか担い手がつかないという状況がありまして、その辺が住民にとっての一番の課題なのかなと思っているところでございます。

3番（花井 茂君） 基盤整備は条件のいいところから進んでいるのかなと認識しているんですけども、今後についてはそういった条件のあまり整っていないところも、基盤整備を進めていく方向でよいのか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 今日、午前中のご質問にも担当課、建設課であります。農業基盤整備促進事業については機能診断をした上で必要な箇所、あるいはその地域に担い手がついている、あるいはつく想定のある場所について事業対象とするとご答弁申し上げましたので、今現在担い手のマッチングができていない場所まで対象を拡大するというのではなからずかと思っております。

ただ一方で、条件が不利だと思われる土地についても、価値は私はあると思っています。それは作付の品目をやはりいろいろと多様に考えていく必要があるなと思っております。例えば、種子圃場を整備するには周りが逆に隔離されている場所、周りがいろいろな圃場とつながっていない場所のほうが有利であるというのが間違いなくあります。例えば、ソバとかあるいはカボチャみたいに非常に混雑しやすい、一般の種子類と花粉が混ざりやすい品種については、逆に山手側の隔離された場所、特定の場所で作るほうが良いというものもあるでしょうし、山手側のある意味少し日陰でないといけないような、日陰を好むような品種もありますので、ある意味そういう多様な品種を提案していくことによって、その地権者でなくても、新しい就農者も含めて担い手がつくということは可能性としてはありますので、基盤整備だけを絶対的な武器にするのではなくて、今の現状を有利に働かすことができるような品目を鋭意探していきたいですし、これは村だけではなくて農協さんにもお願いをしていますし、国や県にもお願いをしていますし、あるいは行政区ヒアリングで地域の方にもぜひこんなものがあるんじゃないかというご提案をいただきたいというようなお願いをしておりますので、村としては全ての農地が有効に活用できるように、まだ可能性を捨てていないということを改めて申し上げたいと思うところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） この計画は10年後を見据えた計画と聞いていますので、そういったその条件の悪いところについても、可能性を含めた農業政策を村として進めていっていただきたいなと思っております。

次に、農地集積の現状と計画目標に対する進捗状況についてなんですけれども、現状村としてはこの進捗状況は予定どおり、計画どおりという認識でよろしいのでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 農地集積の事業の件でございますが、一応村としましては、計画目標としましては約900ヘクタールを目標として進めているところでございます。先ほど答弁で申し上げましたとおり、今年度、令和7年度末で約875ヘクタールという集積となっております。令和8年度には目標の900ヘクタールには達成するのかなと思っています。ところでございます。

3番（花井 茂君） ほぼほぼ計画どおりなのかなと伺いましたけれども、本村においては、まさに中山間地域でありますので、小規模分散農地も一定程度あるのかなと思っていて、そういったところの集積、集約についてはどういった考えをお持ちなのかお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 農地の分散的な集積ということでございますが、一応村としましては、分散という形ではなくて、ある程度連担をしたような農地での集積という形で、担い手さんも含めてそういう集積を進めるような形で進めております。

3番（花井 茂君） 小規模農地だと、恐らくこれからの農業というのは大規模農業化がされていって、大きな機械を入れてコストを下げていくというのが主流になってくるのかなと思うんですけども、そのときに小規模の農地のところは、例えば集積をかけて、借りたときに畦畔を取り除いてそれを一つの大きな農地、水田として使っていくのか、それができるのか、できないのか、お聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 隣接している農地等の畦畔を除去するというような形でございますが、そういう事業はあるのはあります。ですが隣の圃場の地権者が別の方だったりすると、その方との話合いとかそういう部分になるかと思えますし、あとは作付するものによって、大規模化したほうが効率が上がるという品目もあるかと思えますので、その辺は今いろいろ、現地の作付する品目を見ながら進めていければなと思っているところでもございます。

3番（花井 茂君） 小規模の農地はなかなか借手もいないのかなと思っていて、貸手と借手のマッチングがなかなか厳しいのかなと思っていて、そういうところが集積されても耕作放棄地にどんどんなっていってしまうのはとても残念なことなので、何とかしてそういった小規模の農地、畦畔があつて、自分の田んぼどこだっけというぐらいのところもありますから、そういったところの今後の方向性もしっかりと村の農政として示していただければなと思います。

村長（杉岡 誠君） 今おただしの小規模という話については、面積だけでなく条件もありますので、それぞれがイメージする部分が違う部分もあるかなと思いますが、庁内的に私が指示させていただいている部分の大きい部分は、今、基盤整備水田を中心にしながらについては集約化が相当程度進んできているし、牧野についても面積的に一定程度確保できているところ、草地として利用価値が高いところは、畜産農家さんが直接的な利用をしていることもあります。しかしながら、例えば宅地周りの非常に有能な、優秀な土作りもされてきた畑地に関して、これ集積ができていない状況がありますので、飯館村の景観のみならず移住定住ということを考えても宅地周りが荒れていくというのは非常に問題があるということで、そういう目線からも宅地周りの優良な農地、ほとんど全てが優良な農地でありますので、そういったところを何とか特定の品目等を振興することによって活用できないかという模索をしているところです。今年度事業については、綿花について試験栽培しておりますが、これが収益性の高いものであるならばこういったものの振興というものもあるでしょうし、あるいはその枝物ということで、花ではなくて、市場のほうでは添えにするような枝物もニーズとしてあるということなので、そ

ういったものがないか等々ですね。農協さんとかあるいは市場関係者とも情報共有しながら、今やっていくには何がいいんだろうかということ鋭意模索をしている最中です。

この模索の最中に皆様にいろいろなことを情報提供できればいいんですが、まだ試験栽培という段階においてご不安だけが先行しているなという部分ありますので、少し令和7年度の成果、あるいは今後の展望のこういうものがあるんじゃないかについては、広報とかあるいは行政区の皆様とかに周知ができるような方法をちょっと模索をしていきたいなと考えているところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） 小さな条件の悪いところで品目を変えると、村長今答弁されましたけれども、ちょっと次のやつでそこ行きたいなと思っていたんですけども、例えば耕作放棄農地のところで、村としてはもう再生集約を念頭に進めていきたいということなんですけれども、そういったところを、あと用途の変化、いわゆるその品目の変化で対応していければいいのかなと思うんですけども、それは例えば水田をそういう用途、作るものを変換をして作付していくものに対しての法律的な壁というのはないという認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 水田に関わる用途変換ということでございますが、水田におきましてもなかなか水田として利用ができないという部分がありまして、それを畑地化という形に変えまして、そこでソバだったり牛の飼料作物等の栽培という形にもできますし、そうやってなかなか利用がしづらい部分に関しては畑地化をして、新たな品目で栽培をしていくという部分で進めているところでございます。

3番（花井 茂君） 用途変換でいろいろ進めていこうとしたときに、今気候変動で、例えば飯舘村も大分暖かくなってきているのかなと思うんですけども、そういったところで今まで作られていなかった作物が作れるような状況、例えば相馬沖でフグがいっぱい取れているようなそういう状況にもなってきているので、いろいろ飯舘村でも今まで作れなかったものが作れるのかなと思うんですけども、そういった何か、村として今考えられているものがあればお聞かせください。

産業振興課長（松下貴雄君） 少しずつ地球温暖化によって飯舘村でも新たな品目がという部分でございますが、水田でありますと今まで寒くてなかなか取れなかったコシヒカリ等が飯舘村でも作れるような条件にもなってきているという部分があります。あと、畑につきましては、今後どのような新たな品目ができるかという部分は、JAさんと協議をさせていただきながら今後検討していきたいなと思っていますところでございます。

3番（花井 茂君） ぜひこの気候変動を逆手に取って、これをどんどん利用して、新しい飯舘村の作物を作っていただければなと思いますので、そういった政策のほうもしっかりと進めていっていただきたいと思います。

次に、新規就農者も含め担い手確保のためのことなんですけれども、この担い手確保、先ほど渡邊議員からもありましたけれども、新規就農者がぼんと来て田んぼや畑をやって作物を作るといってもなかなかそれは難しい、そんな甘いもんじゃないぞと、既存の

村の今の農家の人も言っていますけれども、そういった中で新規就農者を、例えば答弁書を見たりするとどうしても資金型の支援が重点的になっていると思うんですけれども、伴走型の支援というのは何かあれば。伴走型、資金的な支援だけではなくて、例えば村に来て新規就農でやろうとすれば住む所も必要だし、そういった生活のインフラも整備してあげないといけないと思うし、あとやっぱり一番は、例えば新規就農者が作物を作りたいというものの技術が一番必要だと思うので、そういった技術をしっかりと何年かかけて教える、さっき渡邊議員からもちょっとあったんですけれども、そういうシステムづくりというのが非常に新規就農者を募集するに当たって重要なかなと思っていて、何かそういった、新規就農者が村に来て農業をうまく収益化していけるようなシステム、行程、フローがあればというか、そういった考えがあればちょっとお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） ちょっと細かいところは担当課長から補足をさせていただくかなと思いますが、農業といっても土地利用型農業、あるいは高収益型農業という大きく分けて2つあるんですが、渡邊 計議員が午前ご質問いただいたのはどちらかという土地型農業ということで、トラクターとか機械を使って大規模面積を入れていくような水田であったり牧草であったり、飼料作物だったりというようなものがそちらになりますが、これはもう一つ、震災前から非常に技術が高かったのが高収益型農業ということで、パイプハウスを使ったような花卉栽培等々、野菜についてもそうなんですが、小規模面積ながら非常に品質のいいものを出してきたという傾向があります。実は、技術という意味では、土地利用型農業についてはある意味で機械が使える、あるいはそれが使えることによって生産がある程度できてしまうような、水稲に限定されたりある程度品目が限定されるものの、農作物そのものに対してそれほど厳密な知識がなくてもできる農業が片や土地利用型農業としてはあるんですけれども、村としては本当は高収益型農業、比較的小さい面積でも投資額を少なくしながらも収益性を見込んでいけるような、技術といっしょにそういうものができるようなものを見込みたいという思いはあります。ただ、震災前にたくさんいた技術をお持ちの方々が、みんなほとんど今離農されていて、一人一人に対して講師をお願いできるかということとちょっとそこまでの体制はつくれていない、むしろもったいないという状態がありますので、今のご提案を含めて、ご自身としては農業をやらなくても、そういう次世代の方とかあるいは新規就農希望の方に教えてもいいよという人を募るような制度は、私の担当時代にも一、二回実は試したことはあるんですが、なかなかうまくできなかったという点があります。特に、現役で今営農再開した方とかは自分の仕事が最優先になりますので、人に教えている暇ないよとなっちゃいますから、どちらかという完全引退をされている方をつかまなきゃいけないという難しさがあるので、まだ模索段階かなと思っております。

土地利用型農業については13区営農組合や飯舘村振興公社が既にやっておりますので、そこでサラリーマンとして農業ができるんだよ、あるいは実績に応じたしっかりと収入が得られるんだよという形を村としてバックアップしながら担保できれば、まずはそこでお給料をもらいながら農業になれ親しんで、自分の資金をためながら、次に自分のやりたいことをやっていくという違う形も取れますので、両面から、高収益型も土地

利用型も入れるように体制を構築していきたいなと考えるところであります。

以上であります。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど質問ありましたいろいろな補助メニューの部分でございますが、まず新規就農者に関わる補助としましては、国の制度になりますが、就農準備資金という資金がありまして、こちらはまずは技術を習得するための研修に関わる資金の部分でございます、その後実際に営農を開始したいという部分であれば経営開始資金というそういう制度がございます。

あと、伴走型の補助等ということでございますが、その辺につきましては村単費でやっております未来へつなぐ農業者支援事業という補助メニューもありますし、そういうものを活用していただきながら新規就農だったり担い手の確保という部分を進めていきたいなと思っているところでございます。

3番（花井 茂君） そういった新規就農者がなかなか定着しないというのは大きな課題であって、これは本村だけの問題ではないのかなと思っていますけれども、離農者が多いという全国的な現状があるのかなと思います。

例えば、さっき村長からあったように、サラリーマンとして一度大規模にやっているそういう農業組合みたいなところに入ってやるというのであれば、村の振興公社というのは、利活用と言ったら何かあれなんですけれども、振興公社を通して、ちょっと先ほどの話に戻ってしまうんですけれども、村は今集積・集約をどんどん進めているんですけれども、その先に、その集積・集約した水田なり全てを作付できるような状況になっていくにはなかなか難しいのかなという、あまり農家をやっていない僕の無邪気な感想なんですけれども、その辺はどんな方向に持っていこうとしていますか。

村長（杉岡 誠君） 非常に大きなランドデザインの話になるのかなと思いますが、実は今やっている村の農政もある意味過渡期でありながら先端を行っていると思っております。震災において全村民が営農を休止せざるを得ない状況になって、そこからのまずは営農再開という言葉が当たり前に使われるようになった、その中で今おっしゃったように新規就農ということで、あの当時営農をやっていた方、農業に携わっていない方も今入ってくる状況が少しずつ生まれてきているということですが、これは過渡期の状況だと私としては思っています。ただ、過渡期だからということで小規模にするのではなくて、まず稼げる農業、もうかる農業ということをつくることで、あるいはサラリーマンとして安定収入を得られる農業体系をつくるという、日本の中では先端だと思いますが、先端に行く形も、13区営農組合さんのような民間の団体も構築させていただきながら、あるいは振興公社のように村も関係するような団体も構築しながら、今最先端ながらも、その先に営農したいという人たちが増えるための、増やすための施策を今取ってきているなと思っております。

全農地が作付されれば、これは非常に喜ばしいことだと思いますが、これ例えば戦中ですか、太平洋戦争のときのようにどうあっても需給で作物が必要なんだということで、戦後開拓という言葉もありますが、いろいろな開拓をした農地とか、そういう利用活用のために最大限広げてきたのが飯舘村の農地だと思いますので、そういう世界事情があ

ることで変わるものがあるかもしれませんが、今は国内需要、あるいは国、県のほうでは海外需要に目指してでもやるようにというお話がありますので、そういったものを踏まえながら、つかまえながらやっていかなきゃいけないなと思っています。農地も、全部が作付ではなくて、先ほどのご質問に戻るかもしれませんが、場合によっては獣害対策の緩衝地帯としてしっかりと維持し、管理していくものもあるでしょうし、緩衝地帯と言いつつも先ほど言った枝物を作っておくことによって、毎年は収穫しなくても数年に1回収穫して少しのお金になるような、そういう農地の利活用の仕方もあるだろうなと思いますので、これはなかなか頭だけではできない、机上の空論だけではできませんので、少しやはり村として持っているものを皆様と協議をするような場を設けたりしながら、こういったことに携わる方いませんか、あるいは振興公社でモデル的にやってみるのでそういうのを見ながら自分も手を挙げたいという人はいませんかというようなことを、少しずつ種まきをしていくということが大事なんだなと思います。

今現在、絶対にもうかる農業があるならば、お金をかけなくても絶対もうかる農業があるならば、すぐにでも皆さんはやっていると思いますが、世の中そうではないので、先行投資が必要、借金しなきゃいけないみたいなどころからだとなかなか難しいので、違う体制から入口はたくさん設けていきたい、その中で自立していく方々が自立していくという状況はあってもいいんじゃないかなと思っています。

以上であります。

3番（花井 茂君） いろいろ問題があるのかなと思いますけれども。新規就農者を募って集積・集約した農地をどんどん利活用していくためには、やっぱり新たな農業継承者が必要になってくると思うんですけれども、そこに先ほどもちょっとお話をしたんですけれども振興公社等で、例えばサラリーマンのような形で一度入ってきてもらって、何年間にわたってそこで働いて、水田の稲作のノウハウを得て、そういう人たちをどんどんと独立するという形で、自分でやってみたいなという人をどんどん増やして行って、そこで集積した水田とマッチングして、そういった形の方法もありなのかなと思っています。農業の漠然とした既成概念にがんじがらめにしないで、いろいろな分野の職業のいいところ取りをしながら、そういった、これから飯舘村のいわゆる飯舘型の農業が重要になってくるのかなと思うんですけれども、そういった新しいシステム、新しい新規就農者を増やしていくためのそういうシステムというのは、どうですか。

村長（杉岡 誠君） 私が頭の中で構想するものと、議員がおただしの部分と非常にマッチングするところもあったり、新しい示唆もいただいているなと思います。

今、農地の集積を、農地中間管理事業で集積を進めてきた部分については、やはり今60代以上になっている方々が中心であって、その方々がじゃあ俺もやってみるかと声を、手を挙げていただいたおかげで今ここにきているというのがあると思います。ですが、午前中の答弁でも申し上げましたが、そういう手を挙げていただいて力強く前に進んでいただいている方がいるうちに、次の世代が私も俺もと思える状況をいかにつくるかというのが大事だと思いますので、一つは振興公社によるサラリーマン農業の中で、集落内でなかなか皆さんのお子さん、特にお孫さん世代の方が農業をやってみろとは親御さ

んはなかなか言わない気風が村にはあると思いますが、じゃあ公社の中で給料もらえるんだったらやってもいいよというふうに送り出していただいて、振興公社の中でしっかり技術、あるいはお金もためて、その上でじゃあ自分の集落に戻って独立しようとか、そういう考え方は非常にあってしかるべきだなと思いますので、ある意味農業の本当のプロである、今の、高齢化してきているかと思いますがその方々が、自分のお孫さん、場合によってはひ孫さんかもしれませんが、その方々に村で農業やってみろと言ってもらえるような状況をやはりつくっていかなくちゃいけないなと思っています。それは振興公社だけでは駄目で、先ほど言った13区営農組合も含めて、いろいろな主体が「俺のところで働いてみろ、俺のところでやってみろ」と言っただけの状況をいかに村が施策としてつくっていくかということだと思いますので、ぜひぜひ独立したいという野望を持ちながら、まずはここでやってみようというような仕組みをつくっていききたいなと、それをさらに広めていききたいなと考えるところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） 新しい農業の形態をどんどん進めていただきたいなと思うんですけども。

それで、村では振興公社もそうですし、管理組合とかあると思うんですけども、その農業の法人を受け入れるというのはどういう形になるんですか。どんどん新しい法人が入ってきたいとなれば受け入れていくというような方向なのか、そこはどうかということなんですけれども。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回の法人の農業参加という部分でございますが、これまで村のほうには新規就農者ということで企業型の農業に参入も何件か登録されておりまして、徐々にであります、企業型の農業参入も増えているような状況でございます。

3番（花井 茂君） どんどんそういった新しい血を村の農業に入れていっていただきたいなと思います。いずれにしても、村の農業の取り巻く環境は結構かなり厳しいものがあるのかなと思いますけれども、村の現状に合った新しい飯館型の農業政策をどんどん進めていっていただきたいなと思います。

次に、地域防災について再質問をさせていただきます。村では、豪雨災害時のリスク評価というのは、例えば避難指示を出すような場合があったときに、そのリスク評価のデータというのは国、県の情報を基にするのか。例えば豪雨、雨の場合は村独自の何か計測機器があって、それを基にリスク評価をして村民に伝えるのか。こういったシステムになっているのかをお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 村の防災システムの状況ということのご質問であります、村のリスク評価ということでもありますけれども、村が独自に持っているものではありません。ご存じのようにJ-A L E R T、そちらに統合されますけれども、気象情報なんかも全てJ-A L E R Tのシステムの中に統合されて、緊急時の伝達ができるようなシステムになってございます。ですので、それを基にするというのが基本かなと思っております。

ご存じのように、今、答弁書に書かせていただきましたが、洪水浸水想定区域を県で見直しを図っておりますけれども、国で持っておりますいわゆる気象の人工衛星なり、そ

れからレーダーですね、それが日々非常に性能が高くなって、線状降水帯をピンポイントで観測できるような状況になっております。ですので、それらの写真の情報が一番地元の危機管理には有効なんだろうと考えているところでございます。

3番（花井 茂君） 最近豪雨災害というのが毎年あるんですけども、よくテレビでニュースで避難所を開設しましたと言って、何か1人、2人ぐらいしかいないような状況の映像が流れたりするんですけども、村としての避難所開設を決めるリスク評価というのか、その行程、フローについてはどういった流れで決めていくのかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 避難の状況を示すその指標も変わっております。今、村で全戸配布をしていますいわゆる地域防災計画ですね、そちらのいわゆる避難の基準と、現在の国の最新のものが変わってきているというところがありますので、まずは国のほうの、現状に沿って避難なりを考えるほうが有効なのかなと考えております。

ただ、気象のところが変わってきておまして、いわゆる土砂災害警戒区域、こちらについても、村のシャドウですね、そういったところの部分も非常に綿密に細かく分かるようになってきたので、そこも含めて県ではこの洪水浸水区域ということと併せてそういった部分も改められるということを知っておりますので、それに併せて村でも改めてまいりたいと考えております。現状、最新の気象情報、そういったところが一番有効なのかなと考えております。

村長（杉岡 誠君） 今、避難所の開設という部分についてはちょっと私のほうで補足をしますが、避難を希望してきた方がいる場合には、まず避難所として開設するのか、あるいは震災のときもそうですが、役場の休憩室があったりするので、少人数であればまずそういう近い場所でお休みくださいというような形で受け入れたこともあります。あるいは隣の、今、までいな家のところでも受入れをして、その後数百人規模になってきたということでいちばん館を開設したとか、段階に応じてやると。だから、村として必ずしも避難指示をしたから避難所を開設するというよりも、避難を希望する方がいた段階でそのときそのときに応じるということがあります。まずは防災の主管課である総務課において緊急的な対応をしますが、村は防災計画に基づいて災害対策本部を設置した上で必要な対策を取っておりますので、前後するかもしれませんが、いろいろな災害が懸念される、想定される際には、まずは災害対策本部を速やかに設置した上で、各課、各人員に対して指示をする中で、避難所についても開設が必要なおときには開設をしてみたいと考えているところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） 避難所開設については、例えば防災計画の中で各行政区に一応災害等が発生した場合の避難所はどこですよというのがあって、ほぼほぼ大体集会所になっていると思うんですけども、集会所はあくまでも一次避難であって、その後避難していった場合にはどういったところ、防災センターがあるのかなと思うんですけども、一気に一次避難から例えば防災センターへ行くというような流れになるのか、災害の状況にもよるとは思うんですけども、そういったところの整備もしておかなくちゃいけないのかなと思っていて、その辺はどのような状況になっているのか、お聞か

せください。

総務課長（村山宏行君） 先ほど村長が申しあげましたとおり、そういった有事の際には、やはり防災本部を立ち上げてその中で対策をしていくということになるかと思えます。一応、各集会所が一次避難場所とはなっておりますが、実際じゃあそこに避難していいのかどうかというところもあるわけです。いわゆる、大水が出ている、あるいは線状降水帯でピンポイントで、例えば数年前あった大倉の地区が大雨になったとかですね、そういったときになかなか集会所という、そういったところを言えるかどうかというのはやはりそのときになってみないと分からない。当然間に河川があったり、各家によって状況も違うと思うんですよ。急な道路があって崖崩れが心配されるような道路もある、あるいは大きな太めの川があってそこを越えることが果たしていいのかどうかというところもありますので、そこについてはケースに応じて柔軟に考えて一次避難、あるいはその後の二次避難、そういったところも考えてまいりたいと考えております。

3番（花井 茂君） 避難所開設については臨機応変な、現状に合った進め方をお願いしたいなと思えます。

次に、災害時に要配慮者への避難についてなんですけれども、この要配慮者の名簿というのは村として存在しているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

要配慮者名簿、場合によっては要援護者名簿と呼んでおりますが、こちらの名簿については元の基礎データは健康福祉課に保有しているものを1つの名簿として、総務課防災担当のほうで集約して整理するものとしております。データについては、年度末に最新データに置き換える作業を行っております。災害が発生した際は、最新のデータに基づきながらその配慮者への支援というのを行っていく、このような形になっております。

また、その配慮者の名簿、こういった方々なのかということにつきましては、防災計画の23節に要配慮者の対策というのがうたっております、その中で、例えば要介護3から5の方であったりとか、身体障害者の一種1級、一種2級、重い方ですね、あとは精神障害者福祉手帳をお持ちの1級、2級の方、また知的障害、療育手帳をお持ちの重いAという手帳をお持ちの方、こういった方々を要配慮者として支援しますということで、防災計画の中で記載しているところです。

その多くが高齢者ということもありまして、答弁さしあげたとおりまずは安否確認のために独居世帯、高齢者のみ世帯の安否確認を進めていく、このような形で支援してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（花井 茂君） この答弁書にありましたけれども、要配慮者の安否確認はいろいろ、日中電話等での確認をしているということなんですけれども、例えば昨夜の地震のように深夜に地震があったり、豪雨があった場合に、深夜の災害時の安否確認、要配慮者に対して、高齢者、独居世帯等の安否確認の体制というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 令和3年、4年いずれかだったと思いますが、やはり深夜とまで言いま

せんが夜間でありましたので、先ほど申し上げたようにまず災害対策本部を立ち上げる中で、要支援者、要援護者の確認どうなんだという指示をしまして、担当課のほうで今電話中ですか、ちょっと電話取れないところがあるのでこの後班編成をして、社協のほうと連携をして現場に行く予定ですというような報告をいただきましたので、時間に関係なくそれは対応はしたいと思います。ただ明け方とか、明らかに寝ているかもしれない状況の中での電話確認というのは、なかなかやっても意味があるかどうかというのはありますので、その状況状況を確認しながら、あるいは先ほど総務課長が申し上げたように例えば大雨で、そもそも移動することそのものにリスクがあるという場合については、また違う方法を含めて確認をしていきたいと。例えば、その方のご家族が福島市にいたりとか、相馬市内にいたりとかということであれば、まずそちらのほうにも連絡をするとか、いろいろな手法は考え得ると思いますけれども、ある意味、先ほどのご質問にあったとおり臨機応変というのが飯館村役場のモットーでありますので、そのときそのときの、職員の提案も含めてですね、災対本部できちっと決定した上で指示をさせていただくところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） 要配慮者、独居世帯、高齢者が村としては大変多くなってきていますので、そういった災害時に対するの安否確認等についてはしっかりと対応をお願いしたいなと思います。

次に災害時の情報伝達手段についてなんですけれども、村にはいろいろ、メール配信サービスや公式LINE等でいろいろやっていると思うんですけれども、先ほど渡邊議員からもあったんですけれども、今各行政区にサイレンがあるんですけれども、そのサイレンの管理状況というのはどういう形になっているのか。例えば、村できちっと管理をされているのか、各行政区のものなのか、そういったところがばらばらであると、なかなか意味がなくなってしまうのかなと思うので、今の現状の状況をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 災害情報伝達の手段としてサイレンをということでありますけれども、答弁書に書かせていただきました今整備をしております災害情報のシステムですね、こちらにつきましてはサイレンの分は含まれていません。村の課題としてあったのは同報系ですね。いわゆる行政側から強制的に情報を流せるシステムがなかったわけです。LINEにしても、それから公式アプリにしても、受け取る側が操作をしないと情報を取り出せないということがあって、それが欠点だとあったものですから。今回、予定をしております情報伝達システムについては村から同報です、村から一斉通報ができるシステム、それで屋外のスピーカーと、それから各行政区長さん方への音声配信、そういったことができるようなシステムをということで検討しております。

サイレンについてなんですけど、震災前サイレンで連動していたのは、村からですと消防の屯所、村の消防分署の近くにあった山の上にサイレンが1つ、それから白石交差点のところに1つ、それから飯樋町、この3つは連動していたというものでございます。その他の部分については、地域の消防団を通じてサイレンを、火事等については鳴らしていただいていたという状況であります。

ご指摘であるのが、議員からもそうですけれども、消防のOBの方々、それから昨日あった火災の際にもサイレンがやはり有効だということで言われているものですから、今回のシステムには入ってはいないんですが、これに連動できるような形で整備を考えたいと考えております。現状のサイレンを活用されている状況にはないんですが、やはり音声の告知、そういった部分と併せてサイレンも有効な手段と考えてまいりたいと思っております。

3番（花井 茂君） ぜひ、防災無線はなかなかこういった山間部は厳しいのかなと思うんですけれども、サイレンは一元管理で一気に村で流せるような状況は必要なのかなと思いますので、ぜひそういったところはしっかりと整備をしていただきたいなと思います。

次に、最後、課長から何か今度4月から運用開始する防災アプリ、今話があったんですけれども、これは、総務省が推し進めているLアラートというものを活用したものなのかどうか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） それも含めてのものです。国で整備をしておりますJ-ALERTありますね、それから気象情報、そういったところも全部同じ一元化して、各必要な情報を伝達できるようにということで、システムの中に入ってくるというシステムでございますので、それらも含んでのものとお考えいただければと思います。

3番（花井 茂君） それはすごく興味が湧くんですけれども、それは自治体が独自に情報を入力して発信するものという理解でよろしいですか。

総務課長（村山宏行君） 独自にできるものということも有効なんですけれども、いわゆる国から流れてきたものを村が一々操作をしてということではなく、ダイレクトにやったほうがいいと思いますので、いわゆる村からの入力もできる、なおかつ国から入ってきた情報は全てそれがダイレクトに情報の聞き手側に届く、そういったことを取り込めるようなシステムにしてまいりたいということでやっております。

3番（花井 茂君） そのシステムは、例えば、個人個人がスマートフォンとかにアプリを入れて、そのアプリを活用するような形になるという理解でよろしいですか。

総務課長（村山宏行君） 新しいシステムにつきましては、従来の村の公式LINE、あるいは公式のメール、そういったところも統合して、村の一斉の部分についてはLINE、メールでも流せるような、そういったシステムで考えております。

3番（花井 茂君） 情報伝達は大変重要、災害時における情報伝達というのが一番肝になるかなと思いますので、災害時における安全確保と避難誘導、情報伝達が重要だということは、もう最近の災害を見れば一目瞭然だと思います。そういった状況の中で、村として現状確認と改善策を明確にしながら、よりよい確かな防災体制の構築を今後もしっかりとやっていただきたいなと思います。そういったところを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は15時10分といたします。

（午後2時47分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時10分）

議長（佐藤眞弘君） 続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 一般質問をさせていただきます。

あの想定外の福島原発事故で放射性物質が大空から降散されてから15年目を迎える12月定例会です。村民は村づくりに真剣に、先人からの財産や文化、コミュニティー継承の中で、多くの先人村民が協力・協働で築き上げる飯舘村でありました。私たち村民、村が何かしたわけでもなく、あくまでも東電による人的災害により村民の全ての方々の人生や、憲法にある権利の保障も奪われたのであります。この間の多くの村民から知らされた、聞いたことを土台にして7項目13点について質問、提案をして、これから村民とともに歩む復興・復旧・再生となるような、希望となれる答弁を求めるものであります。

1つ目は、15年を迎える原発事故についての動きであります。

国の動きは、被害者や被災地の代表の入られない中での国政の6月の閣議決定によって、復興基本方針は帰還困難区域の自由な立入りを認める一方で、被ばく管理を個人の自己責任とする内容や、除染土壌の全国での再生利用促進、食品摂取基準の見直しなど盛り込まれています。被害を受けた当村の村民への影響、課題を村長としてどのように捉え、課題をどのように整理されているのか伺うものであります。

2点目は、原発事故を体験した村、村民にとって、国の第7次エネルギー基本計画をどう捉え思考されているのか。行政執行側の長の任命・付託からして被災者の立場での所見を伺うものであります。やはり現状として、実態からして、ならぬものはならぬ、あるものあるというふうに、代表としてどのように国に働きかけているのか伺うものであります。

2つ目は、来年に向けての要望について。

今、国政の中でも論議されておりますけれども、県議会などでもありますけれども、社会保障や中小企業、農業、教育予算などの国・県への要望を具体的に示していただきたい。刻々と変わる加害者の国の動きからして、被災地である飯舘村、村民の生活がどうなっていくのか。社会保障や中小企業、なりわい、商工業、農業、教育予算などが具体的にどのように村民への、村への負担やマイナスという課題になっていくのか伺うものであります。

2点目は、防災・減災、環境保全における水害対策、道路や河川などの土砂、草刈り、鳥獣被害が、先ほども村長答弁にもありましたけれども、村民から要望がたくさん上がっております。村内事業者間の共同受注を推進し、避難解除前6年間の無管理地域の実態から、国や県、加害者の東電には、道路維持管理が震災前の正常な維持に戻るまで、きちんと予算増額を含めて施策を要望すべきであります。

3つ目は、鳥獣対策と森林整備について。

捕獲後の処分と対策のための、鳥獣対策に努力されている方々への必要経費の支援と体制を具体化すべきであります。

2つ目は、河川ややぶの刈り払い、草刈り、伐木などの除去と耕作放棄地の実態把握としての対策を示していただきたい。先ほど議員からもありましたけれども、大型や集約での農地についてはそれぞれ事業あるようでありますけれども、どうしてもそれを外れる耕作地やら、利用価値のあるものが放棄されている現状にあります。そういう意味では、耕作放棄地をきちんとつかんでいただいて、どのように対策を、今後生かしていくための対策をしていくのか示していただきたい。

4つ目は、原発事故被害者のための復興について。

あるところで文書を頂きまして、令和7年の6月10日に避難12市町村長と議会議長に福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会より文書が出されているというお話と資料を頂いたので、その一人である村長に所見を求めるものであります。

この5つの該当するものがありますけれども、全て私が村民の方々からここ13年余り聞いているお話でありますので、あえて読ませていただきます。

1つは、医療費等減免措置削減・廃止への反対を表明してください。

2つ目は、被曝者援護法に準じた新たな法整備、国による「健康手帳」の交付を求めてください。

3つ目は、統一的基礎資料の改正を求めてください。

4、帰還困難区域の活動自由化へ反対を表明ください。

5、以上の課題中心に福島での「公聴会」開催を求めてください。

ということであります。そのことに対して、一員である村長の所見を伺うものであります。

5つ目は、原発事故を起こした加害者、国、東電との交渉についてであります。

村民のためにある飯舘村行政執行代表者に、このたびの東電と村民の和解（令和7年11月23日）への対応と、これまでの東電との協議・経過・内容・成果を含めて伺います。

2つ目は、東電より原告の皆さんへの謝罪としての文章に「飯舘村と協議しつつ皆様のご帰還及び福島復興、地域の再生に向けた取組を進めてまいります」とあるので、村として村民のためになる協議は何かを示していただきたい。

6つ目は、インフラ整備・環境保全についてであります。

1点目は、東北中央自動車道のアクセス道路への要請活動の経過・内容・見通しを伺うものであります。

2点目は、再生加速化交付金の見直しについて、過去の答弁にありますけれども、原発事故被害の特殊性や実情を訴え続け、支援を要望しての経過・内容・成果を示していただきたい。

3点目は、飯舘の自然界のキノコ、山菜の被害が、15年を迎えるに14種で平均1万488ベクレル・パー・キログラムで、育成土は平均5万3,693ベクレル・パー・キログラムという真実、実態であります。この現実と受けた被害の捉え方と、加害者への要望について伺うものであります。

あえて申し上げますけれども、昨年12月でもキノコ、ワラビ、川魚、栗、コシアブラ、コゴミの放射線量値とキログラム当たりのベクレル数申し上げましたけれども、それと

比べてもあまり差のない自然界の汚染されようであります。そのことについて、きちんと実態、真実を加害者、国にどのように要望し、それに沿った対応をしていただいているのか伺うものであります。

7つ目は、公共整備計画と維持管理の財源について。

今の村長の前の村長のときに、国が公共施設など総合管理計画の策定を義務づけて、出しているところではあると思いますけれども、国から示されたことについて、総合管理計画に記載すべき事項なり基本的な考え方、行政サービス水準の検討などあるが、村としての計画・経過・見直しについて、その後の中で維持管理の財源の実態と見直しはどのように推移されているのか伺うものであります。

以上、質問を申し上げます。村民が希望ある明るい村づくりに協力・協働できるような答弁を求めるものであります。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1「6月に閣議決定した復興基本方針」についてお答えいたします。

まず、令和7年6月20日付で閣議決定された復興基本方針は、第2期復興・創生期間の最終年度に当たる本年度、令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間、いわゆる第3期復興・創生期間の基本姿勢及び各分野での取組、財源等の方針を定めたものです。

その方針の中身を見ますと、議員からご質問の項目が示されておりますとおり、まず帰還困難区域への自由な立入りを認めるであります。国は自治体が作成した特定帰還居住区域復興再生計画を認定し、その計画に基づき除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めるとしており、また特定帰還居住区域の放射線防護対策として、地域の実情に応じた放射線防護対策や、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞれの土地の状況や地元自治体の意向を踏まえ、帰還困難区域においてバリケード等の防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うとしております。

次に、除去土壌の全国での再生利用促進については、国は除去土壌等の福島県外での最終処分量を低減させるために再生利用を推進するとしております。

次に、食品摂取基準の見直しについては、山菜、キノコなど食品等に関する規制等について、これまでの蓄積された様々な知見、データを参考にし、放射性物質の摂取量推定等を行い、食品等について特別の区分の基準を設けて対応することを検討するとしております。

これらによる村、村民への影響、課題ですが、国が決定した復興基本方針は、どの項目も国民の理解を得ながら実施するとの記載があり、特に帰還困難区域の立入りは空間線量率の状況や、自治体の意向を踏まえて実施する内容になっております。

したがって、村といたしましても、いずれの項目であっても村や村民に該当する状況が想定される際には、事前に国と十分協議し、村民に情報を公開しながら村民と協議する中で対応してまいりたいと考えております。

最後に、被ばく管理を個人の自己責任とするについてであります。復興基本方針には

ないようですが、放射線については文面の中に、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を計画的にかつ確実に実施し、その結果について情報提供を行うと示されており、

次に、ご質問1-2「国の第7次エネルギー基本計画」についてお答えいたします。

国の第7次エネルギー基本計画については、原発事故による全村避難を経験した自治体として慎重に受け止めております。

なお、再生可能エネルギーの推進は、村の復興や未来につながる可能性を大きく秘めているものであり、本村においてもゼロカーボンビレッジを宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーに取り組むこととしております。

今後、村内で進められる再生可能エネルギー事業については、村民の声を大切にしながら、その都度適切に判断するのはもちろんのこと、国の政策に対しても必要な意見・要望を述べながら、村にとってよりよい方向性を模索してまいります。

次に、ご質問2-1「国・県への要望」についてお答えいたします。

村から国・県に対する要望活動としては、相馬地方市町村会、福島県町村会、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会での要望に加え、私自身が直接各大臣や自民党復興加速化本部に対して要望発言をしてきております。あわせて、各担当課が事務的にも復興庁などと調整しているところです。

これまで国及び県に対しては、復興・創生期間の財源確保や、雇用、なりわいを創出するための産業団地整備、農畜産物のブランド化、魅力向上に向けた取組の支援、農地集積、生活支援ワゴンやスクールバス運行のための予算措置などについて要望してまいりました。なお、村が提出した要望書については適宜、村ホームページにて公表しているところです。

村民の今を支え、村の将来への布石のために必要な支援や措置などについて、これまで同様、今後も引き続き精力的に要望してまいります。

次に、ご質問2-2「避難解除前6年間の無管理地域の実態から道路や河川などの維持管理が大変なので、国・県へ予算増額を要望すべきである」についてお答えいたします。

現在村では、復興庁の事業として16行政区において住民参加型による村道の草刈りを実施しているほか、村が県から業務委託を受け17行政区による国道・県道の草刈り及び3行政区による二級河川の草刈りを実施しております。取り組んでいただける行政区が年々増えていることもあり、必要な予算の確保について国・県に引き続き要望してまいります。

また、国の補正予算の動向や補助金の動向を注視し、道路や河川の維持管理の財源確保に努めてまいります。

次に、ご質問3-1「鳥獣捕獲後の処分と対策のための必要経費の支援と体制を具体化すべき」についてお答えいたします。

まず、捕獲された鳥獣の処分については、飯舘村鳥獣被害防止計画に基づき、令和5年8月から稼働している飯舘村有害鳥獣減容化施設での処理としてきているところです。

村での鳥獣の捕獲から処理までの一連の作業は、飯舘村鳥獣被害対策実施隊が担ってお

り、必要経費については村からの報償という形で捕獲及び処理した鳥獣数に応じて支払うようにしているところです。なお、財源としては福島県営農再開支援事業を充てております。

今後も、村では飯舘村鳥獣被害防止計画等に基づく飯舘村鳥獣被害対策実施隊による対応を基本とし、村単独事業も展開することで、引き続き鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

次に、ご質問3-2「河川・やぶの刈り払い、草刈り、伐木などの除去と耕作放棄地の実態把握としての対策」についてお答えいたします。

まず、村では福島森林再生事業及び広葉樹林整備事業、獣害対策としての河川除草業務にて河川の刈り払い、草刈り、伐木除去等の各種作業を進めているところです。一方で、耕作放棄地の実態としては、地域計画や農地中間管理事業を進める中で、主に担い手とマッチングされず耕作されない農地や耕作されなくなる見込みの農地の実態が見えつつあるところです。

村としましては、農地の利用集積が進むほどに、地域ぐるみでの農地の利活用、保全が必要不可欠になっていくものと考えておりますので、地元との丁寧な協議により、地域の実情に合わせて農地の保全事業にも活用できる多面的機能支払交付金事業や、中山間地域等直接支払交付金事業等による活動を推進してまいります。

次に、ご質問4-1「原発事故被害者のための復興」についてお答えします。

令和7年6月1日付にて避難12市町村長と議会議長に提出されたとされる被害者のための復興・意見要望について、福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会より本村に提出されたとのことではありますが、総務課をはじめとする各課等において受理した事実の確認が取れませんので、本村としての所見について答弁はいたしかねます。

次に、ご質問5-1「村民のためにある飯舘村行政執行代表者に、このたびの東電と村民の和解への対応と、これまでの東電との協議・経過・内容・成果」についてお答えいたします。

原子力発電所事故に伴う損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいておりますが、この基準に納得できない方については、裁判あるいはADR等の手続によって請求されております。

村としては、裁判あるいはADR等の申立ては被られた被害の内容が被災者個々に異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別の事情を陳述し、東電に対し請求、協議しているものと認識しているところです。

村は、これまで東京電力の村担当者を通じて、書類の誤送付などの不適切な事案が起こらないよう正確な賠償事務を遂行すること、村民の負担とならないような賠償請求手続とすることや、村民に対して分かりやすい情報の発信をすることについて求めてきたところです。

次に、ご質問5-2「東電より原告の皆さんへの謝罪としての文書に「飯舘村と協議しつつ、皆様のご帰還及び福島の復興、地域の再生に向けた取組を進めてまいります」とあるので、村として村民のためになる協議は何か示していただきたい」についてお答え

いたします。

さきのご質問でもお答えさせていただきましたが、ADR等の申立てはそれぞれが個別の事情を陳述し、東京電力に対し請求、協議しているものと認識しておりますが、現時点で東京電力からいわゆる協議の申入れはなく、具体についてお答えすることはできかねます。

次に、ご質問6-1「東北中央自動車道とアクセス道路への要望活動の経過・内容と見通し」についてお答えいたします。

東北中央自動車道へのアクセス道につきましては、村が関係各省庁や与党復興加速化本部をはじめ、各関係機関を訪問して要望してきているほか、相馬地方市町村会及び福島県町村会としても国・県へ要望しております。

さらに、村長としてのみならず、福島県町村会役員として直接県庁及び復興庁、国土交通省、財務省や県選出国會議員等への要望を重ねてきたほか、復興大臣を議長とし、各大臣や福島県知事を含む県内の代表者によって構成される福島復興再生協議会の場においても、8月28日に相馬地方市町村会を代表して、霊山飯館インターチェンジから飯館村深谷地区へのアクセス強化を発言し、強く要望しております。

今後も関係団体、機関と連携し、要望活動を進めてまいります。

次に、ご質問6-2「福島再生加速化交付金の見直し」についてお答えいたします。

これまで国の復興推進委員会における第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ、原子力災害からの復興に関する施策の推進に関する行政事業レビューにおいて、福島再生加速化交付金に係る地元負担の一部導入などについて取り沙汰されてまいりました。このため村では福島県町村会などとともに、国に対して、本県の復興・再生が実現するまで引き続き国が前面に立ち、最後まで取り組むよう要望してきたところです。

これらの取組の結果、本年6月に閣議決定された第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針においては、引き続き現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組んでいくとされているところであり、次の5年間の全体の事業規模がこれまでの5年間に十分を超えることが見込まれているとのことです。

今後も、復興事業に対する地元負担の一部導入や、震災復興特別交付税の交付要件変更などが生じないよう、引き続き要望してまいります。

次に、ご質問6-3「飯館の自然界のキノコ・山菜への被害が15年を迎えるのに、14種で平均1万488ベクレル・パー・キログラムで、育成土は平均5万3,693ベクレル・パー・キログラムが真実・実態であります。この現実と受けた被害の捉え方と加害者への要望」についてお答えいたします。

ご承知のとおり、森林については宅地等の林縁部から20メートルの範囲まで堆積物除去等が実施されておりますが、林縁部から20メートル以上の奥の森林については、一部モデル除染を行った場所等を除き未除染となっております。これは、森林の除染を行わないという国の方針に基づくものと理解しております。

このことによって、山菜や山採りキノコなどは摂取制限・出荷制限が継続しており、村としても、山採りのキノコ、山菜は食べないことなどについて、広報お知らせ版などで定期的に周知しているところです。

また、これらを踏まえて、国、東電に対し、農林水産業の営農損害に係る賠償や、森林における放射性物質対策について、福島県町村会、相馬地方市町村会を通じて要望、要請しているところです。

次に、ご質問7の「公共施設整備計画と維持管理の財源」についてお答えいたします。

現在、公共施設の維持管理経費については、その多くが一般財源で賄われている状況であり、年々増加の傾向にあります。今後も、施設の維持管理や修繕、更新等に係る費用は増加していくと考えられ、長期的な視点で適切に施設を管理していく必要があると認識しております。

そのため、行政サービスの需要と将来的な負担を見極め、公共施設の最適化と健全な財政運営の両立を進めてまいります。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） 再質問をさせていただきます。

答弁の中にある、19ページの下から2行目、1行目に、除染やインフラ整備などのという文章ありますけれども、長泥地区以外の対応と同じ言葉なんですけれども、長泥地区において、どこまでどのように進められるのか。全く他の19行政区での賠償や助成、支援と同じことが実行されることになるのか、その辺を伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまの再質問は、特定帰還居住区域復興再生計画を認定し、その計画に基づいた部分の除染等についての再質問かと思われれます。長泥行政区、この特定帰還居住区域として計画を認定されて、その後に除染が行われるということになれば、今までの19行政区と同じような内容でのきちっとした除染が行われるという内容だと聞いているところです。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、14年になる中でのいろいろな19行政区での賠償や助成、支援は長泥地区においても、希望や合意があれば国は、東電は、当然実行していくという考えだと理解していいのか。

村長（杉岡 誠君） 今のは、ご質問の1番目の復興基本方針、国が定めたという部分についての再質問かと思いますが、今、最初にご指摘いただいた部分については国が6月20日付で閣議決定した復興基本方針に基づく文言について申し上げましたので、その中には東京電力が入っているわけではないと認識しております。賠償等については、別に賠償紛争審査会等の方針があったり、あるいは所管する省庁について東京電力に対して指示、指導、助言、勧告等々やっているかと思いますが、それに基づいてなされるものであって、私たち飯舘村として長泥地区が何か違うという考え方は持っておりませんので、当初においてはいろいろな、避難継続の期間がより長くなるであろうというような考えの中での賠償の差はあったかと思いますが、現段階においては様々なものについては同じような流れの中で、避難指示が解除された部分については同じような流れの中にあるのかなと思っているところでもあります。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) それでは、食品の見直しの部分ですけれども、20ページの下から3行、4行、5行にあたり、このことを読んだ上で質問しますけれども、何かあれば村民自ら協議するのか、具体的には村に申し出たり、直接国に申し入れているのか、どのようにやればよいのか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 村民が国に対して直接要望、そういった部分ではないということ認識しております。今までもそうですが、何かそういった国の動きがあった場合には、まずは事前に村のほうにこういった内容で検討しているというものが来て、村の考えを申し入れ、それを県でまとめていただくなどによって国でその意見を吸い上げて、それで国では制度改正していくというような、今までもう流れができておりますので、直接個人、村民ということじゃなくて、村が村民の意見を、今までも行ってきました住民懇談会とかそういった場で皆さんの意見を吸い上げて、状況を把握しながら、村として要望してまいるというようなことでございます。

8番(佐藤八郎君) 1-2に移りますけれども、21ページの下から6段目、住民福祉の向上に資するというところで、ゼロカーボンの部分で各種事業ありますけれども、自然界にない、体の影響についての所見を伺いたい。太陽光、バイオマス、風力発電、高圧電線、あと何か最近草野のほうで悪臭が、道路走っていてあったというお話も聞いていますけれども。まず、所見を伺います。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 今、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーはということで、議員からもいろいろ再生可能エネルギーの部分についてお話があったところがあります。村で今まで進めてきました再生可能エネルギー、村内では太陽光発電、それから風力発電、それからバイオ発電等々がございますが、そういった事業の取組をする中で村のゼロカーボンビレッジいいって宣言、そういった部分に基づいてしっかりと行っていく、その中でも村の住民福祉の向上に資するというような事業者については、村としてもそれは進めるべきだろうとしている部分でありますので、そういったそこから発生する公害等々についてはしっかりとそれは、きちんとそういったものがないようにということで、村としては管理していく責任があるのかなと思っております。

8番(佐藤八郎君) 自然界の動植物も含め、村民の体への影響含めて、村が進めていることに対しては全く今影響がないという所見を出せるのか。こういう点はこういうものがあるという所見を出せるのか。どちらも出さないで今のような答弁をしていると、全然分からない村民の生活になりますけれども。ある程度そういう事例として、自然の動物にこんな害があった、人にはこんな害があった、例えば風力だったら川俣と飯舘の境の話も過去にあるわけですから、あるものはある、ないものない、心配なものは心配という所見は村として村民に出せないんでしょうか。出す気がないんでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) そういった再生可能エネルギー事業を進めるに当たって、自然界の動植物への影響がないのかというようなことであります。それは全くないということはありませんかと思っております。そういった中でも、環境に優しいという

か、きちんと考えた部分で配慮しながら進めていく事業計画というようなことで思っておりますし、そこは環境アセスメントとかそういったあらゆる法令関係の部分を遵守しながら、しっかりと事業を進めていってもらう必要があると思っております。

村として、そういった部分で影響がある、ないということ言うのではなくて、それは事業者がしっかりと説明責任があるということでありますので、そういった事業者の、今までのそういったきちんとした管理ですね、そういった部分、計画に基づいて行っているその結果、そういったものをしっかりと村では確認をしながら進めていただく必要があるというような認識でいるところでございます。

8番（佐藤八郎君） 日本中の、バイオマスはじめいろいろなエネルギーの問題で、被害あったものに対してお金出している事業者いないんですよ。金もうけするには一生懸命やっていますけれども。だから、そこはきちんと村として、村民の健康や自然環境を守る立場できちんとしないと。じゃあ、被害を受けた個人、村民が受けたんだからというだけでいいのかどうか。もう一度答弁願います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのように、村としてしっかりと事業者が進める事業については、村民の健康などが、また自然界の環境が守れるようにということは十分に配慮しながら、その事業の進み具合を見極める必要があるとは思っているところであります。

そういったことでもありますので、事業者からはしっかりと村民、住民に対して、また行政区なりそういった部分、範囲ということもあるかと思いますが、しっかりと説明責任を果たしていただいて、その中で皆さんの理解を得ながら進めるようにということでこれまでも行ってきたところでありますし、今後も十二分にそういった部分を村としても見ながら、また村民の皆さんからも意見をいただきながら進めるべきだろうということでは思っているところです。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、来年はどんな年にしたいか、来年はどんなものが予算組んでやるんだか、非常に村民が怖がっています。それは、国会の動きやら、マスメディアの動きによって不安がっている部分と、お米券が出るんだ、どうなんだああなんだとありますけれども、何点か中心に聞いておきたいと思います。

まず、社会保障についてですけれども、保健衛生の行政がいろいろ変わるものがいっぱいあるんで、訪問介護事業所等、実際今村として村内に事業所がないという流れの中で、社協とか関係団体の協力をいただいてやっているということですのでけれども、来年の中ではきちっと担い手となるような介護支援事業所というか事業関連ができるのかどうか。

あと、補聴器購入補助についてはどうなのか。高齢者への移動支援は今より拡充されていくのかどうか。要介護の1と2の総合支援事業が移行されるような問題、課題がありますけれども、その辺は村としてどうなのか。健康福祉課、まとめて言いたいと思ったんですけれども。（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午後3時52分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後3時52分）

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

まず1点目の訪問介護事業所についてのお話ですが、村内の事業所としての訪問介護事業所、再開にはまだ至っておりません。主な要因については、介護の人材不足というのが主な要因になってくるかと思われれます。現在、その補完をするために……、失礼しました、訪問介護事業所ですので介護サービスの提供加算事業ですね、村外の事業所が村にサービスを提供する際に、行った来たの不足分を補完するために村で補助を出している事業がございます。そちらによって、川俣の事業所にはなりますが、村の中でヘルパーの事業サービスを展開していただいている、このような状況になっております。引き続き、来年の事業においてもこの事業を基に、再開に至るまでの間は村外の近隣事業所からのサービスの提供を受けていきたいと考えております。

2点目の、補聴器の部分についてであります。補聴器の単独の補助金については次年度予算では現在のところ考えてございません。失礼しました、補聴器の部分については制度として、現在、医師の診断書を基に身体障害者の手帳を所持することによって、一定額上限はございますが、補聴器の補助を受けられる状態となっております。

また、村民の移動についてですが、生活支援ワゴンということで買物のバス、また医療機関への送迎等については、村外への介護サービス等の送迎サービス等を使いながら、そのサービスを展開しているところとなっております。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） それでは、一つ一つ社会保障の部分で。スタッフの不足でなかなか再開になっていかない……（「議長、今、質問事項の中で質疑やっているんですが、今の話で社会保障は何も聞いていないです」の声あり）

社会保障の部分で聞いているんですけども。（「質問外」の声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質問外事項なので。

8番（佐藤八郎君） 2-1で社会保障と書いてあるでしょう、最初に。

聞きたくない、答えたくないならいいんですけども。じゃあやめますか、そのことはね。じゃあ、補聴器の話をしませう。どうする、やめるならやめるし。

村長（杉岡 誠君） すみません、ご質問が広範にわたっている部分ですので、議員としては個別具体の部分を確認いただきたいという部分があるのかもしれませんが、私が全般について申し上げますが、社会保障を含めて、社会保障系に関しては今年度取り組んでいる事業を国と協議する中で何か縮小されるようなものについては私たちは把握をしておりますので、これは来年度もしっかり事業費を確保できるだろうと考えているところです。

ただ、今ないものを新たにという部分ですね、私も課題として考えておりますが、訪問介護事業所を設けろとなると、これ民間事業者、基本的にはなりますので、その部分については今担当課長が申し上げたとおり、人材の確保等の課題があるという認識の下、

引き続き担当課としてはそれまでの間はしっかり国の事業を獲得しながら、別の形での支援を続けていくという趣旨であります。

ご不安の部分は多々あるのかもしれませんが、基本的に第2期復興・創生期間から第3期復興・創生期間に至るに当たって、今現段階でこれが大きく削られるとか、なくなるというようなものは把握はしておりませんし、逆に言うと担当としては必死になって同じ予算なり同じ制度なりを獲得できるよう、今、鋭意国と協議をしている最中だということは、私のほうから申し上げておきたいと思います。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） それでは、次の定例会は部門ごとに書いて出します。社会保障全般では駄目だということなので。それはそれでいいんですけども。

村民の中で、いろいろ聞いたり、教えていただくことを聞くと、他市町村にいればこういうものが補助があるのに飯館はないのかとか、いろいろなことがあるものですから、社会保障全般で聞こうと思ったんですけども、それで違う方法でやってほしいということなので、それはそれでやりますけれども。

例えば、補聴器一つ取っても、令和7年度で実施されているところとか、いろいろ例もありますけれども、それを来年度に向けて飯館はどうなのかを、あと担当課に行ってそれぞれ聞けというお話のようなので、それはそれでいいですけども、そういうことで。

じゃあ、社会保障やめまして、商工業のほうで、聞いても同じことを答弁されるのであればやめますけれども。

いずれにしろ、この欄は今後改めてさせてもらおうと、具体的にということ、答弁が同じ、ダブってくるのでは時間ももったいないのでやめますけれども。教育行政も、したがってやめるということになりますので。

じゃあ、次に2-2、防災減災、環境保全によるものについてですけども、住宅地20メートルから、20メートル以内というのが除染の区割りで行われたということで、ここでやるべきでないだね、間違いましたので、次に進みます。

4のほうに飛びます。答弁では、直接要望書が来ていないので答えられませんということなので、この受付する協議会、現状はどういうふうになっているのでしょうか。12市町村というものは存在しているのか、解散されているのか、そしてその文書そのものは6月10日に村長には届かなかったのか、届いて保存されているのか、お聞きします。

村長（杉岡 誠君） 私自身が所属する様々な会議で12市町村長の会というのは特段あるものではないかと、議長会についてはちょっと私は把握はしておりませんが、そのようなカテゴリーはございませんので、12市町村のいずれかの首長というような言い方として12市町村長という言い方をされているのかなとは思っております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 令和7年の6月10日付で出しているものが、飯館の村長にはこの要望書は届いていないということの理解でいいですか。

総務課長（村山宏行君） ご質問では6月10日付で出しているはずということでありましてけれども、そういったことを受理した事実はありません。

8番（佐藤八郎君） 前、何度か私ども議会としても、議員として議長会の集会とか、避難12市町村の主催の、何度か行ったことがあるんですけども、いつからそれが解散になったり、減ったりしたのか。歴史的に整理は、私自身今はつけられませんけれども、前はそういうことがあったんです。だから、その経過も分かれば聞きたいんですけども。あと、途中で、川内村が抜けたり、田村市が抜けたりとか町村数が変わったりもしましたけれども。その辺、分かれば後で教えていただきたいと。そういうことです。

次に移ります。5-2に移りますけれども、東電の集団訴訟や個別対応においても、相談所を減らしたり、相談日が減らされたり、今しているんです。だけど、飯舘村は月2回の村からの郵便物に必ず賠償とか、相談してくださいというものをに入れて配っておりますけれども、村として今後、あちこちの相談所少なくなっている部分で、村として相談場所とか相談の機会を設けるとかというのは考えられますか。いろいろな方々、訪問していく中で、震災当時の損害の賠償や相談とは違ってはいますが、いろいろな相談が私たちに来ます。そういうものを行政でもやっぱり受け付けて、きちんと対応すべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 原発事故における相談会ではありますが、実態を申し上げますと、東電による相談受付、これは今も川俣ではやっております。近いところでは、ただ、時間帯が大分、朝が9時から夕方4時か3時頃までか、短くなっているようであります。あと曜日も日数的に減っていると聞いております。あと、村独自では、弁護士による相談会ということで、希望ある方が弁護士事務所のほうに電話をかけていただいて相談を受け付けるというやり方は独自で、前からこの部分はやっているというところがあります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） そうすると、役場内に相談室とかそういうものじゃなくて、係でも相談あれば受け付けて相談するということですか。

副村長（中川喜昭君） 原発事故のそういうような相談の部分、特に東電に対しての相談の部分は、役場の中で受付するという状況は今までありませんでした。あくまでもつなぐということで、そういう受付場所のほうにご案内をするというような形でのつなぎ役という形でやってきているという状況であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 何度か川俣相談所に行ったんですけども、曜日が、毎日やっていないんです。何かそういう感じになるとなかなか日程が合わなくて行けない。あと、村民自身が行ってもなかなか容易でないことがあって、一緒に行ってくれというのが結構増えているんです。そういうこともあって、多分村にそういう場所があると、何課でもいいですけども、総務課でもどこでもいいんですけども、相談を一応受け付けてつなぎますという、この間行ったら役場の中に東電から派遣、環境省からも派遣されて職員いるといっても、こういうことの相談に乗るのに派遣されているんでないという話ですから、そうしますと、どこに行ったらいいかというのが見えないんです。今、副村長が言うようなことがはっきりしていれば、それはそれでいいんですけども。

村長（杉岡 誠君） 東京電力については、固定の相談場以外にも電話等々でお話があれば訪

問の相談も受け付けていると報告を受けております。それから、東電以外にもNDFという、ちょっとアルファベットですが、通称廃炉機構と呼ばれるところも、東京電力によるその賠償の受付状況等を管理監督といいますか、しているようでありまして、NDFのチラシを村としても年に何回か入れたり、NDFさんがたしか丸一日交流センターに常駐するような日を設けたりということもさせていただいておりますので、実はいろいろなチャンネルを使って、直接相談所に行きづらいという方に対してもできるようにさせていただいております。それから、村の中では、今、産業振興課の商工観光係が、もともと商工観光が商工労政という名前でもありましたが、商工観光係が一次的なそういうつなぎ役をさせていただいておりますので、ぜひ村のほうでお問合せいただければ、どの課に対して言っていたとしても結構ですが、村としてはしっかりそれを東電なりにつないでいきたいと考えてございます。

以上であります。

8番（佐藤八郎君）　じゃあその辺は、私も体一つなのでね、なかなか対応できないところがあるので、村でやっていただければ、村でつないでいただきたい。大体は、直接は個人対応、あっちもそういうつもりでやっているし、私も何回か来ていただいたりもしていますけれども、私議員だから来ているのかもしれないけれども、村民には行かないんだかもしれないし分からないんですけれども。いずれにしろ、今のような形で十分周知されて、みんながね、いろいろ相当困るんですね、いろいろ。そういう意味ではよろしくお願ひしたいと思います。

あと、5-2にちょっと戻ることになるんだか分かりませんが、個人的に協議するといってもなかなか難しいので、その辺は今副村長なりが言うように十分乗ってもらって、役場、村として言わねばならないことは整理してもらって言ってもらうような形にさせていただければいいと思います。その辺で、個人的なものは別としてね。例えば…、いろいろな共同のものとかいろいろあった場合は、そのような形でやっていただければと思います。

次に、念願であるインフラ整備のアクセス道路ですね、中央自動車道。これ、毎回私聞いているんですけれども、できれば実現するまでずっと聞きたいんですけれども。要望を継続していると言いますけれども、この青図面というか、何かこういう方法にやったらみたいな話も全然出ないんですか。無回答のまま、継続している状態なんですか。それはそれで、私ども議会も真剣になって運動して、一生懸命やりたいという思いなので聞いております。

村長（杉岡 誠君）　399号線の件については午前中にお話し申し上げましたが、それについては県の土木部長から事業化に向けて検討したいという、私としては相当前向きな言葉をいただいたなと考えておりますので、あとは国の財源をしっかりと取れるように、私たちもさらに要望を強めていくというふうに動いております。

このアクセス道については、なかなかそこまでの言質はないものの、福島県としてはしっかり村の要請としては認識をしておりますというお話であったり、国に行ったときも、飯舘村さんがそういう要望をしていることは認識していると回答されることが多いの

で、普通認識されるという言葉は、国の中に何万本も道路がある中で普通はないんだと思いますが、そういう回答を国交省とか財務省に行ったときにも話をして聞くことがままありましたので、議題の俎上には上がっているんだろうと思います。ただ、議員がお求めのような、もうやるんだとか、事業化されるんだという回答までには至っておりませんので、そこを引き出せるようにしっかり今後も要望を重ねていきたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） この問題は、単なるアクセス道路とか高速道路につながるという単純な問題じゃなくて、被災地の飯舘村にとって、84%の除染しない山を持っている村として、非常に大きな一つの輝きというか、星となるような大きな問題なのよ。単純に、ほかの被災地になっていない、被害を受けていない住民と比較してもらって、要望、対応を願っては困るのよ、県も国も。だからその辺では、村長かなりまじめに真剣に訴えていらっしゃるんだとは思いますがけれども、もうちょっとの見える話をしてもらってもいいのかなと思うので、議会でも今後協議しながら、十分、それぞれがね。とんでもない、普通の市町村との話をしているんじゃないんだと。今、復興、復旧、再生に向かおうとして真剣に取り組んでいる村が言っているんだぞというものを、もっと分かってもらうためにもね、一致団結してやらなければという意味で、くどくどと聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと。

次に、先ほどから言いました自然界の問題ですね。森林の除染は行わないという国の方針だと。これ、前の村長から、今の村長から同じことをずっと繰り返していますけれども。国にそんなことを言われて黙ってなんねえものなんでしょうか。除染をする、しないなんて、放射性物質、毒物を大空からまいた人に言われて、ああそうですね、やらないんですかって言われていていいのかどうか。人間の社会の常識からして。まいた者がやらないんだから、まかれたほうも黙っているという話でいいのかどうか。非常に私は村民として悔しいし、飯舘村に生まれて飯舘で死のうとした者として悔しいし、やらないんだからという話じゃないでしょうと。最初、何て言ったのよ、避難解除するときに。除染をしてというのは、20メートル、家の近くだけしますから帰ってくださいという話に乗ったんじゃないですよ。除染をするというのは、放射性物質を除去して隔離しますから、安心安全な環境の村にしますからと、みんな思ったんですよ。だから、ここで簡単に森林の除染を行わないという国の方針に基づいて、飯舘村も理解しますと村長に言われても、ああ、そうなんだ、加害者がやらないと言うから、やらないというのを理解しているんだ、だけでいいのかと私は思うんです。

村長（杉岡 誠君） 村として、私自身もそうですが、国が未除染地をそのままにしていることについて納得しているということ一度たりとして言ったことはありませんし、私自身納得しているものは何一つございませぬが、この話の文章としては、山の中の例えばキノコ等が1万ベクレル・パー・キログラム以上、土壌についても5万3,000ベクレル等が真実、実態であるその原因としては、国の方針に基づいて除染がされていないということであると理解していますと言っていますので、国が除染しないことを決めたことを

理解しているという意味ではないんです。それが原因となっているということを理解しているという意味です。

後段のほうで申し上げておりますが、福島県町村会、相馬地方市町村会を通じて、森林における放射性物質対策というのは明確に要望の中に入っておりますので、村としては引き続き、国がいかなる方針を今決めていようと、森林における放射性物質対策を進めるようにという要望は変わらず今後も続けていきたいと思っております。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) 村長の理解はいいことだと思いますけれども。除染、20メートル以内、住居からの除染と同じことをやれというのは無理があるでしょうから、それに追随するような除染がされていくようなことをやるという意味で、バイオマスとかいろいろ始まっているんでしょうから、それをやっぱりスピードを上げてどんどんやっていただく。それにはやっていくための作業班とか、いろいろなものがきちんとつくらなきゃなんねえし、それはゼネコン上げて作業班つくってもらって、飯舘村に1年に8,000人も入ってもらえば相当進むんでしょけれども。例えばですよ。だから、やる気があるかどうかにかかってくるんだし、そういう意味では一気にやってもらって云々もあるし、徐々に作業班をつくりながら、安心安全の中での労働作業の雇用の場をつくったり、それで飯舘に定住するような人も生まれたりとか、いろいろなところにつながっていけば、いろいろな意味で村の再生になっていくので。そういう意味では、村長の理解はそれでいいとは思いますが、やっぱり町村会もそうですけれども、村としては、だって75%森林で、いろいろ混ぜると、もうちょっと足されるくらいの山に恵まれた緑豊かな村がありましたので、そういうことをきちんと回復し再生させていくための、植林まではなかなかいかないような事情もいろいろ調べてみますとあるようなので、各市町村ね。全国的にも森林事業そのものが衰退している部分もありますけれども。いずれにしろ、飯舘村としてはほかのまねごと云々じゃなくて、独自のものとして、何だと、こんな人々の人生を奪うようなこの15年間で、まだそんな回答しか国は、加害者は言わないのかと言うぐらい、やっぱり強気の姿勢でやってもらわないと。7次総合これからよく読みますけれども、それにしたって若者なり飯舘村何とかしようとしている人がどれだけ今後集まってくるか、村を思う気持ちが集約できるかというのが、田んぼの集約も大事ですけれども、そういう人の気持ち、人間の生き方の集約をどんどん進めない。だって、一回4,000人になったけれども、6,000人に復活した飯舘村なんていったらすごいことなんですよ、世界的に見たって。前の村長言っていましたけれども、千年に一度の被害に遭ったけれどもすばらしい復興をした、有名な村にするんだと言っていましたけれども。それは言うだけで辞めましたのであれですけれども。いずれにしろ、そういう起爆剤的な、道路も含めてね、あんまりほかと同じようなこと、何もプロフェッショナルにならなくたっていいと思うのね、でも駄目なものでは駄目よね、それはね。ゼロ以下になった村が、やっぱり少なくとも前の100に近づく部分で、新たな人も入って、新たな再生のいろいろな事業が起爆剤として起きていると。今は大変いろいろなね。村のお年寄りにずっと聞いて歩くと、いや、俺ら行くことねえようなイベントばかりだ

と言っていますけれども、でも村でテレビや新聞に出ると、やっぱり我が村のが出てい  
るとうれいんですよ、自分は参加できなくてもね。そういう思いのある人たちが支え  
になっていくので、ぜひそれは進めて頑張っていたいただきたいと思います。

多分これ古いものなので、古いというのは2014年だから、村山課長が課長になるずっと  
前の話だからあれなんですけれども。これに基づいて、それぞれ市町村はそれなりのも  
のを出して、それは保存されてちゃんとあると思うんです。そのものについて、今の時  
点ではどんなことに飯館が、計画の中でなっていたのかを、私知らないものですから、  
それを教えていただきたいのと、今後これ、この中にいろいろあるんですけれども、老  
朽化対策の推進イメージとかいろいろ、長寿命化計画の体系とかね、いろいろ分けて国  
がつくった立派なものなんでしょうから。だから、これに基づいてどういうふうにな  
る7次総の中でも、村民が単に心配しているのは、先ほど村長の答弁にありましたけれど  
も、村のある施設とか、運営していくための維持評価とか、維持管理していくのに経費  
が、自主財源でやっていくためにもなかなか大変になっていくんじゃないかという、そ  
のためいろいろ縮小はされてきたんですけれども、この部分ではどういうふうになっ  
ているのか、ちょっと。

総務課長（村山宏行君） 公共施設の維持管理計画、こちらについてのご質問ということでご  
ざいます。国の指針に基づいて村でも、うちはつくりました。あるわけなんです、ま  
ともにずっと計算をしていきますとかなり高額に、維持のほうが上がるということが分  
かっております。

ちなみにですけれども、近年の村の維持経費、答弁の中では年々増加しているんですと  
いうお答えをしましたけれども、令和2年が2,100万円ほどだった、いわゆる経常的維持  
補修費これが年々増えて、令和6年では1億円を超えました、1億756万2,000円という  
ことで。令和2年では、標準財政規模に占めるこの割合というのは0.8%だったんですが、  
令和6年度ではこの標準財政規模に占めるこの割合が3.6でございます。年々高額になっ  
てきていると。当然、材料費等も上がっておりますし、人件費も上がっている、そうい  
ったところがありますので、維持管理費については非常に多くなっているというのが傾  
向でございます。ですので、数年前に立てた計画であっても、なかなかそれらのおり  
に行くということにはならないのかなという認識でございます。

村では、来年度当初予算、そういったところに算入をしながら、まず維持管理費につい  
てこういった傾向にあるので財源の確保、そういったところに注視するよというこ  
とでの予算の組立てを重視をしているというところでございます。

維持補修、現在のところその財源となるような補助等は全くございません。全て単費、  
東電からの賠償金で公共施設の維持の基金のほうに積立てはしましたが、それであつて  
も基本的には過去のいわゆる公共財の賠償でございますので、一般財源というところに  
変わりはありません。ですので長寿命化、それから延命化、そういったところは重視  
をしつつも、いかにこの維持管理を安く抑えるか、そういったところに注視をしながら、  
これは毎年注視をしながら進めていく事項なのだろうと考えているところでございます。

8番（佐藤八郎君） これ2014年ですから、東電原発事故が2011年ですから、その2年過ぎて

立てた、届けたものが数字があつて、今ご存じのように私ども村に戻って平常に維持管理したり、いろいろなことで災害箇所を防いだりいろいろしてくるのには、もう何年か間があつたわけだ。そのできない期間における損失分とか欠損部分というのは国できちんと、国で見られないんだつたら東電がきちんと見るべきだし、当然のことではないかと。だって、住んで管理して悪いところだとしたのが国なんだから。そういう部分もきちんと行っていく必要がある。例えば、私ども農地を持っている、田畑持って暗渠を地下に持っていて、私なんか暗渠全部潰されてろくな土地にならないと思っていますけれども、営農をやる人には事業の中で暗渠も入っているから暗渠の改修ができていでしょうけれども、そういうものに参加できない私たち農家、土地持っている方々は泣き寝入りですよ、単なる。誰も損害、私は器物破損罪で何とかしなくちゃと思っていますけれども。放射能は目に見えないけれども、暗渠も、総理大臣やら（不規則発言あり）誰が来ても見えないものなので、見えないものをきちんと見える化するのも村の長たる行政の、村民のために仕事をする役職、任務にあるというふうに私は思つてずっといろいろ、今後、そういう暗渠入っていて補助対象にならない土地がどれだけあるのかというのを知りたいし、きちんとそれは対応させたいなと思っています。以上。項目、農業のところと言おうと思つていたけど、それも違うと言われたので追加して言いました、議長。そういうことで質問は終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月9日

飯 館 村 議 会 議 長      佐藤 眞弘

同                      会議録署名議員      花井 茂

同                      会議録署名議員      飯畑 秀夫

令和7年12月10日

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和7年12月10日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年12月10日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和7年12月10日 午後 1時51分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	5番 高橋 孝雄		6番 渡邊 計			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 豊永 拓也	
地方自治法の 第121条のた めのた 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 農事務局長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	△	選挙管理委員会 委員	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年12月10日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋孝雄君、6番 渡邊計君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4番 飯畑秀夫君。

4番（飯畑秀夫君） こんにちは、議席番号4番 飯畑秀夫です。

私が政治に興味を持った経緯ですが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がきっかけでした。先が見えない長引く避難生活、放射能が長期的に及ぼす避難影響のストレスなどの毎日でした。その中で、行政と一緒に飯舘村を元どおりにしたい、生まれ育ったふるさと飯舘村を守っていききたい、そのような思いで議員選挙に挑戦したことを思い出します。しかしながら、最初の選挙は、私は落選しました。しかし、支援者からまた頑張れと温かいお言葉をいただいたことが力になりました。現在の私がこの場に立っておりますのも、村民の皆様のおかげと感謝しております。やればできる、なせばなる、挑戦することはとても大切なことだと思っております。行政も失敗を恐れず、新しいことに挑戦していかなければならないと、私は思っております。

今世界規模で人口問題、環境問題、食糧問題等々の問題が山積みで、転換期に差しかかっております。これは他人事でなく、一人一人に向けられている問題でもあります。そのためにも、まずは政治に関心を持ち、テレビ、新聞の情報のほかにも幅広く情報を収集することが大切だと考えております。そして、飯舘村がこの転換期を乗り越えて未来永劫存続できるよう、飯舘村第一で努力してまいります。

それでは、質問に入ります。

大きい項目1は、風力発電事業について質問させていただきます。

現在我が国では、クリーンエネルギーとし、全国津々浦々に太陽光発電所及び風力発電所が設置されております。よくちまたでは、エネルギー問題の議論の場では、賛成派、反対派と言われる思想で語られることが目立ちますが、エネルギー問題は科学をベースにエビデンスを持って議論すべきと、個人的には考えております。

1-1、住民説明会や合意形成のプロセスは透明性を持って行われているのかお伺いいたします。

1-2、現在に至るまでの、住民から寄せられている懸念事項等はあったのかお伺いいたします。

1-3は、風力設置場所の選定基準（住居距離、環境配慮等）についてどのようなルールがあるのか、その具体的な内容をお伺いいたします。

1-4は、いたて美しい村づくり推進条例が制定され、審議会が設置されておりますが、審議会でのどのような意見が出ているのかお伺いいたします。

大きい項目2は、物価高騰対策及び支援についてご質問させていただきます。

我が国の主食である米が、現在も高止まりのままです。米のほかにも、日用品に至るまで、全て物価が高騰していることは、日常生活の中で感じていることと存じます。この物価高騰は、世界的な流れを見ても、今後ますます高騰すると予測する方もおられます。この物価高騰のあおりを受けている我が国ですが、その原因は、平均賃金、平均年収が物価に対し追いついていないことが原因と言われております。当村のみでこの物価高騰問題を解決することは不可能ですが、国からの支援を待ち続けるばかりでなく、当村として今できる最善な方法で支援することが急務と考えております。

2-1は、子育て世帯及び高齢者世帯向けの光熱費及び食費などの家計負担を軽減する村独自の支援策はあるのかお伺いいたします。

2-2は、エネルギー価格高騰等による中小企業及び農林業を営む村内事業者の負担に対し、村独自の補助制度や融資制度を拡充する考えはあるのかお伺いいたします。

2-3は、当村が現在行っている物価高騰対策をお伺いいたします。

大きい項目3は、消防団の現状についてご質問させていただきます。

当村に限らず、全国的に消防団員数が欠員しております。その理由としては、少子化の影響と若者の地方離れとも言われております。しかし、全員が全員、地元を離れるわけではありません。県北地区のある場所では、若い現役世代宅に直接勧誘に行っても、本人自らでなく、本人ではなく、その家族や配偶者から門前払いされるケースが多いと聞いております。その原因は、検閲式の時間の長さ、ポンプ操法の連日の練習、ラッパ隊の練習など、プライベートの時間が削られる。ほかに長時間の練習をすることで、仕事への影響があるためと聞いております。また、そのほかにも旅行や飲み会等の付き合いがあり、必要以上の上下関係の厳しさなど、本人や家族を含めて、入団を断られる原因となっていると聞いております。

かく言う私も現在の消防団員ですが、私が知る限り、当村の消防団ではそのようなことはなく、先輩、後輩と楽しく活動させていただいております。町村の消防団は、福島県下においても負担はそれほど重くなく、風通しがよい団だと考えております。

3-1、消防団員の確保における現状と対応についてお伺いいたします。

大きい項目4は、飯曾村と大舘村が合併し、飯舘村が来年70周年を迎えます。そのことに対して、飯舘村合併70周年記念事業についてご質問させていただきます。

飯舘村は複雑な経緯をたどり、幾つもの村が合併して誕生した歴史があります。その際も、大先輩方々のご尽力と団結力のおかげで、飯舘村はばらばらになることなく、困難を乗り越えてくれたと思っております。

4-1、来年飯舘村は合併70周年を迎えますが、記念事業等のイベントを企画しているのかお伺いいたします。

以上、4項目、9点について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ご質問1-1、風力発電事業に係る住民説明会や合意形成に係るプロセスの透明性についてお答えいたします。

風力発電施設の設置を計画する事業者による住民説明会や合意形成のプロセスについては、国が定める環境影響評価法や再生可能エネルギー特別措置法に規定されております。

住民説明会は、再生可能エネルギー特別措置法で事業者が実施することを義務付けており、これまで村内で行われてきた事業、また今後行う計画がある事業について実施されております。

また、環境影響評価法では、事業を実施することで環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民・村民などから意見を聞きながら、環境の保全等について適正な配慮をすることになっております。

村といたしましては、これらの法令を事業者が遵守することを引き続き求めてまいります。

次に、ご質問1-2、住民から寄せられている懸念事項についてお答えいたします。

これまで村内で進められてきた風力発電事業及び、現在、村内で進められている風力発電事業や今後、計画されている風力発電事業について、村民から村に対し寄せられている懸念事項は、周辺環境への影響や景観への配慮、低周波音による健康リスク、水源地への影響などです。

寄せられた懸念事項については、環境影響評価法の環境アセスメントに基づく調査において評価が行われますので、村としてもその評価内容を注視してまいります。

次に、ご質問1-3、風車設置場所の選定基準についてお答えいたします。

風力発電施設の設置場所の選定基準に関して、住居からの距離について全国一律で明記している法律・法令はありません。

また、環境への影響を最小限に抑えるために必要な基準や評価、手続については、国が定める環境影響評価法や再生可能エネルギー特別措置法、景観法、自然環境保全法、環境基本法、騒音規制法及び振動規制法など様々な法律により規定されております。

これらの法律に規定された基準については、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減の実現を目指す一方、気候変動防止の観点を見据えながらも、再エネ開発と自然保護の両立を図るための環境基準が設けられるなど、事業者には設計・運用段階でこれらの規定を遵守し、環境保全を意識したプロジェクトを遂行することが求められております。

次に、ご質問1-4、いいたて美しい村づくり推進審議会の意見についてお答えします。

風力発電事業に対するいいたて美しい村づくり推進審議会からの意見として、これまで野馬追の里風力発電所及び「仮称：福島飯舘風力発電事業」の2つの事業についてご意見をいただいております。

このうち、野馬追の里風力発電所については、令和4年6月28日開催の審議会にて、風

力発電所の設置申請があった際に、送電線が通る行政区への説明をしっかりと行うことが必要であるとのご意見がありました。

また、「仮称：福島飯館風力発電事業」については、令和6年9月27日開催の審議会にて、小宮地区及び蕨平地区への風況観測塔設置申請があった際に、その他の意見の中で、村が大切にしている里山と景観の関係をどう考えていくかが大切である。や、地域間や村民間でいさかいが発生しないよう、十分に話し合いを重ねることが必要である。とのご意見をいただいているところです。

なお、いずれの風力発電事業に関しましても、飯館村及び村民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に対応をしていくこと。また、飯館村及び村民に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うことが必要である。という答申が出されております。

次に、ご質問2の、物価高騰対策及び支援の2-1から2-3については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

全国的なエネルギーや食料品価格等の高騰の影響などを鑑みて、村では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、生活応援商品券事業を、令和5年12月から令和6年5月までと、本年令和7年2月から8月まで、飯館村商工会に委託して実施してまいりました。

なお、この事業を通して、子育て世帯や高齢者世帯をはじめ、村民の方々の家計を応援するとともに村内での消費を促すことで、定住者やなりわい人口の増加にも直結する村内経済の循環の活性化を併せて図ってまいりました。

現在、国においても物価高騰対策に係る協議が進められておりますが、村としても村民の生活や村内事業者を支援すべく、独自の支援策を検討し、今般、本議会へプレミアムつきの生活応援商品券事業の予算を上程しております。

この事業では、村民に加えて、村内の事業所に勤められている従業員やふるさと住民についても商品券をご購入いただくことができることとしており、日常生活における経済的な負担を少しでも軽減するとともに、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問3の、消防団の現状についてにお答えいたします。

本村の消防団については、飯館村消防団設置等に関する条例において、定員が216名となっており、現在の団員数は122名となっております。団員の確保については震災以前より課題となっておりますが、特に平成23年の全村避難以降は、大変厳しい状況となっております。

現在の対応といたしましては、現団員による直接の勧誘のほか、募集チラシの配付、移住・定住支援センターほか村内公共施設への募集チラシ設置等を行っております。

なお、消防団を補完する体制として、女性消防隊、役場消防隊、企業消防隊を組織しているところです。

今後も消防団活動の啓蒙と合わせて、団員確保について継続して取り組んでまいります。

次に、ご質問4の、飯館村合併70周年記念事業についてお答えいたします。

本村は昭和31年9月に飯曾村・大館村の2村が合併し、飯館村として発足してから、来

年で70周年を迎えることとなります。

このため現在、令和8年度予算編成に向けて70周年記念式典並びに記念事業を検討しております。

具体的内容はこれからとなりますが、村民の皆様や村ゆかりの関係者の皆様にもお祝いいただけるよう、庁内で横断的に記念事業を展開してまいりたいと考えております。

以上となります。

4番（飯畑秀夫君） 何点か再質問します。

何回か私風力発電、再生可能エネルギーについては質問しておりますが、新たに2期目、議員2期目になったことに対し、また今復興、第7次総合計画、10年間に向かって今これから策定されておりますが、この風力発電、再生可能エネルギーは将来にわたって、もっと5年、10年ではなく、20年の事業になると思いますので、大切なことなので質問をさせていただいております。

まず、初めに風力発電事業について質問させていただきます。

まず住民説明会等、村のほうで、1回、2回開いております。私も議員として参加しております。その説明会の中でいろいろな話を聞いて、この前は低周波の話でいろいろ勉強になったところでもあります。低周波だけでなく、いろいろな勉強と会合、アンケートの中で、皆さんの意見を聞きながら参考にするということでありました。いろいろなプロセスの中で、先ほど言ったとおり反対、賛成とかではなくて、これから行っていくものに対しどのようなプロセス、段階でやっていくのか。これは村民に丁寧に説明しながら、5年、10年の話でないので、丁寧に進めながら、村にとってどのような位置づけになるのかということで質問させていただいております。

これに対して、いろいろなプロセスがありますが、この答弁書によりますと、環境影響評価法、再生可能エネルギー特別措置法、国のほうではいろいろなプロセスがあるわけでありましたが、環境影響評価法によりますと、環境保全に十分に配慮して行うことが目的だと記されております。それに対して、法律にのっとってやっていくということではありますが、風力発電、再生可能エネルギー事業につきましては、いろいろな段取り、環境アセスメント、計画段階の時に配慮書、そして環境影響評価方法書、準備書、評価書、報告書、5つの段階によって進められていくものだと理解しております。

今現在、当村に計画されている、南側に計画されている風力発電所事業に対し、今どの段階に来ているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員から再質問ございました部分、環境アセスメントの手続につきましては、議員からあったように、1番目として配慮書の手続、2番目に方法書の手続、3番目に準備書の手続、4番目には評価書の手続、そして5番目に報告書の手続というようなことで、段階を踏んで進むというようなことになっているところでございます。

現在、村の中で、南のほうの地域に計画されている風力発電事業についてはどの段階にあるのかというようなことではありますが、その事業につきましては、1番目の配慮書の手続については、もう既に済んでいるところです。

また、2番目の方法書の手続の部分について、これも説明会、方針の作成説明会等が終わっておりまして、村のほうから、これはまず県知事の意見が求められ、その段階で村のほうからも、県のほうから村の意見はどうですかというようなことが照会来ておりますので、村の意見を付して県知事の意見が出されており、その後、時期的に言いますと、県、市からの意見については令和5年9月12日に出されており、その後、経産大臣の勧告というようなこととなりますので、その部分については令和5年12月21日に、この方法書というものが勧告をされているということで、2番目の報告書の手続、その部分まで進んでいるというような段階になっているところでもあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 今配慮書、報告書等、今進んでいるということで、次準備書が出てくるのかと思います。

今の話では、令和5年に県知事の意見書等があった、意見書が報告されているということなんですけれども、この最初の段階で、県知事が意見書を出す前に、各設置の市町村長に意見を求めていると思うんですけれども、これ当村でも、最初に意見を村長名で提出しておりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村では、県知事から村のほうに意見の照会が来ております。

配慮書の段階では、村から県に、令和4年11月4日に意見書を提出しておりますし、方法書の段階では、村から令和5年7月27日に、県のほうに村からの意見として提出をさせていただいております。

4番（飯畑秀夫君） 意見書を提出しているということですが、これ中身、もし分かれば答弁のほうをお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれ段階的に意見書を提出しておりますが、まず最後の、2回目の方法書の部分について答弁させていただければと思います。

村からの意見、県知事に対しての意見としましては、読み上げさせていただきますけれども、今後の環境影響評価法に基づく手続等においては、生活環境並びに自然環境への影響が懸念される事項（騒音及び低周波音、風車の影、動物植物生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場など）を十分に精査し、飯舘村及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価を実施すること。さらに、飯舘村及び想定される区域周辺の地域住民等に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。

2つ目として、風力事業の賛否については、地域によって様々な意見があるため慎重な対応を求めるとともに、十分な説明と議論の機会を設けること、この2点、回答をさせていただいているところでもあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

県知事も、今飯舘村の意見書に対しての要望みたいなものですが、各県の市町村も提出していると思います。これ、また今方法書で、次準備書、指定評価書に来るわけですが、その時点でまた新たにもう一度村長のほうから、村として、飯舘村としての最終的な意見を県知事から求められると思うんですが、その理解でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 環境アセスメントの手續上、村に直接しなくてはなりません、今議員からおただしのあったように、多分に県知事から村に対しての意見を求められると思いますので、その際には同じようにしっかり検討しながら、意見書として提出させていただきたいと思っていますところです。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 今段階的に進んでいるということで、今意見書等いろいろなものが出ておりますので、丁寧に対応してもらいたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

住民から寄せられている懸念事項について再質問いたします。

住民からは、周辺環境への影響、景観への配慮、低周波、健康リスク、水源地等いろいろな意見が出されているということでありましたけれども、この出されたことに対して業者が答えたのか、村としても何か回答を質問に対してしたのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住民から寄せられる懸念、それは村も把握するところではありますが、それに対応するのは、あくまでも事業主体である事業者ということになります。

回答については全て事業者のほうで回答ということで、村としてはそれを伺って、しっかりとその対策を立てるようというふうな意見は述べさせていただいているところがあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 事業者ということでもありますけれども、この最初のプロセス、国のほうに行きますと、設置事業者は地元住民、また、そして地方公共団体、役場にも説明しなければならぬと多分なっていると思うんです。それは住民、事業者だけが説明すれば、事業者が説明しなければいけないということでしたけれども、その中で、間にやはり行政が、ある程度やはり聞き取りして、こういう懸念事項等々あるとあって、今までこの業者との中で会議等、何か開いたことはあるのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事業者からは、住民説明会等々を行う際に、その前に、村のほうにはこういった内容でということの説明があるところでもあります。それに基づいてしっかりと丁寧な説明をということでも求めていますし、その中で出た問題、そういった部分についても丁寧に対応するようということでも話はさせていただいているところでもあります。

村としましては、その事業の中身というか、そういった問題に対して、住民の不安を払拭するために、これまで3回の勉強会というような形で実施をさせていただいたところでもあります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 3回の勉強会を開いたということで、これから、もうちょっと次の段階の勉強会を開く予定はあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これまでの3回の勉強会の中で、やはり今後も継続してこういった勉強会等を開いたほうが、開いていただきたいというようなご意見もいただい

ておりますので、これから皆さんのいろいろな意見を聞きながら、どういった勉強会、内容がいいのか、どういったスタイルがいいのか、そういった部分も含めながら、検討しながら、引き続きそういった会は継続してまいりたいというふうに考えているところ  
です。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） これから検討するというところで、ありがたいお言葉であります。住民福祉に資するものに対しては、本村としては進めていくというのではなくて、丁寧にやっていくということなので、これ本当に、冒頭で言いましたとおり20年、もしかしたらそれ以上かかる計画でありますので、村民にもきちんとした説明をしながら、また広報しながら、いろいろなところの、反対、賛成でなくて、いろいろな意見を取り入れながら、勉強会、研修等を開きながらやってもらいたい。それ、私たち議員もですけれども、行政のほうにもお願いをして、次の質問をいたします。

3番目の距離についてですけれども、距離に対して、国のほうでは、風車からの距離はないということでもありますけれども、これいろいろな最初の件、国から来て、県と業者のやり取りの中で、距離はなるべく離れたほうが良いという話も書いてありました。それに対して、村としては、よく私たちも、研修行ったときは、1キロぐらい民家からは、居住宅からは離れたほうが無難だみたいなお話は、青森の研修に行ったときにもありました。

村としてはどのぐらい、多く離せばいいと思うんですけれども、もし仮に500メートル離せばいいのか、これは法令に従えばよいという考えでいるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村として、風力発電の施設からどのぐらいの距離を離れたほうが良いという規定を設けるといふような考えは、今のところはございません。他の自治体ではそういった部分もいろいろな専門家、また法の中の規制の部分の数字を活用して、このぐらい離れたほうが良いというような義務をつくっている自治体もあるようではあります。基本的に村としましては住民からの不安払拭、それから苦情とかそういったトラブルが起きないように十分配慮する、そういった距離だけではなくてその住環境、そういった部分も全部含めてそれぞれの場所、そういった部分で検討するよというふうなものが重要かと思っております。

そういった、きちんとしたガイドラインという部分は考えておりませんが、今までの勉強会などでそれぞれ住民の皆様から、村民の皆様からいただいた意見等を踏まえて、その場所、場所によって、きちんとどういふふうなものが設置されるのかというのを聞きながら、そこで丁寧に意見等を伺い、意見を述べていきたいと考えているところ  
あります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） なぜ私が聞いたかといいますと、これやはり距離を離せばいろいろな、近くであれば音がうるさい、低周波等々の問題で二重サッシとかにしなければならない、問題が多々出ております。

その中で、今回この令和4年度第4回福島県環境影響評価審査会の委員と業者のやり取

りが、議事録載っております。これ飯舘村の案件であります。風車と住宅の距離は最低でも1キロ離すべきだと、委員の方は事業者に対しおっしゃいました。事業者のほうは、平成10年度に行われた環境省の苦情調査で、風力発電機に寄せられる苦情の半分は風力発電機から400メートル未満の距離で発生しているため、最終的には、本事業者は500メートルとしたと回答しておりますが、この見解は、当村でもこれ確認しておりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　そういった審査会の内容を村に直接報告というか、そういったものはございませんが、ホームページ等でそういった意見が述べられている部分は見ているところであります。

そういった専門家等の意見を十分に反映させながら、考慮しながら、進められるべきだというふうなことは考えているところです。

以上です。

4番（飯畑秀夫君）　最初、先ほど言ったとおり段階的に5段階あって、その中でいろいろなものが、役場とか、今の話もですけれども、厚い本の中に置いてある。やはり勉強するにはこれを読まなければいけない。これ、行政のほうもきちんと今までの流れのもので、きちんと本村に関わるものなので、読んで、きちんと今みたいに細かいもの、結構委員の方ははっきり言ってくれています。

まず、一番最初からすれば環境大臣、経済産業省大臣から環境省の意見書があったみたいに、環境大臣もきちんとした、飯舘村は、長泥地区はこれから復興拠点が解除されたところである、そして長泥スカイラインの桜、そして戦山、小宮のスイセン、頑張っている畑もあります。いろいろなところでそういうものが、名所がありますから、環境省としては、いろいろなものに注意しながら、自然環境、動物もです。それに対して環境大臣はきちんとしなさいよということで、それをやっていかなければならない。最終的には、村長が多分判断しなければ、これ農林水産省、林野庁ですか。林野庁から借受けることに対して村長の決断も多分加味してくるのかと思うんです。

これ、きちんといろいろなものに、段階的なものやって調べてもらって、丁寧に、やはりこの20年続くものなので、住民福祉に資する景観や自然環境、いろいろなものを加味しながら、今だからこの業者、国、業者にどうこう言えるところもあると思いますので、その点があるので私は質問しております。丁寧な対応のほうをお願いいたします。

そして、次に4番目のいいたて美しい村づくり推進条例の中で出た意見について質問いたします。

いいたて美しい村づくりの推進委員会からの意見はごもっともだと思います。村が大切にしている里山と景観の関係をどうしていくのか。地域間や村民間でいさかいが発生しないか。また、最終的に、飯舘村及び村民の意見や専門家の助言を踏まえ、適切かつ慎重に対応していくこと、飯舘村及び村民に対し十分な情報と丁寧な説明を行うこととしております。これは私と同じ考えであります。

いいたて美しい村づくり推進の審議会の方も一緒に含めながら、私たち議会もですけれども、皆さんと一緒になって勉強会またはこの飯舘村、村長が言う、福祉向上に資する、

実際どのようなものが、それ幅広いので、どんなものなのかにも対して議論していかなければならないと思いますけれども、これ杉岡村長の考えをお伺いいたします。この風力発電事業に対する決意、決意というか、今丁寧に村づくり推進条例、これも審議会からもやってくれということでありますし、これから勉強会等、いろいろな風力発電ができれば、村にとって、例えば電気代の基本料金が安くなるとか、何か雇用が生まれますっていう、はっきりしたある程度のビジョンを村民に示すべきかと私は思うんです。村長のほうで何もしなければそれで結構ですけれども。質問の内容ですか。

村長（杉岡 誠君） 個別の事業に対する決意ということは、私はございませんが、飯舘村としてゼロカーボンビレッジ飯舘宣言とともに、今議員が再三おたのしいたいておりますように、飯舘村としては住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーに取り組んでいくという宣言をさせていただいておりますので、今個別のそれぞれの事業については、その資するものであるかどうかという視点を村としては持つものがありますし、もう一つは景観や様々な影響ということで、法令あるいは村の景観条例に基づく部分の判断という、様々な指標といいますか、目線というものを踏まえて、まだ議論をしているあるいは準備をしている段階かというふうに思うところです。

その中で、これが住民福祉の向上に資するんだということを、例えば村が先に出せば、それは住民にとっては分かりやすいかもしれませんが、それさえ満たせばいいんだという議論にもなりかねない部分はありますので、そこは、それぞれの事業体が全部違いますので、それぞれの事業体が村民のようになって、村の事業者となって、ともにこの村をつくっていくんだというようなものになっていくなれば非常にいいと思いますけれども、そういうものかどうかという見極めが必要だというふうに考えているところであります。

勉強会については、課長がご答弁申し上げたとおり、様々な機会を模索してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

再生可能エネルギーとか企業誘致しているわけではありますが、いろいろなもので、その中で働く場所がない、風力発電ができて、地元で働く場所ができれば幸いだとは思っております。

続きまして、2番目の再質問に入ります。

物価高騰対策支援についてお伺いいたします。

物価高騰対策、私は以前、第1期の議員のとき福祉灯油、飯舘村の冬は寒い寒いって、その中で、灯油代だけでなく、冬場過ごすにはいろいろなものにお金がかかる。そういう弱いところに助成したらいいんじゃないかという質問を何回かしましたけれども、その中で、村はできないという回答だったのかと思いますけれども、国、県からの事業があればやる。村独自ではやらない。とても残念な答弁をもらった記憶があります。

今回子育て世帯、高齢者向けに、もう一度これ物価高騰でできないかということで質問させていただいています。

その中に、ありがたいことではございますけれども、以前行ったプレミアム券の生活応援商品券事業を予算に計上してくれるということで、この生活商品プレミアム券の中身について伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 商品券事業の中身についてH、ちょっと担当課からご説明を申し上げたいと、今回12月議会に上程させていただいている事業については説明させていただきたいと思いますが、前段の議員のご質問の中で、村は国の予算がなければ何もやらないんだという残念な回答を得たんだというご回答をいただきましたが、そうではなくて、村は財源をしっかりと考えた上で必要な対策を取っていくということで、1回目のご答弁の中でも、令和5年12月から令和6年5月まで、あるいは令和7年2月から8月までということで、継続的という言い方はおかしいかもしれませんが、その都度その都度情勢を見極めながら、要は福祉灯油だけじゃなくて、様々なものが買える、購入いただけるようなそういう商品券事業というもの、今回はプレミアムつきということで、一旦個人に負担のお金を出していただくような形をまたとっておりますが、この前2回については商品券そのものを配っておりますから、個人負担は、実は生じていないはずなんです。そういった形も踏まえて、その時々いろいろなご意見等もありますので、今般は村単独の予算をまずは計上させていただいて、12月議会に予算案件として上程させていただいております。

これ、近隣の市町村の中でも、多分12月議会に当初から上げている市町村はないんじゃないかと私は思うぐらいですが、市部はあるかもしれませんが、町村レベルだとなかなかないんじゃないかと思っております。国の動向を待たずして、まず村の覚悟としてこれは上げさせていただいたので、その後には国のほうの事業が財源として充てられるということであれば、そういうことも考えたいということで、総務課長から昨日ご答弁申し上げているところであります。ですので、村としてしっかりとした覚悟を持って今回上程をさせていただいているということは申し述べさせていただきたいと思っております。

今回上程している内容については、課長から説明をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回上程しておりますプレミアムつきの商品券の事業の内容でございます。

村としましては、地域経済の活性化、安定化を図り、住民の生活支援に資することを目的としまして、今回プレミアム商品券の予算を上程させていただいております。

内容としましては、1冊5,000円の商品券で販売をして、プレミアムということで、1冊5,000円での販売で、8,000円の商品が買えるというふうな形での内容となっております。

一応プレミアム率としましては60%となっておりますが、今後の予定でございますが、委託先でございますが、これは予定であります、商工会あたり等を予定しているような形でございます。

販売につきましては、予算のほうが決まりましたらすぐにこちらの事業を進めていきたい

というふうに思っております。

一応、販売期間としましては、令和8年の1月末あたりから進めていければというふうなところでございます。

4番（飯畑秀夫君） 国の、まだはっきりしない中で、村独自で早く進めていくということ、本当に村民、ありがたいことであります。

私が今質問した中で、子育て世帯、高齢者等と言いましたけれども、これはプレミアム券なので、5,000円、商工会に行っても買わなければ使用することができない。これ、前に行った商品券では、多分5,000円の商品券が直接送付されたのかと、配付された、その中で、やはり商工会等の要望等もあると思いますけれども、商品券をつくって配付するというのも手かとは思いましたけれども、これ活性化に向けてはやはりプレミアム券のほうがいいのかと思いますけれども、この判断に対していろいろな多分意見があったと思うんですけれども、この流れ的に、これ最終的にこのプレミアム券にした経緯をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） このたびの物価高騰対策ということで、プレミアムつきにした券ということでございますが、国のほうから情報が随時流れてきておりまして、まだ詳細の部分は決まっておりますが、今回の部分での、いわゆる推奨の事業としてプレミアムつき商品券、そういったことが挙げられておりました。

ご承知のように喫緊に届けるためと、それから低所得者、それから弱者に届けるためということで、配付の部分ということもあろうかと思いますが、この部分については、国のほうでも給付金ということで別にメニュー立てを考えているようでございますし、また、その他の対策等も国のほうから今後出されるものというふうに思っております。

まずは村の商工会から要望のありました地域経済の活性化、こちらと今回の緊急経済、そういったものを合わせてプレミアムつきということを選択したということでございます。

4番（飯畑秀夫君） 国のほうから、そういう推奨の中にも入っているということで、国のほう、国会のほうもまだ決まっていない。この中で、お米券の話がいろいろテレビ等々、新聞等で出ておりますが、お米券よりは全然プレミアム券のほうが私もよいのかと思っております。

このプレミアム券をいわゆる今の弱者、弱者ではないですけれども、困っている人に対して速やかにするためには、現金給付が私は一番だと思っております。子育て世帯、子供たちには、国のほうで1万円、2万円の給付がある形で今検討されているということなので、よく私村民の方と会うと、高齢者の方が村民の方多いので、子供だけではなくて、俺ら高齢者には何かないのかなんてよく言われるときがあるんです。

この機会に75歳以上の村民、1,000人以上いるわけですが、この敬老会の資料では、75歳以上の方にプラスしてもう1万円商品券プラスするとか、今そういう機会に、一緒にできないのかと私は思うところでありますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） いわゆる低所得者等については、今回諸般の報告の中でも申し上げましたが、令和6年分の所得申告確定に基づいて、不足額給付金を既に支給しておりますと

いうお話を申し上げました。612人の対象者へ2,028万円を、既に国からのお金を基に給付を、現金給付をしております。これは今総務課長言ったように、私たちが独自でやるプレミアムつき商品券事業とは別に国のほうの制度としてありますので、非課税世帯等々が確定したところについては現金給付がなされておるといこととありますので、そういった資金も元手にしながら、今回商品券をご購入いただくことが可能なのかというふうに思うところですし、今議員がおたのしみとおおり、子育て世帯に対してはまた別途の事業があるかに聞いておりますので、そういったものについても速やかに村としては、国の補正が確定すれば速やかに予算化、事業化を執行していきたいというふうに考えるところです。

今、ご高齢の方に対するご提案だと思っておりますが、お話がありました。今現在この12月議会において、そのお話についてはご提案として承りたいというふうに思いますが、先ほどのご質問、この後段のほうですか、ご質問の中で、70周年記念事業をどうするんだというお話もありますので、そういったものを広範に、全庁的に考える中で、お金ということがいいのかどうかを含めて、様々検討は加えさせていただきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 分かりました。

国のほうから来る前に村で行う、とてもよいこととありますので、これ物価対策もありますので、これを速やかに進めて、早めに1月下旬、1月中にできるようにお願いしたいと思っております。

また、これを次の質問で、これ答弁なかったような気がするんですが、村が今現在行っている物価高騰対策、電気を消しているとか、いろいろな何か村が行っている物価対策等あればお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 答弁の中で申し上げておりますこれまでの部分、その部分を申させていただきます。

現在、今動いているそういった支援金では、今ちょうどないという状況でございます。ですので、今回12月議会で本議案を可決いただきましたならば、速やかに新たな手続をとってまいりたいというふうに考えております。

4番（飯畑秀夫君） 物価高騰対策、村としていろいろなものが、資材、電気等も上がっているから、その中でいろいろな、行政として、行政の中のものを、今ここで買っていたけれども今度はこっちが安いから今やっていますよとか、前に教育長が学校の周りの電気、早めに夜、何時かに消してくれと業者に言って、これも電気を早く消せば電気代が少しでも安くなるっておっしゃっていましたので、この物価高騰に対する電気とかいろいろなものもありますので、やはりこの省庁の中でも何かこの対策を少ししているのかと思って、今お聞きしましたところとあります。

村長（杉岡 誠君） 大変申し訳ありません。ご質問の趣旨が、村民に対する物価高騰対策というふうに読み込めたものですから、そちらのほう、プレミアムつき商品券、今回上程させていただいている事業を基に説明させていただきました。

今議員おただしの、庁内的に節約、コスト削減について何をやっているのかということですが、これは前回から、もう昨年、前々年からエネルギー、電気代等が上がったときから、庁内的には電気をこまめに消したり、ポット等についてもずっとつけておくのではなくてというお話だったり、あるいはパソコンについても、今はつけっ放しにできるパソコンが多いんですけども、そういったものも、こまめにモニターも含めて消すようにというような周知をしながら節約に努めているところです。

一方で、例えば事業者から購入するものを不当にといいますか、極端に制限をすると、その事業者が逆に今度困る部分もあるでしょうから、そういったところは変に節減しておりませんが、私たちが恒常的に使うこういう照明等については、かなりの節約は図らせていただいているというふうに考えるところであります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 私が言ったのは、電気代が一番上がっている。前いろいろなところで、電気の契約会社を変えれば、昨年だか、村長のほうに、電気の契約を変えたら電気代が節約された、そういう経緯もありましたので、電気代が高いのであれば、今再生可能エネルギーがありますので、いろいろな補助金等もありますので、公共施設を建てる場合は太陽光発電等々ができるのかと思うんですけども、そういうのもこの中に、視野に入れて検討しているのかと思ってお聞きしたんですが、この役場周り、学校関係に再生可能エネルギー、太陽光発電、小さな風力の電気を起こすのでもありますけれども、これ村としても何か対策、対応をしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） まさしく今ご指摘いただいたことはゼロカーボンビレッジいいたて宣言の中に盛り込まれておりまして、公共施設に対する再生可能エネルギーの活用というようなことも、実は、文言としては違うかもしれませんが、しっかりと明記をされている部分であります。

ただ、今公共施設にいろいろな税金を含めて投資をすることによって、村のコストを下げるのが最優先なのか、あるいは村民に対する今直接的なこういう商品券事業が最優先なのかということで議論する中で、まず補正予算でありますから、村民の部分を最優先させていただいております。

ただ、これから公共施設に関しては、例えば体育館等については、夏は暑くて使えないとかそういうこともありますので、様々な検討を各課でするようにという指示はさせていただいておりますし、その中には、もしかすると再生可能エネルギーの活用というものも出てくるかもしれませんが、今現在の段階では、まだ当初予算編成の前段階でありますので、具体的に申し上げることは、今のところはないかというふうに思います。

ただ、この役場も太陽光上がっておりますし、防災センターもそうですし、一部の集会所には、災害時の非常用ということで、蓄電池も含めて整備をされていたり、役場は恒常的に使っておりますが、一部先行して動いている部分もありますので、費用対効果ということで、投資、何ぼ交付金が来ようとも、補助金があろうとも、投資をしたその効果として、どれぐらいで回収見込みがあるかということをしつかり考えた上で、いろいろなことは検討させていただきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 検討のほう、よろしく願いいたします。

続いて、消防団の現状についてお伺いします。

今本村の、飯館村の消防団は216名、条例で定員が必要だということに対し、今現在122名ということであります。

質問といたしますか、まずどこでも大変だということで、今チラシ等を配付して募集している、また移住者して来た人に対しても話しかけていると聞いております。この消防団やこのチラシにも代えて、今消防団員の年俸、報酬ですか。一番下の方の代の年報酬は幾らでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ただいまちょっと手元に資料がございませんので、調べて回答いたします。

4番（飯畑秀夫君） 全国的にいろいろ3万円から4万円、いろいろありますけれども、消防団に入れば報酬、年にもらえるし、また退職金、退職金ではないですけれども、退職報奨金も多分あると思うんですけれども、それも同時に、何年か過ぎれば、3年、5年、例えばこのぐらいもらえますということをチラシ等に掲載して募集すれば、ただでもないんだって、このぐらいもらって、あと何年間長く勤めれば退職したときに幾ら出ますよって、これ載せてもいいのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 昔は消防団、恩給がつかましたから、いわゆる長く勤められるとそれなりの報酬にはなったということではありますが、基本的には今年俸それからいわゆる出日当部分です。出動した際の日当、その計算で今出されているというところでありますので、なかなか、いわゆるそれをもって団の加入に普及、魅力があるかということになってくると、ちょっと厳しいのかというふうに考えるところでございます。

それよりも、募集に当たっては、やはり消防自体なくてはならないもの、自分たちのふるさとを守る、そういったところの意義というところを説明しながら、そちらのほうを重点にしながら募集をかけていくということになるのかというふうに考えております。

村長（杉岡 誠君） 総務課長が答弁したとおりなんですけど、年俸を書くときちょっとどうなのかという懸念があるのは、やはり給料として出ているものとか、例えばパートタイマーの方の時給とか、そういうものと比較するとどうなのかという議論になりかねない部分があるかという懸念はありますが、相馬地方全体そうなんですけど、決してほかの市町村と比べて低いわけではないです。消防団員としてはかなり見直しをしまして、年俸も上げたし、あと以前は、消防団長の指示で動くときには、火災出動も含めて、一切その年俸の中に含まれているということで、過去は、震災前なんかは支払われていなかった部分が、今はあらゆる活動について日当の加算措置があるものですから、だからといっていろいろな訓練をたくさんやっているということではなくて、最近のように火災がいろいろあったときに、出動いただいたときに、そういったものを日当として加算をした上で精算させていただいているという部分は、周知は必要だというふうに思いますので、ちょっと額面として出すのかどうかは、なお内部的にも検討させていただきたいというふうに思います。

やはり自分たちの村、自分たちのふるさとを自分たちで守るというのは、まさしくそのとおりでありますので、そういった意味での啓蒙については、様々な手法を検討させていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 分かりました。

ちょうどホームページ見たらちゃんと金額が載っていて、いろいろな募集のところになっている行政もありますので、一応金額は書かなくてもそういう手当はありますとか、ひとつ確認したいんですけども、これ消防団員はこの公務災害補償保険は加入しておるのでしょうか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 全て保険のほうには加入しております。

4番（飯畑秀夫君） 消防団員が公務でけがや病気、亡くなった場合、公務災害補償など各種保険制度により損害が補償されている。公務災害は、療養補償、休業補償、傷病、障害、介護、遺族、葬祭、いろいろな7つの制度があるって、これも別な自治体に載っていたものですけども、これもきちんと掲載して募集したほうがいいのかと思っております。

なかなか消防団も厳しい中で企業消防団、菊池製作所のほうで協力してもらっておりますが、企業、役場のほうでもあります。企業のほうで新たにまだ今増える予定はあるのかお伺いします。企業消防団。

総務課長（村山宏行君） 村内での企業消防団、消防隊ですか。菊池製作所1社のみということであります。

他の事業所にも声をかけながら、今後また新たに村のほうに参入してくる企業、そういったところにもお声がけをしながら募集をしていかなければならないというふうに考えております。

4番（飯畑秀夫君） 消防団については、再質問は終わります。

最後の飯館村70周年記念について、イベントというか事業を企画しているということで、飯館村になって50年、60年のときは原発事故があってから行われて、多分ふれ愛館で行われたってことを記憶しておりますが、この50周年記念のときは大勢の村民の方が集まって、2,500人ぐらい集まって盛大にやった、前夜祭もやりながら、花火上げながら、またいろいろな各行政区の方が集まってやったと思うんです。

今回、次年度やはり盛大にこういう、先ほどいろいろなところの予算言いましたけれども、多分そこに向けて予算を多くつけてほしいと思うところであります。1日でなくて、私は2日ぐらいでやって、大きな、皆さんと一緒に考えながら、何か記念、現金ではなくて記念のものをつくるとか、Tシャツとか何でもいいですけども、何かこの記念になるものをして、村民が一堂に集まれる、20行政区の方が集まってみんなで焼肉食べる、みんなで芋煮会するんでもいいです。何か皆さんで話合っただけだと思ってこの質問をしております。何か、行政のほうで今どのように考えているのか、もう少し話があればありがたいですが。

総務課長（村山宏行君） 70周年の記念事業ということでございます。

50周年事業、あのときには、式典というのは行いませんでした。イベントのみです。飯

館球場を会場にして、多くの村民がお祭りの参加できる、そういったイベントを重視したという、そういった記念事業でございました。

今回70周年、60周年のときには震災の真ただ中ということでほとんど行っておりませんので、この70周年の事業が震災後行う村のいわゆる周年事業という、初めてのものになるかというふうに思います。

ということで、まず式典のほうは、この震災でいろいろお世話になった方々、全国にいらっしゃると思いますので、そういった方々への御礼、それから先人たちのご労苦に報いるような、そんな式典はやらなければならないものというふうに考えております。

また、一方で、村民のもう一回、いわゆる求心力、村民の方々を村のほうにお呼びして、そして一緒に70年を祝う、そういったイベント的なところも重要視しなければならないものというふうに考えておりますので、どちらも行うというような、そんなことでございます。

また、一方で、村長から先日ありましたように、70周年の記念事業ということで、各課で持っておりますと行事、イベントを、この70周年にかけて記念のものを出すとか、それから若干そのイベントを大きくするとか、趣向を変えてみるとか、そういったことを行って、70周年というものを村全体として祝っていききたいというふうに考えております。

4番（飯畑秀夫君） 9月の70周年記念だけではなくて、次年度はいろいろな各課のイベント事に対して、70周年記念として予算を大きくというか、少し増やしてやっていく。そして、この50周年記念同様とは言いませんけれども、2,500人ですけれども、1,000人、1,500人集まるような、各行政区、区長にも協力してもらいながら皆さんで盛大にやるような仕組み、プロジェクトチーム、区長をはじめ皆さんの意見を聞きながらやったらいかかと思うんですけれども、最後、村長の意気込みを聞いて。お願いします。

村長（杉岡 誠君） 実は、開催時期についてもまだ検討の中に入っております、今9月というふうにおっしゃられました、確かに昭和31年9月30日が合併の日ではあるものの、9月30日、今は非常に暑いというのはありますから、ちょっとどの時期に開催するののかということは検討会をさせていただくところです。

それから、意気込みという意味ではありますが、今課長、総務課長が申し上げたとおり、やはり先人方々への感謝の思いというものをしっかり持ちながら、さらに未来に向かっていく、未来永劫飯館村であり続けるためにという議員の最初のお言葉があったとおり、そういった思いを新たにするためにも必要な行事、事業等を考えていきたいと思っておりますし、村民の方々が入って、あるいは村民だけではなくて、関係人口という言葉もありますので、そういった方々がアイデアを入れながら実施をするということは、非常に大事だというふうに思います。

ただ、1日に例えば2,500人とか3,000人というような限定をしますと、昔の村とはやはり違いますので、それぞれの年代やそれぞれの趣向性に合わせて、どの行事に参加しても70周年なんだということだったり、あるいは未来への思いを新たにすることができるような、そんな工夫というものもあっていいかというふうに思いますので、集中的にやるものはあるかもしれませんが、スクラップアンドビルドということも大事でありまし

て、庁内かなりイベント多いものですから、それを全部そのままにしてプラスアルファをやろうとするとちょっと手が回らないという思いも私自身は持っていますので、ちょっとその辺は少し縮小といたしますか、一緒に、併催するようなものとかも含めて検討させていただきたいと考えているところであります。

いずれにしても、70周年、しっかり務めさせていただきたいと思います。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

一つ忘れましたが、花火、70周年なので花火、特大の花火、尺玉を村長に上げてもらいたい。ぜひ、何回かそれを要望しまして、私は質問、村民、飯館村の村民のために質問、4項目いたしました。ありがとうございました。

議長（佐藤真弘君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 議席番号2番 横山秀人です。

ただいまより、令和7年12月定例会における一般質問を行います。

初めに、震災と原発事故から間もなく15年を迎えようとしています。皆様の、日々の村政運営にご尽力いただいている村長はじめ職員の皆様、心より感謝申し上げます。

本日は、村民の皆さんから寄せられた声を踏まえ、行政と議会、そして村民がともに課題解決へ歩みを進められるよう、通告のとおり、次の5点を質問いたします。

- 1、介護サービス体制の再構築と村内デイサービス、ショートステイの再開について。
- 2、農業基盤整備事業の修繕対応、課題共有の進め方等について。
- 3、村民とともに考える読書推進の継続的な場づくりについて。
- 4、未登記村有地の解消と国・他自治体の動向を踏まえた早期対応について。
- 5、投票率向上と住民参加を広げるための投票の在り方について。

以上、5点、順次質問いたします。

まず、通告第1、介護サービス体制の再構築と村内デイサービス、ショートステイの再開について伺います。

現在、村内にはデイサービスやショートステイの拠点がなく、村外の事業所による送迎や訪問に支えていただいています。そのご尽力にまずは感謝を申し上げます。一方で、村の中でデイサービスを再開してほしい。また、村内でショートステイがあれば助かるといった声が、介護を担っているご家族から寄せられております。

介護サービスは、仕事や農業、地域の役割等を両立する上で、暮らしと心のゆとりを支える大事な柱であります。村内に拠点が整えば、高齢者の皆さんにとっても、顔なじみの人たちと安心して過ごせる場所となり、この村で暮らし続けたいという思いを支えることにつながると思います。

こうした状況を踏まえ、以下3点について伺います。

1点目、現在の体制についてです。

これまで村外の事業所の皆さんに支えていただきながら介護サービスを継続してこられました。まず、その経過を村としてどのように評価されているか伺います。

併せて、サービスを利用されている方やご家族、そして実際に現場で支えてくださっている事業所の皆さんからどのような声が届いているのでしょうか。そこからどのような課題や改善点が見えているのか、現状の認識をお聞かせください。

次に、2点目、村民の声の反映についてです。

議会アンケートや日々の対話の中で、特に介護を担うご家族から、村内拠点でのサービス再開を望む声が強くあります。こうした声を村としてどう受け止めていますでしょうか。今後サービスの在り方を検討するに当たり、こうした村民の切実な願いをどのように施策に反映していこうとお考えか、ご見解を伺います。

次に、3点目、将来像と財源についてです。

一度途切れてしまったサービスを再構築することがいかに難しいことか、私も重々承知しております。だからこそ、村内でのサービス再開を目指すに当たり、どのような形態や組合せが現実的だとお考えなのか、その将来像をお聞かせください。

また、その実現には財源が必要であります。これは、原発事故に起因する特殊な課題でもあります。国への制度要望はもちろんのこと、東京電力に対してもしっかりと支援を求めていく必要があると考えますが、村としてどのような対応方針をお持ちかお聞かせください。

続いて、通告第2、農業基盤整備事業の修繕対応、課題共有の進め方等について伺います。

水田の用排水路や暗渠、新しい圃場の整備は、復興後も営農を続けるための土台となる大切な事業であり、これまで工事を進めてこられた関係者の皆さんのご尽力に敬意を表します。

一方で、雨が強いと排水がうまくいかない場所がある。直径50ミリの暗渠管が詰まらないか心配だといった不安の声も、農家の皆さんから届いています。これは、事業そのものを否定するものではなく、この土地でこれからも農業を続けたいという思いのあらわれだと受け止めています。だからこそ課題を共有し、修繕や改善につなげていくことが重要です。そこで、この点について、以下3点伺います。

1点目、現状の把握についてです。

農家の皆さんから、どの程度の修繕要望や相談が寄せられているのでしょうか。その内容の傾向や、そこから見えてくる課題をどう捉えているか伺います。併せて、先に整備した地区との整備状況の差を懸念する声に対し、村としてどのような認識をお持ちかお聞かせください。

次に、2点目、今後の対応ルールについてです。

万が一、用排水路や田んぼの下に埋まっている配水管、暗渠がありますが、暗渠に不都合や詰まりが生じたとき、誰がどのように対応するのか。高齢化が進む中で、農家の力だけで、農家個人の力だけで対応するのは限界があると思います。あらかじめ役割をはっきりさせておくことが、農家の皆さんの安心につながると考えます。

役場、施工業者、受益者である農家の皆さんのそれぞれがどの範囲まで対応し、どの程度の費用を負担するのか。そして、整備後どのくらいの期間まで村が責任をもって修繕

に対応するのか。こうした点について、村の方針をお示してください。

次に、3点目、情報共有の在り方についてです。

今後、工事の完了見通しなどの全体スケジュールはもちろんのこと、発生している課題やその対応状況についてもオープンに共有していくことが信頼醸成の鍵になると考えます。村民や議会に対し、今後どのように情報を共有し、一緒になって課題解決を図っていくお考えか伺います。

続いて、通告第3、村民とともに考える読書推進の継続的な場づくりについて伺います。

今年の2月、子ども議会では、多くの人が利用できる図書館を造ってはどうかという、未来への希望に満ちた提案がありました。

読書の推進は、飯館村の将来を支える人づくりの土台になる大切な取組であります。読書を単なる趣味や生涯学習の枠にとどめず、村づくりの柱として育てていくために、3点伺います。

1点目、意見交換会の今後についてです。

11月に開催された飯館村読書推進についての意見交換会へ出された村民の意見や要望、そして提案などを村としてどのように評価されているのでしょうか。また、今後この意見交換の場を村民とともに考える継続的な場として、どのように発展させていくおつもりか。開催頻度やテーマ設定の考え方を含めて伺います。

次に、2点目、子供たちからの提案についてです。

図書館を造ってほしいという子供たちの声は、未来への希望そのものであります。この純粋な思いを村としてどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。施設の整備は中長期的な課題かと思いますが、今後の読書推進の議論の中で、この提案をどのように位置づけ、検討を深めていくお考えか伺います。

次に、3点目、村づくり施策としての位置づけについてです。

図書館という建物の前にまずは身近な場所、例えば役場ほっとコーナーや道の駅、申告会場ともなっておりますビレッジハウスなどに本がある環境をつくることも大切だと考えます。こうした取組を含め、読書推進を単なる生涯学習の一つとしてだけでなく、復興や村づくりの重点施策として位置づけ展開していくお考えはあるか伺います。

大きな4点目、通告第4、未登記村有地の解消と国・他自治体の動向を踏まえた早期対応について伺います。

これまで、道路整備などの際に、住民の皆さんから土地の提供を受けてきましたが、その一部では名義変更、すなわち登記が完了していない、そういう地が多く残っています。これは過去の経緯の積み重ねであり、誰かを責める趣旨ではありません。しかし、国の登記制度改正も進む中、このまま、未登記のまま時間がたてば、将来世代の財政的、事務的な負担が大きくなるおそれがあります。今私たちに何ができるかという視点から3点伺います。

1点目、リスク認識、つまり将来の危機管理についてです。

これまででも、住民の皆さんからご相談や指摘があった際には、その都度丁寧にご対応いただいていたと受け止めています。一方で、国の制度が変わり、未登記地を抱えたまま

時間がたつことで、将来の財政リスクや事務負担が大きくなっていくのではないかと  
いう不安もあります。

今後は、これまでの個別対応を土台としながらも、未登記地の整理をもう一步、計画的、  
主体的に進めていくことも必要ではないかと考えます。こうした点について、村長はど  
のような危機感と問題意識を持ち、また主体的に取り組むためにどのような対応が考え  
られるか、お考えを伺います。

次に、2点目、具体的な解決策の選択肢についてです。

全国の自治体では、住民から提供を受けた道路の登記を進める未登記道路の整理や、所  
有者が分からない土地の扱い方をまとめる所有者不明土地対策計画の策定などに取り組  
んでいるところもあります。

本村でも、相続が終わっている土地について、計画的に登記を進めることや、国の所有  
者不明土地の対策やモデル事業を活用することなど、幾つかの選択肢が考えられると思  
います。こうした具体的な手だてについて、現時点でどのように検討を進めておられる  
か、お考えと検討状況をお聞かせください。

次に、3点目、進めるための体制づくりについてです。

この未登記問題は、担当課だけで抱え込むには負担が大きいと考えます。庁内横断的な  
チームをつくることや、司法書士などの専門家、そして私たち議会とも情報を共有し、  
協働して取り組む枠組みが必要だと考えます。こうした体制整備や進め方について、村  
長のお考えをお聞かせください。

最後に、通告第5、投票率向上と住民参加を広げるための投票の在り方について伺いま  
す。

9月の村議会議員選挙の投票率は約58%と、前回から大きく低下しました。選挙管理委  
員会や職員の皆さんが工夫を重ねてこられたことは重々承知しております。ただ、私も  
この結果については、一人の議員として重く受け止めています。

制度や手続の問題だけでなく、投票率低下というのは村民と行政、そして議会との間に  
心の距離が生まれているのではないかと、そのような危機感を持っています。どうすれば  
行政や議会に関心を持っていただけるのかを一緒に考えるため、3点伺います。

1点目、現状の分析と基本姿勢についてです。

今回の投票率の低下について、村としてどのような要因があったと分析されているでし  
ょうか。また、投票率という数字だけでなく、村づくりへの住民参加という観点から、  
この現状をどのように受け止めておられるか。今後どのような方向に変えていきたいか。  
村長の基本的なお考えを伺います。

次に、2点目、環境整備の改善についてです。

これまでの期日前投票所の設置などの取組は一定の成果があったと認識しております。  
ただ、村外にお住まいの方や高齢者の方、入院している方などにとって、さらに投票し  
やすい環境をつくる余地はないでしょうか。これまでの成果と今後の改善策の方向性を  
伺います。

次に、3点目、ともに考える場の設置についてです。

投票率向上を選挙管理委員会だけの取組にせず、行政、議会、そして村民の皆さんとともに、どうすれば投票しやすくなるか、どうすれば村づくりに関心を持てるかを話し合う場が必要だと考えます。

他自治体では、ワークショップ等の事例も見られます。ここは私自身、ぜひ一緒に取り組ませていただきたいと考えている点です。本村ではどのような形がふさわしいとお考えか伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。

今日、インターネット中継にてお聞きいただいている村民の皆さんにも、ぜひご自身の暮らしと重ねていただければ幸いです。ご答弁どうぞよろしくお願い申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1及び1-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、村内でのデイサービス及びショートステイ等の再開については、現状は主に介護人材の不足により再開に至っていない状況です。全国的に介護人材不足が問題視される中でも、特に被災地における介護人材の不足は顕著となっていると認識しております。

その中で、ショートステイ利用については、担当するケアマネジャーが、近隣事業所を調整しご利用いただいております。また、デイサービスについては、村外介護サービス等送迎事業等を活用し、村外事業所でのサービスをご利用いただいているところです。なお、これらの事業により、村外の事業所による村居住の住民へのサービス提供が実現しており、利用者本人の生活維持、家族介護の軽減につながっているものと考えております。

一方、村内では、高齢者サポート拠点事業、通称つながっぺを村社会福祉協議会に委託運営することで、デイサービスの補完を行っております。

また、いいたて福祉会では、継続して職員募集を行ってきており、村としても引き続き介護初任者研修等助成事業等による人材確保とともに、状況が整うまでは復興財源の確保による事業の継続に努めてまいります。

次に、ご質問1-3、本村の実情を踏まえた介護サービス体制の将来像と、国・東京電力への財政支援要請について、お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、まずは介護人材の確保が重要であると考えており、村内でのサービス再開までの期間について、現在提供している事業を継続できるよう国へ、引き続き財源確保を要望してまいります。

また、現段階では国の財源が確保できていることから東京電力への財政支援要請の考えはございません。

現在、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に向けた介護予防・日常生活ニーズ調査、在宅介護調査を実施しておりますので、その結果を踏まえて介護サービスの維持、充実に生かしてまいります。

次に、ご質問2-1、農業基盤整備箇所の不具合・修繕要望の傾向とそこから見えてくる課題認識、整備状況の差に関する村民の懸念をどのように認識しているかについてお答えします。

農業基盤整備促進事業等により、用排水路を修繕した箇所に関する要望の傾向や課題認識についてであります。様々な機会に様々なご意見をいただいているところです。

今後工事を進める際には、なお丁寧に地権者・耕作者・各行政区の工事協議担当者等の関係者への説明を行い、各種事業を進めてまいります。

次に、ご質問2-2、用排水路・暗渠の修繕や暗渠詰まりへの対応について、それぞれの役割分担と費用負担の考え方についてお答えいたします。

農業用排水路につきましては、飯館村道路、水路等の法定外公共物の管理に関する条例の第8条において、使用者の維持管理義務として、「使用者は、使用許可に係る法定外公共物を常に良好な状態に維持し、適正な使用及び管理に努めなければならない。」と規定されております。このため、日常的な維持管理に関しては多面的機能支払交付金事業などを活用しながら受益者や協定集落に行っていただいております。

また、暗渠排水につきましては、詰まりの防止・解消を含む日常的な維持管理に関しては受益者をお願いしているところです。

なお、災害により農業用排水路等が大きな被害を受けた場合には、国や県の災害復旧事業などを活用し、県や村が復旧工事等を実施してまいります。

次に、ご質問2-3、農業基盤整備事業の全体スケジュールと、村民・議会との情報共有や課題共有をどのように進めていくのかについてお答えいたします。

農業基盤整備については、国からの強い指導に基づき、全体の工事量を再確認するため、既設の用排水路及び水田の水管理用の暗渠排水について、機能診断を実施しております。今後、この機能診断の結果を踏まえて、地域計画の目標地図上において担い手がついている、または、担い手希望があると表示されている水田について、国との協議を進めてまいります。

また、国との協議が完了した事業から各行政区の工事協議担当者を通じてスケジュール等の説明を行っていく予定であり、農業基盤整備の全体スケジュール案についても国と事前協議を行う予定としております。

この事前協議の結果を踏まえ、村としての農業基盤整備の全体のスケジュール案を整理してまいります。

次に、ご質問の3の3点については、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

次に、ご質問の4-1から4-3については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問4-1についてですが、現在、未登記村有地の登記につきましては、総務課財政係が担当となり、令和5年度から毎年度1,000万円の予算を計上し、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用しながら計画的に未登記解消に取り組んでおります。今後も、適切に予算を確保しながら、専門知識を有する団体等と連携し順次登記事務を進めてまいります。

次に、ご質問の4-2についてですが、未登記村有地につきましては、相続が進まず未登記となっている案件が多く、その案件の都度、対応しているところです。

今後につきましても、未登記解消に向け、真摯に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

次に、ご質問の4-3についてですが、これらの未登記村有地につきましては、さきにお答えしておりますとおり、相続が進まず未登記となっている案件が多く、課題となっており、引き続き専門知識を有する団体等と連携しながら未登記の解消に努めてまいります。

なお、ご質問の5については、村選挙管理委員会より答弁いただきます。

以上となります。

教育長（高橋澄子君） 読書推進にということで、教育委員会からご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問3-1、11月に実施された読書推進についての意見交換会の評価、今後の取組についてお答えいたします。

村生涯学習課では、第6次総合振興計画の社会教育分野での施策「読書の推進」の取り組みの一つとして、お知らせ版やLINEへ告知して参加者を募り、11月14日に読書推進についての意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、こあら号の活用拡大について、乳幼児健診などでの絵本の読み聞かせについてなど、様々な意見や提案を共有して議論することができました。読書をテーマとした思いを参加者が直接、話し合えたことは成果であったと認識しています。

なお、平日、日中の開催であったためか、参加者が4名の図書ボランティアと村民1名のみと少なかったことが課題となりました。

今後の読書推進については、今回の課題も踏まえながら、検討してまいります。

なお、村教育委員会といたしましては、現在、行っております各種の事業の充実をこれからも図ってまいります。

次に、ご質問3-2、こども議会での図書館建設の提案を受けて、読書推進に関する継続的な議論の中での検討についてお答えいたします。

本年2月に開催されたこども議会で、「図書館を造ってはどうか。」の質問があり、「図書館を造るためには、多くの費用が必要であるため難しいと考えている。」という趣旨の答弁を行いました。現在においても、新たに図書館を建設することは難しいと認識しております。

引き続き、交流センターふれ愛館内にある図書コーナーの充実を図るため、図書ボランティアのご協力をいただきながら、新書購入や既存図書の整理作業等を進め、村民にとって利用しやすい読書環境を整備していきたいと考えております。

次に、ご質問3-3、役場ほっとコーナーを含む公共施設等への本の配置、併せて村づくり施策としての読書推進の位置づけについてお答えいたします。

本定例会に提案されています第7次総合振興計画（案）の中で、読書環境の充実を含む生涯学習活動の推進により、交流の促進や地域全体の活性化につなげていくことを基本計画として掲げております。

また、公共施設等への本を配置状況として、交流センターふれ愛館に加えて、現在、スポーツ公園管理棟内にもスポーツや健康関連の本を配置しております。

公共施設等での読書は、村民がその施設を訪れる主な目的ではなく、待ち時間や空き時

間などに本を手にして、隙間時間を埋めるためのものと思われます。本を読みたい方や本を借りたい方は、ぜひ本村の読書推進の拠点であります交流センターふれ愛館の図書コーナーをご利用いただければと考えております。

以上です。

選挙管理委員会委員長（伊東 利君） ご質問の5、投票率向上と住民参加を広げるための投票の在り方についての5-1から5-3について、関連がありますので、一括してお答えいたします。

村選挙管理委員会の集計によりますと、令和7年の村議会議員一般選挙の投票率が58.01%、前回の令和3年が66.02%であり、8.01%低下したという結果でありました。また、令和6年の村長選挙の投票率は56.05%でありました。

年代別投票率を見ますと、全ての年代の投票率が低下しておりますが、特に10代及び30代から50代の投票率の低下が大きいようであります。これは、避難生活の長期化により、村外に生活の拠点が定着したことが要因ではないかと考えております。

投票率向上への取組、投票環境整備といたしましては、震災以降、村政選挙については、投票期間を通常5日間であるのを、3日延長し、8日間とすることや、震災前11投票区あった投票区を1つにし、村が開設している投票所であればどここの投票所でも投票ができるようにしていること、さらに、村民が多く避難している福島市や南相馬市で、休日に合わせて投票所を設置するなど、投票環境の整備に努めてまいりました。

また、広報周知にも、震災以前は行政区長を通じて選挙公報等は各戸に配付されていたものを、震災以降は居住実態に合わせた世帯ごとに選挙のお知らせや選挙公報を郵送するとともに、公式LINEやホームページにより投票を呼び掛けることも実施しているところであります。

今後も、このような取組を継続するとともに、他自治体等の取組の事例を参考に投票環境の整備を検討してまいります。

また、村づくりへの村民参加と、有権者の選挙権の行使は別であると考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） ご答弁ありがとうございます。

では、再質問に入る前に、先ほど私発言の中で、一般質問を終わりますという形で言ってしまったものですから、申し訳ございません。第1回目の質問を閉じるということでご理解いただければと思います。

再質問に入ります。

まず1点目、デイサービス、ショートステイの再開についてであります。これは、実は令和7年の3月定例会の一般質問において、お二方の議員から同様の質問がございました。そのとき村長のほうから回答があったのが、現在関係機関と協議し、村内事業者によるデイサービスや訪問介護の実施に向け準備を進めているという答弁が、議員2人に対してございました。それがあったものですから、今回その進捗状況等を含めてお聞きしたいと思って質問したわけでありました。

まず、3月以降どのような検討、今回でいくと、検討よりもっと前の実施に向け準備を

進めているのか、ご回答をお願いします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

4月以降の動きとしてということではありますが、まずは現状サービスを提供している人数、どれだけの方が利用されているのか。そういったところを、改めて洗い出しをさせていただいている状況もございます。

その中において、今村内において、先ほど答弁にありましたように、人材不足によって、もともと事業所として開いていただいたところの再開についてはなかなか難しいという現状にはございますが、それを補完するためのサービスを継続するための部分について、利用者の人数であったりそういったところについて整理を図ってきたところとなっております。

現状、サービスの提供状況としては、先ほどお話ししましたとおり、村外の、主に川俣の事業所のほうに、デイサービスの事業としては担っていただいているという状況にございますが、利用の人数としましては、1日当たりの平均として捉えますと、大体2人程度の人数となっております。程度と今申し上げましたけれども、その人数だからいいということで今お話ししているわけではございませんで、平均すると2人の利用があると。利用者の人数としては、20名弱という人数がデイサービスとしてそちらに通われているという状況になってございます。

村の中での再開については、くどく申し上げて申し訳ございませんが、今の現状としてはなかなか難しい状況にあるというのが、現在も変わっていない状況ではございますが、この再開を目指すために人材の確保を、福祉会としましては継続して様々なチャンネルで採用の募集を行っている状況と伺っておりますし、村のほうとしても、介護初任者研修の補助事業等を村民向けに案内しながら、少しでも介護人材、そちらのほうに目を向けてもらえる方々を増やしてまいりたい、このように考えているのが現状となっております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時48分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

議長（佐藤眞弘君） 2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） では、引き続き再質問に入りたいと思います。

デイサービス、ショートステイの再開についての再質問であります。

重ねてになりますが、3月の定例会において、村、村内事業者によるデイサービスや訪問介護の実施に向けた準備を進めているという答弁がございました。すごく私も期待した答弁でございました。これは、やはり事業所の村外依存から、やはり村内で管理できるような体制に村が進めたいのかと、そういう思いで聞いておりましたが、今回の答弁

を見ますと、過去の質問に対する答弁と同じようなこと、答弁を受けております。

確認になりますが、3月にあった答弁、実施に向け準備を進めているというこの村の姿勢に変わりはないか、再度伺います。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

3月の時点の答弁、進めていると、どういう意図だったのかということでございます。

村のほうとしては、震災前に当然サービス事業所としてあったものでありますから、村民の声としても、以前あったものについて、村のほうで再開してほしいという声、これはあると思われま。

ただ、先ほど答弁申し上げたとおり、現状前に向けて、前向きに調整、検討は進めているところでありますが、壁としてぶつかっているものと、介護人材の部分であったり、もろもろの部分があって、先ほどの答弁とさせていただいているところです。

引き続き、その再開がすぐすぐできないということもございますけれども、村に帰村されている方々のサービス量を、維持もしくは前進することができるように、近隣の事業所等々と引き続き調整をさせていただいて、サービス量の増加、維持に努めていきたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） このデイサービス、ショートステイに関しましては、国からのお金を基に、そこまでの移動の経費の補助とか、様々な支援が入ってくるわけでありま。その上で成り立っている事業であります。

今度復興創生期間の第3期ということで、そうすると、また4期、5期という形の中で、この国からの支援がずっと続くという確定が現時点である、ないとは思わん。確定ではない中で、この復興3期の中で、今後村としてどのような計画の下、この介護体制について検討していくのか、その方針を伺いま。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

一部重複することもあるかと思いますが、お話し、おただしありましたように、今現在再開できていないサービスについては復興予算、国の補助金等を活用しながらサービスの維持に努めさせていただいているところとなっております。

当面、再開するまでは、国の支援の継続について要望のほうを進めていきたいと考えておりますし、国のほうからは、どの時期に、どういうふうにする再開のめどを立てていくのかというのは、これは都度確認されているところでありま。その上で、村としては前向きに、再開に向けて進めていく。もしくは再開ができなかったとしても、それに代わるサービスというのは、どういうことができるのか。そういったものも含めて検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 先ほど答弁の中で、現段階では国の財源が確保できていることから、東京電力への財政支援の要請の考えはございませんという答弁がございました。

先ほどの、国の支援の下動しているところの中で、やはり今後東電、東京電力からの支援も含めて、あらゆる財源を確保する上で、もう、すぐ検討に入っていかなければ

ば、この5年後なり数年後の対応が遅れてしまうのではないかと、そう思いますが、この東電との財源負担について、喫緊打合せや検討をする機会を設ける予定があるのかどうか伺います。

村長（杉岡 誠君） 東電に対する財政支援というお話がありますが、そもそも東京電力は私たちに対して支援をする立場ではないというふうに思いますので、何かかにかがあったとしても、村として東京電力に対して要求することはあると思いますが、支援という形ではないだろうというふうに思います。

なお、答弁としては、先ほどの第1回目の答弁のときに申し上げましたが、現段階においては、財政的な云々をこの介護サービス等に対して求める考えは現在のところありませんし、また今おっしゃっていただいたような、何かの協議をする場についても、今のところ検討はしておりません。

以上になります。

2番（横山秀人君） 分かりました。

様々な事情があるからこそ、なかなかその村内による体制ができないということは、もう十分に分かっております。

ただ、今後高齢化が進む中で、もう地域の方とかある程度目に見えてくるわけです。だんだんだんだんと皆さんお年を召して、なかなか村外に出るのも大変なんだろうなということをおもっております。ですので、ぜひ村内にできればいいというのが思いでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2項目め、農業基盤整備事業の修繕対応について再質問いたします。

まず、どのような修繕要望が村のほうに届いていて、そしてどのような手順の下、その対応を行っているのかについて伺います。

建設課長（高橋栄二君） 要望ということでございますが、様々な要望がございます。中には、地権者と耕作者の営農の仕方の違い等から要望もありますので、より丁寧に対応していく必要があると認識をしております。

2番（横山秀人君） この実際に設置した用排水路が、不都合があるとか、あとは暗渠の水口が壊れて排水ができないとか、そういうこの基盤整備をやったんだけどちょっと不都合があるという、その要望について、またその修繕手順について、再度質問いたします。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備で行った工事というか整備の不都合等についてということなんですが、地権者と耕作者の営農の仕方が違ふとかという部分もあつたりして、用水路を排水路にできないとか、そういった要望なんかもあつたりしますが、一度整備をしているという部分についてはその基盤整備促進事業、国費を活用した部分では、2度投資はできないものというふうな認識をしております。

2番（横山秀人君） そうしますと、例えば水が逆流して、水がたまってしまっている水路があるとか、そういうときには設置状況が、設置した時点ではよかったのかもしれませんが、その後沈んでたまっちゃったとか、そういう形の修繕に関して。あと、あつたのは、先ほど、重ねてになりますが、暗渠の排水口が壊れて排水できない状況である

という形の声。そのようなところに関して、村としてどのような形で修繕していくのかという問いであります。

建設課長（高橋栄二君） そういったところ、もしあるのであれば、建設課のほうでまずは取りまとめをさせていただいて、どのような対応ができるのかという部分について検討していくようになるのかというふうに思っております。

2番（横山秀人君） あと、今回の答弁の中で、修繕に関しては受益者、農家なり耕作者になるのかと思うんですけれども、その方たちが直していくということはもう十分分かりました。

ただ、今回整備して、この不都合があるかないかというのはつくってみて、例えば1年後、1回、2年ほどつくってみて、きちんと動いているとか、けれども2年やってみたら途中でやはりこの水路が沈んだとか、いろいろな事情で修繕対応が必要なものが出てくるのではないかとこのように思っております。

例えば、作付2回終わるまでは、その修繕に関しては村が施工主として修繕をします。ただ、3年目以降は農家の方の負担になりますという形で、明確な保証期間のようなものがないと農家の方も不安なのかと思っております。そういう意味で、いつまでこの修繕に対して村が責任をもって対応して、いつ以降は、今度は受益者が対応するのか。その期限を決めることが大事だと思うんですが、この期限を決めるということに対してお考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） ご質問2-2のご答弁で申し上げましたが、使用者による義務といえますか、メンテナンスのほうをお願いをしているという部分がございますので、村としては多面的機能支払交付金、あるいは、場合によっては中山間地域等直接支払交付金、こういう事業費の手当てを、協定集落を通してでありますけれども、させていただいておりますので、こちらのほうで通常のメンテナンスをさせていただくという方針があります。

いつからいつまでということではありますが、基本的に基盤整備促進事業の施行が終わりましたら、これは終わりましたということで、ちょっと引継ぎの手続きがどうなっているのか私承知はしておりませんが、使用可能な状態になった時点から、それは使用者のほうでの責任分担に代わるものと、その代わり予算立てといえますか、その費用負担については村のほうで、国のほうの事業を使って手当てをしているということでご認識をいただきたいというふうに思います。

なお、ご質問の中で、保証期間というお話がありましたが、これはいかなる事業についても単年度成果主義というのがありますので、工事による瑕疵があった場合については、事業者なりこちらの、村側の責任があると思っておりますのでそれは対応させていただきますが、一定程度の成果がしっかり確認できたもの、瑕疵ではないと認識されるものについては、今申し上げたとおり、使用者のほうで基本的なメンテナンス、管理をしていただくということでもあります。

また、使用者のほうでのメンテナンスの中には災害とか、あるいは過度な水が流れたとか、壊れたとかっていうことの報告ということもありますので、村のほうに適切にご報告いただいて、場合によっては建設課あるいは農政のほうでも現場を確認するというこ

とはあるというふうに考えているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 分かりました。

では、今後の対応方針としましては、基盤整備事業で不都合があった場合は役場のほうに申出るというのがまず1点。先ほど課長のほうからありましたけれども、まず1点と。そこで、その状況が、瑕疵があるものに関しては村のほうで直す、瑕疵がないものに関しては住民の、農家の方が直すという、この線引きでよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 基本的に、水路とか暗渠についてもそうですが、そのものの構造を変えるということであれば、これは直すという行為ではありませんので、ちょっと欠けたり、そういうところを埋めたり、水溝を見て中の水詰まりをとるとかというのは、構造を変える行為ではありませんのでそれは問題ありませんが、例えばU字溝そのものを交換するとか、そういうことについてはすべからず村のほうに申告をいただいて、どういう手当てなりどういう事業なりであるかというのは、村としての判断が必要になるかというふうに思うところです。

以上です。

2番（横山秀人君） 今回明確な方針をお聞きできましたので、ありがとうございます。

続きまして、質問の3であります、読書推進について伺います。

11月に飯館村読書推進についての意見交換会が行われ、先ほど教育長のほうから、参加者が直接話し合えたことは成果があったと認識をしているという、本当にやってよかったという方の評価がありましたけれども、この答弁の最後までちょっと読んでみても、今後そのような意見交換会を行う予定なのか、それとももうこれをやらないのかというのが、はっきり回答がなかったものですから、再度こちらについて答弁を求めたいと思います。

生涯学習課長（山田敬行君） 読書推進についての意見交換会のご質問であります。

意見交換会につきましては、私も出席しまして、参加者の中から率直な課題なり要望、提案がなされました。その中で、できるものを課として、担当課としては実現に向けて検討していきたいと考えております。特に本を買った、新書のPRなり、どんな本があるのか、その辺が足りないのではないかとご指摘がありましたので、その辺、工夫はしていきたいというふうに考えております。

今回意見交換会を継続的に行うのかということにつきましては、答弁にもありましてしており、参加者が、図書ボランティア以外の方が少なかったということもありますし、お一人から、会に出席できないけれどもこういったのはどうかということで、書面で頂いたケースもありました。この辺も踏まえて、開催については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 今のお話をお聞きしますと、書面でも思いを伝えたいという方もいらっしゃるということでもあります。

この平日、日中というところで人数が少なかったかもしれませんが、これが対象者を、

学校の先生とか、PTAとか、ある程度広げることによって、村全体の読書意識の検討の場が、読書推進の検討の場ができるのかと思います。これは今後検討されるということなので、ぜひまたこういう場を、村民も含めてそういう場をつくっていただきたいと思っております。

続いての質問になります。

先ほど、教育長のほうから、読書推進の拠点である交流センター、ふれ愛館の図書コーナーをぜひ利用していただきたいということでございました。本当に私もあそこはきれいに、きちんと整理されているのを見ますと手に取ってみたいと思いますが、実は土日が休みであります。

やはり子供と一緒に借りるっていうのはなかなか、平日は難しいのかと。また、会社にお勤め等の方も平日の夜、5時半で閉まってしまいます。5時15分か、閉まってしまいますとなかなか行けないのかと。そう思ったときには、やはり土日開館してこそ、この読書推進の拠点と言えるのかと思っております。

一案として、例えば村民の団体に土日の開館業務、特に図書業務を委託するなど、本に触れる機会の場を広げるということも考えることができるのかと思っております。これについて、そのようなことも含めて検討していく予定なのかお聞きします。

生涯学習課長（山田敬行君） 読書推進環境の拠点である交流センター、土日が閉庁している。夜も、平日も5時15分で終わりという中で、今後そういった声といいますか、やはり私たちのところにも、土日開けてもらえないのかということはお伺いしております。

なお、土日の貸し館、いわゆる交流センターを会議とかイベントで使う部分については3年前から職員が貸し館業務として対応しておりますが、今のところ図書館については、そういう個別に特化した部分については対応しておりませんでした。

今横山議員からあったとおり、図書ボランティアの方、その辺もつけてやるのか、そういった意味では予約のない中で開けておくか、その辺も、今のところ生涯学習課の職員の中で対応できるか、その辺もひとつ読書を、読む機会の向上につながる部分としては検討していきたいと思いますが、今この時点で実施するというふうには言えませんが、検討していきたいと考えております。

2番（横山秀人君） 分かりました。継続して検討するということとご回答いただきまして、ありがとうございます。

もう一つ、現時点で土日が開館できないということであれば、質問の中でもあったとおり、例えば土日やっている道の駅とか、様々な本に触れ合える場というのが、まずは先行してできることなのかと思っております。役場のほっとコーナーもそうですし、道の駅もそう、ビレッジハウスもそう、これはふれ愛館を補完するという意味で、ここに文庫を設置する等が、より村民が触れられる機会が増えると思っております。

この答弁の中には、改めてそのような文庫的なものをつくっていくという答弁はなかったんですけども、改めてこのすぐに対応できる方策として、文庫等の計画がすぐ実行されるのか、それともまだ検討段階なのか、再度質問いたします。

生涯学習課長（山田敬行君） ほかの公共施設に本を配置できないかというご質問であります。

基本的な考え方は、本を読むことが目的な方はまた交流センターのほうにお越しただければという考え方です。

ただ、ご質問にあったとおり土日等がないということであれば、本を読む機会を増やすということについてはそのとおりだと思いますが、ただ本を配置して終わりではないと  
いいですか、置いてそれで終わりという考え方ではないのかというふうにも思います。

今後、その配置によって読書推進が進むなり喜ばれるということであれば、その辺は検討する余地はあると思いますけれども、各、それぞれが所管している公共施設の担当とも調整が必要になってくるのかというふうにも思いますので、繰り返しになりますが、その辺は生涯学習課、教育委員会だけで決められないものもありますので、その辺を、スペースなり人の配置、その辺は難しいと思いますが、読むスペース、その辺もあると思いますので、検討していきたいと思います。

2番（横山秀人君） 一般質問で読書推進について議論できるというのは本当に素晴らしいことだと思いますし、これのきっかけは、先日公募した上で意見交換会を行ったことだと思うんです。ですので、今後も、村民も含めたそのような検討の場を引き続きつくりたいと、そう要望いたしまして、この読書推進についての再質問を終わります。

続きまして、4、未登記村有地の解消と国・他自治体の動向を踏まえた早期対応について質問いたします。

まず、質問にもありますけれども、この未登記村有地に関する村の財政的リスク、将来の負担とか、あとは事務負担の増大についてどのような危機感を今持っていていらっしゃるのか。当初の答弁の中にはその記載がなかったものですから、再度確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 未登記の村有地に関します財政的リスク、それから将来等の負担、こちらについては村としても深刻な問題というふうに捉えております。

過去にも何遍かご答弁申し上げておりますが、村で未登記になっている部分について、1,100筆ほどあるというところが、その分についてはお話を申し上げましたし、またそれらの未登記になっている理由というのが、いわゆる過去の古い登記で、やはり所有者が分からない、あるいは相続がもう登記されていなくて、本当に権利がある方が非常に広がってしまっているという、そういった状況があるものですから登記が進まないというところがありまして、このような部分、いわゆる、あくまでも村の財産でありますので、強いて言えば村民全体の財産、その部分の管理がどうしてもしっかりされないということになりますので、この分についての財政率、それから将来のいわゆる負担、ますます時間が経過すれば登記が進みにくくなるというのはご承知のとおりでございますので、そういった部分については協議して持っているという状況でございます。

2番（横山秀人君） 将来どのような、公共事業に対して行うときに、何か弊害があるのかと考えたときに、昨日高橋孝雄議員から国道399号線の整備、そして整備要望と、それに対して村長から、県のほうではある程度認識はしているという答弁ございましたが、これ実際、例えば予算がついて、いよいよやろうかといったときに、例えば村道接続部分のところ未登記があったと。そしたら、そこを賠償するには、そこでまた相続調査が入って、することによって、ルート399号線の整備が遅れてしまうというリスクもあるのか

と。

これは、昨日佐藤八郎議員からあった、高速道路から村のセンターに対してのバイパス道的な道路整備に関しても同じであります。せっかく予算ついたのに、未登記が事情でできないと。その土地の所有者がうんと言わなければ道路整備が遅れるということは現在一つありますけれども、皆さん御存じのとおりだと思うんです。

ですので、例えば優先的に今国に要望を出している国道399沿い、また高速から道の駅にかけての道路のところに関しては優先的に調査して、この未登記を解消するんだと。それは、そのときにすぐ対応できるようにという思いの下でやっていくと。そのような、もう事前に準備をするという計画に関しては、やはりきちんと村が、意見が、要望があったから対応するじゃなくて、計画的にやっていかなければ対処し切れないのかと思っております。

その計画的に未登記を解消するという計画が、今まだ立っていません。これを今後立てる予定はあるのかどうか、再度伺います。

総務課長（村山宏行君） どの路線を優先的にやる、そういったことの計画というのは、具体的にはありません。

ただ、村としましては、そういった登記に係る予算というのは、震災前はほとんどついていなかった。いわゆる事務方職員が仕事の中、業務の中で登記事務を行っていた。そういう状況から、そうではなくて、やはりプロの力を借りながらということで、ここ近年は毎年1,000万円以上予算をつけて、そしてそういった道路関係、そちらを優先にはやっておりますが、そういった直接の道路の改良ですとかそういうところにつながる部分を優先的に行ってきたというところでございます。

ちなみに昨年、令和6年でございまして、予算的には1,470万円ほど分筆のほうにはかけて、そのぐらいの村としても経費をかけながら、努力をしながら登記のほうは進めているという状況でございまして、明確な、どの路線からというところは、計画には持っておりませんが、そういった即時の対応というところを優先に置きながら対応しているというところをご理解いただきたいと思います。

2番（横山秀人君） 今回の質問を作成するに当たり、ほかの自治体ではどのような対応がとられているのかということ調べたところ、過去にはいろいろあった上で今登記されていないと。ただ、現実問題もう道路敷になっているところから、現在の消費者からその部分の贈与を受けて、すぐ直せるところは直していくという事業を行っている市町村もございまして。また、先ほど答弁にあった、誰が所有者か分からないといった場合にも、国の事業とか様々な対策をとって、早く、一つでも早く登記していくというところもございまして。ですので、それらの自治体の状況を見ますと、やはり計画的にこの未登記を解消するんだという思いの下、計画をつくっていると感じております。

今現時点では人が足りない中、どうしても来たら、ここ直っていないよと、これ直すべきだよっていう形で、受動的にやはり今なっているのは致し方ない。ただ、やはり計画的に進めるんだということで、計画を立てることをしていかないと、なかなかこれの解消に向けては時間がかかってしまうのかと。その結果、先ほど総務課長からあったとお

り、費用も増大するし、職員の負担も増えていくということでもあります。

こちらに関して、重ねてになりますが、本当に、何ならお願いに近いんですけども、村民の方も、この未登記がゆえに土地の売買ができないという声も聞いています。村民にも影響が出ているところがあります。ぜひ計画的に進めていきたいという思いをもって、この質問については終わります。

続きまして、最後、5点目について質問いたします。

選挙の投票率に関してであります。

この質問は4年前も、この12月定例会で質問した経過がございます。もちろんそのときも本当に様々な事業を展開して、投票率向上に向けて頑張っていくんだという回答がございました。

今回、具体的な、ちょっと投票できなかったというお話を聞きました。それは何かというと、入院している方が病院のほうに言ったところ、1日前とか、その期間中に言ったところ、うちの病院では2週間前に言ってもらわないと対応できないんだというお話がございました。だから、やりたかったんだけどもできなかったっていう形でのご連絡があったんですけども、今回、前回から含めて少し下がってきているわけですが、今この投票しなかった理由、また投票できなかった理由というのを調査してみたいかと思いますが、そして、どのような仕組みがあれば投票に行くんだとか、投票の可能性が上がるんだけどもとかっていう質問項目も設けながら、この投票率アップに、投票率、投票者を増やしていくという活動をしたほうがいいのかと思うんですが、こういう検討に関して、今後行う予定があるのかどうか伺います。

総務課長（村山宏行君） アンケートで有権者の意向を確認してはというお考えでございますけれども、投票しなかった理由とかできなかった理由というのは非常に答えにくいんだろうというふうに思います。

逆に、どのような施策があれば、どういったことをすれば投票しやすくなりますかっていう、そういう質問というのはやる機会を設けてもいいのかというふうに考えるところでございます。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

そうですね、改めて思いますと、なかなか理由を、それは各個人の考え方でありますので、投票する、しないは。ただ、このような形であればできたかなとかっていう思いを聞くのは、今総務課長からあったとおりでございます。本当にありがとうございます。

あと、投票行為というのが村づくりへの参加、村民参加と、何か私は結構関連性があるのかと思っております。それはなぜかということ、投票するということは、例えば村長選にしても村議選にしても、これからの飯舘村をその人に代理して頼む、託すっていう思いがあるわけですから、この村づくり参加への入り口なのかと、投票がです。ですので、投票率向上っていう形で動くというよりも、それも含めて、この投票率向上が一つの指標になって、これが上がることによって村づくりに参加している方が増えているんだと、そういう実感も湧くのかと思っております。

ですので、答弁の中では、村づくりへの村民参加と有権者の選挙権の行使は別であると

考えておりますという回答ではありましたが、この村づくりに関して、この投票率を上げるというのも村づくりの一つなのかと思っております。

学校においては、主権者教育という言葉で、この政治参加という形、投票についての学びもありますし、大学の授業においては、例えば地方議員はこんな仕事をしているよとかという授業もあると聞いております。ですので、これはやはり村づくりの一つの思いのあらわれが投票率なのかと思っておりますので、ぜひ大きな意味で、この投票率アップに対する対策を検討していただきたいと思っております。

それについて、村長、どのような思いがありますか。伺います。

村長（杉岡 誠君） こちらの答弁は選挙管理委員会としての答弁でありますので、村づくりへの参加と有権者の選挙権の行使は別であるというのは選管の答弁でもありますし、また私としてもそのように思っているところです。

ちなみに、私も公選の者ですし、過去においては選挙管理委員会事務局もやらせていただきましたので、よくよく公職選挙法等々を私は勉強させていただきましたが、選挙に関するものについては、選挙以外のことができるだけ入り込まないようにしなければならぬという、非常に大きな配慮をしなければならないし、場合によっては選挙法に基づいて制限をされておりますので、いわゆる、ちょっとおっしゃる意味が、なかなか選管の事務局側からしても受け取りづらいというふうに思います。

例えば、過去において11投票所があったときに、その投票所に行く足がないということで、送迎ということが考えられるのではないかとというようなことが、選挙管理委員会、私事務局時代に検討したことがあります。それそのものも実は駄目だという回答があったことがあります。それは、密室の中で選挙行動をされる可能性があるということで、そういうことはしてならないと。選挙をする方の権利であり、また義務といえますか、その方々が自らその行為を起こすんだというような、そういう考え方がどうも公職選挙法の中にはありますので、そういったことに配慮しながら選挙事務については行っておりますので、そこを村づくり、ある意味自由に、議会との、皆様との議論の中で、執行権の中で実施していく村づくりとは、そこは明確な線引きをさせていただきたいというふうに思うところです。

結果として投票率等につながるのであればいいんですが、投票率を上げるために何かをするというような部分については、それは選挙管理委員会の専決案件だという考え方は私としても持っておりますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今の答弁、もちろん分かります。もちろん選挙管理委員会のところであれば、村づくりというのは別なのかと。今村長のほうから答弁がありましたので、これもほかの自治体の事例を出してもあれなんですけれども、子供たちに投票、役場や住民や議会などで、どうやったら村への関心を上げる一つの指標として、投票率をアップできるだろうかという、そういう検討の場を持っているところ、事例があると聞いたことがあります。何かそういう場というのは、選挙の投票率を上げるっていう目的以上に、みんなが集まって話すというところが村づくりにつながるのかと、そういう思いがあっ

たものですから、端的に村づくりと投票率アップという形で、私はつなげてしてしまいました。村長がおっしゃるとおり、きちんと明確に分けなければいけないところであります。

今回に関しては、また選挙は参ってまいります。そのときには、ぜひ先ほどあった10代、特定の年代の投票率が少ないということがもう数字上分かっていますので、より効果的なPR等をお願いして、今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（佐藤真弘君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（佐藤真弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、全員協議会は14時10分より開きます。

（午後1時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

飯 館 村 議 会 議 長      佐藤 眞弘

同                      会議録署名議員      高橋 孝雄

同                      会議録署名議員      渡邊 計



令和7年12月12日

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第4号）

令和7年第8回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和7年12月12日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年12月12日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和7年12月12日 午前11時37分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	7番 菅野 新一		8番 佐藤 八郎			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 大橋 未来	
地方自治法の 第121条によ りたためら れた者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理 者	荒 眞一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 眞	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 事務局 長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年12月12日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 4号 飯舘村議会改革特別委員会の設置について
- 日程第 4 議案第75号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第76号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第77号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第78号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第79号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第80号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第81号 飯舘村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第11 議案第82号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第83号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第84号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（洞の入ため池）請負契約の変更について
- 日程第14 議案第85号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大橋ため池）請負契約の変更について
- 日程第15 議案第86号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘東部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大吹ため池）請負契約の変更について
- 日程第16 議案第87号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（股田川ため池）請負契約の変更について
- 日程第17 議案第88号 深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第89号 飯舘村第7次総合振興計画につき議決を求めることについて
- 日程第19 議案第90号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 閉会中の継続調査の件
- 日程第21 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本日村長から、条例案件1件の追加議案が送付されております。

次に、議会運営委員会が、12月10日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、議員派遣についてでありますがお手元に配付のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第90号は、村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。

これは、国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正並びに県人事委員会勧告に基づく職員、特別職の給与及び県議会議員の報酬改定を踏まえ、村においても職員、村長等の給与及び議会議員の報酬について、県と同様に所定の改正を行うものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

### ◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時03分）

議長（佐藤眞弘君） 議案調査のため引き続き休憩します。再開は10時25分とします。

（午前10時08分）

### ◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発議第4号 飯館村議会改革特別委員会の設置について

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、発議第4号 飯館村議会改革特別委員会の設置についての件  
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番（佐藤健太君） ただいま議題となりました発議第4号 飯館村議会改革特別委員会の設  
置について提案いたします。

本村議会においては、平成30年9月14日に、飯館村議会改革特別委員会を設置し、議会  
改革の実現に向け、取組を行ってきました。

令和3年9月10日の本議会において、議会改革特別委員長の報告として、これまでの審  
議結果を報告し、調査、検討を終了したところではありましたが、報告の中では、今後も  
継続して議論を重ねていくとしていることから、今回設置する委員会においても、これま  
での議論を継承するとともに他市町村の状況を把握しながら、議員の資質向上と議会の活  
性化等に向けて議論をしてまいります。

設置の根拠として、地方自治法第112条及び飯館村議会委員会条例第5条により設置する  
ものであります。

調査の目的（1）飯館村議会申合事項の再検証、（2）飯館村議会議員の定数について、  
（3）飯館村議会議員の報酬について、（4）その他といたします。

なお、本特別委員会については、議長を除く9名の議員が議会の閉会中も調査を行い、  
委員会の任務が終了するまで継続するものといたします。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

佐藤健太君、自席にお戻りください。

これから発議第4号 飯館村議会改革特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって発議第4号 飯館村議会改革特別委員会の  
設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会改革特別委員会の委員の選任につい  
ては、飯館村議会委員会条例第6条3項の規定により、佐藤勝見君、横山秀人君、花井  
茂君、飯畑秀夫君、高橋孝雄君、渡邊 計君、菅野新一君、佐藤八郎君、佐藤健太君、以  
上の9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり決定しました。

なお、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎日程第4、議案第75号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第4、議案第75号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） では、補正予算について質問を2点行います。

ページ数でいきますと、19ページ、総務費の中にあります放送受信料についてであります。

説明で、平成23年からの公用車に係るNHKの放送受信料を遡って支払うというご説明でした。これについて、令和7年、当年度は実際どれぐらいの金額なのか質問いたします。

総務課長（村山宏行君） ご質問いただきました19ページの放送受信料ですね。報道等でご存じのように、公用車のNHKの受信料について支払わなければならないということがございます。

一応平成23年度から該当するんですが、村の場合は震災で避難ということがありましたので、平成23年度から平成29年の4月までは、減免期間という形になります。平成29年5月からということで、該当するものは20台ございます。

1年当たり平均しますと、25万7,000円ほどなんですが、令和7年度については、令和6年度に映した、これまではNHKに告知をしていなかったもので、いわゆる違反という形で全額請求になりました。平成27年度は何台ありますよという報告をしておりますので、1台目については満額なんですが、2台目からは半分の基準となるそうです。

令和7年度につきましては、全体では12万8,898円ということで、なお今後は公用車、ナビ等は必要かと思うんですが、テレビまでは必要ないのかなということで、可能な部分については、テレビ機能のない車両に交換をしていくということで考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。全国の新聞等報道を見て感じるものは、実際使わないのになとか、見ないのに何でお金取られるのかなという気はします。

そういう意味では、例えば法改正とか、放送法の改正とか、それによって公用車のナビに関しては取らないようにという形の、例えば市町村会とかから申出をする予定等、要望等の予定等がありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） そういった要望については、現在のところは予定はしていないところでございますが、ただ、ご指摘のように、全国自治体共通の課題だと思います。

なおかつ、これを個人で見ている方はありませんので、当然業務の中で災害時の情報であるとか、そういったことの取得のために見るという形になるかと思っておりますので、そういったことは今後の要望事項について検討していくことと考えているところです。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、2点目について31ページ、こちらは商工費の中の生活応援商品券事業についてであります。

この事業は、1人5,000円の商品券をやると、プレミアムがついて、8,000円の商品券等

をえると。そして、1人最大7セットを購入できるという事業でございます。

村民の方にお聞きしたところ、やはり家族が多いところ、例えば子育て3人、両親2人、5人家族でいきますと、17万5,000円が全部使い切る場合は必要になるし、そしてその期間も約8か月から9か月の間に使い切らなくちゃいけないということで、なかなか金額が多いがゆえに使い切りたいたいけれども、難しいかなという声もございました。

その声を受けて、例えば商品券の購入期間の延長、今現在は8月までで購入、9月までで使用終わりということではありますが、この延長について、ご対応可能かどうかについて伺います。

産業振興課長(松下貴雄君) 商品券の使用期限の延長があるのかということでございますが、今のところ9月末までの使用期限ということで考えておまして、今のところちょっと延長する予定はございません。

ですが、利用状況とか換金率を確認した上で、もし低い場合はその辺も検討する余地はあるのかなと思っておりますが、今の段階では、変更する予定はございません。

以上です。

議長(佐藤眞弘君) ほかに質疑はありませんか。

5番(高橋孝雄君) ナンバー2の15ページ、広葉樹林再生事業について、この作業の内容はどのような内容ですか。

産業振興課長(松下貴雄君) 今回広葉樹林再生事業ということで予算を計上させていただいております。

この事業につきましては、広葉樹林の伐採、皆伐ですね、皆伐という形での伐採の事業となっております。

地区につきましては、佐須と比曽と蕨平の3地区を予定しております。

以上です。

5番(高橋孝雄君) 内容としては、当然全伐をやって木を植えるのか、それとも残すのかな。

産業振興課長(松下貴雄君) 皆伐なので、全部伐採しまして、植林はしません。残った株から生えてきたものをあと再生させるということの事業となっております。

議長(佐藤眞弘君) ほかに質疑はありませんか。

8番(佐藤八郎君) 確認をしておきますけれども、19ページの総務管理費の需要費の修繕料、説明で草小ののり面という、ありましたけれども、どんな修繕をされるのか伺います。

総務課長(村山宏行君) 草野小学校の校庭のり面になります。校庭のところの一番端に側溝はあるんですが、側溝の部分からあふれた水が斜面のほうに流れて、洗掘されたという状況であります。現在は、応急処置で養生をしてブルーシートで侵食が広がらないような形にはしているんですが、その修繕を行うということで、今回このような工事費ということで計上しております。

場所につきましては、草野小学校に上がっていく、北側に向かって上がっていく道路、昔南工場ありましたけれども、そこの境というところでございます。

8番(佐藤八郎君) 側溝入替えを完全にするということですか。

総務課長(村山宏行君) 側溝入替えはございません。側溝のあふれた水が洗掘して、側溝の

下をけて土砂が流出した格好ですので、まとめて盛土をして修景をするということです。  
8番（佐藤八郎君） 23ページの自立支援居住系サービス給付費が利用者が増えたということ  
でありますけれども、これ二、三年の推移はどのようになっているか、また、給付の内訳  
はどのようなものか。

健康福祉課長（今野智和君） 23ページの自立支援給付費の中の居住系ということで質問を受  
けていますが、中身としましては説明申し上げたとおり、利用者の増ということにはなっ  
てございます。

ここ二、三年の推移ということでございますが、障害者の施設、待機者がそれなりに多  
いということもあって、大きく変動というのは基本的には、極端な増というのは見込めな  
いところではあるんですが、今年度においては利用者の増と、あとは請求関係で、過年度  
に請求するものを、次年度に請求誤りのために事業所からの請求があったということも重  
なりまして、今回増の予算とさせていただいたところです。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうすると、待機者が多いのが対応されて、急に増えたという、給付内  
容がどう変わったとか、そういうものではないということですか。

健康福祉課長（今野智和君） 給付の内容が変わったということではなく、利用者の増に伴う  
ものが主な要因となっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 29ページに、農業系の汚染廃棄物処理、これ組替えだそうですけれども、  
これ量はどのぐらいで、稲わらの放射線量はどのぐらいあったと報告されていたんでしょ  
う。

産業振興課長（松下貴雄君） 農業系の廃棄物処理の部分でございますが、前回9月補正で上  
げさせていただいた部分でございますが、ちょっと村のほうで委託ではなきゃ駄目だとい  
うことだったので、今回12月補正で組替えをさせていただいているところでございます。

今ほどありました量でございますが、約30トンほどの量があるということでございます。  
実際線量につきましては、詳細な線量は測ってはおりませんが、それほど高いものでは  
ないのかなと想定をしているところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そういうのは測っていないとすれば、線量値は分からないけれども、震  
災前からのあったもので、汚染されただろうということで処分しようということでの事業  
だということですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 一応廃棄物につきましては、屋根のかかっている倉庫に保管し  
てありまして、やはり放射性物質の心配があるということでの、今回の事業となっている  
ところでございます。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

4番（飯畑秀夫君） 資料ナンバー2の17ページ、18款繰入金2項基金繰入金についてお伺い  
します。

17ページの公共施設等整備基金繰入金、野外運動場空調設備設置設計業務とありますけれども、これについてお伺いいたします。内容をお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 今回歳入で見込んでおりますのが、公共施設間の基金の繰入れということでございます。

内容は、希望の里学園の体育館、こちらのほうに空調機、エアコンですね、具体的にはエアコンの整備を予定をしております、その設計業務という形になります。

なお、今回370万円ほど予算要求しておりますが、国のほうの申請には必要ということで、設計業務で上げております。

事業が決まりましたら、この設計費の部分についても補助の該当になって交付されるという情報を得ておりますので、今回は一時的には村の公共施設のほうから出しますが、後々補填されるものと考えております。

4番（飯畑秀夫君） 体育館のクーラー設備等の設計業務ということで、地震等災害が結構ありますので、地震、津波等で住民が避難するとき、体育館を使って、夏場体育館に避難したら暑かったという事例がありますので、その中でやっぱりクーラー設備等は必要となってくると思います。

その中でまた、結構電気高騰、燃料費高騰で電気代もかさむと思うんですけども、これと同時に屋根のほう、周りのほうに太陽光発電等必要かなと自分は思うんですけども、太陽光発電パネルの設置等も設計等に入っているのかお伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） ただいま議員のほうから設計の中に、再生可能エネルギー、太陽光パネルの設置等に関しての検討が入っているかということですが、今回の調査業務の中には、おっしゃるような再生可能エネルギーの検討についてもするようにということでの仕様となっておりますので、併せて検討する予定となっております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 検討するということなんで、これぜひ必要なものなので、太陽光発電、またプラスして蓄電できるものがあればよいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

2番（横山秀人君） 議席番号2番 横山秀人です。

今回の補正予算について賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算のうち、物価高騰対策及び商工業支援について申し上げます。

これまで、村民や商工業の皆さんとの対話を通して、各議員及び議会として、プレミアム付商品券も含めた様々な支援策を提案してまいりました。今回、村が自主財源を利用し、プレミアム付商品券事業を提案されたことは、議会の役割が1つの実を結んだものと受け止めております。執行部のご判断に感謝申し上げます。

あわせて、今後大事なことは、この商品券ができるだけ多く、そして無駄なく活用され

ることです。村民の皆さんの商品券購入率、使用率を可能な限り100%に近づけていく工夫が必要だと思います。

現在の計画では、購入期間は来年8月まで、使用期間は9月末までとなっております。物価高騰が長期化するとの見方もある中で、村民の皆さんが家計の状況に応じて、計画的に購入し、安心して使えるよう期間設定や運用方法について、必要に応じて柔軟に見直していただきたいと思います。

本事業は、将来的に国からの交付金が入る可能性はあるものの、現時点では村の判断で進められる事業であります。だからこそ、行政と議会が連携し、村民の声を丁寧に酌み取りながら、より使いやすい制度となるよう工夫を重ねていただくことを要望いたします。

以上申し上げ、当補正予算案に賛成する討論といたします。

議長（佐藤眞弘君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第76号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第5、議案第76号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第77号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第6、議案第77号令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第78号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第6、議案第78号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第79号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第8、議案第79号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第80号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第9、議案第80号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第81号 飯館村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第10、議案第81号飯館村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第82号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第11、議案第82号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第83号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第12、議案第83号飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第84号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(洞の入ため池)請負契約の変更について

議長(佐藤眞弘君) 日程第13、議案第84号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(洞の入ため池)請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第85号 営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(大橋ため池)請負契約の変更について

議長(佐藤眞弘君) 日程第14、議案第85号営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(大橋ため池)請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第86号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯館東部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大吹ため池）請負契約の変更について

議長（佐藤眞弘君） 日程第15、議案第86号営農再開支援水利施設等保全事業（飯館東部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大吹ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第87号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（股田川ため池）請負契約の変更について

議長（佐藤眞弘君） 日程第16、議案第87号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（股田川ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第88号 深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約の変更について

議長（佐藤眞弘君） 日程第17、議案第88号深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第89号 飯舘村第7次総合振興計画につき議決を求めることについて

議長（佐藤眞弘君） 日程第18、議案第89号飯舘村第7次総合振興計画につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） では、第7次総合振興計画の計画について質問いたします。

まず初めに、第7次総合振興計画をここまでまとめてこられた委員の皆さん、そして、職員の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

本日は、この計画を村民の皆さんと一緒に動かしていくために、必要と思われる4つの点について質問いたします。

まず1点目、第6次総合振興計画の評価の公表についてであります。

第7次総合振興計画を策定する前提として、第6次計画の評価が必要であります。どの事業が目標を達成し、どの事業がどのような理由で達成しなかったのか、さらにどの事業を第7次につなげるのか、こうした点についての整理と評価が必要であります。

第7次計画では、専門部会や職員での振り返りを行ったとの説明はありますが、計画書からは具体的な内容が分かりません。今後、第7次総合振興計画の策定の基となった第6次総合振興計画の評価書を公表する予定があるのか伺います。また、予定がある場合は、いつ、どのような方法で公表するのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画のこれからの運用に当たって、まずは第6次総合振興計画の評価の部分について公表していくのかという設問でございます。

これにつきましては、今まで各年度それぞれ評価をしてきながら進めてきたところでございますが、今般7次総合振興計画策定に当たっては、専門部会等々、そういった中身、評価の中身を見ながら、7次総合振興計画でどういった内容にしていくのかということで検討してきたところであります。

今のところその部分について、7次総合計画の計画段階で十分に検討していただいたということで思っておりましたので、公表するということは今考えていなかったところでございます。

以上でございます。

2番（横山秀人君） 第7次総合振興計画の68ページをご覧くださいませいんですけれども、その現状と課題の中に、ある文章、すごく大事だなと思って、今ご紹介しますけれども、事業の成果を公表することが、行政運営に対する村民の理解と信頼を得られるといった趣旨の文が記載されております。

それを受けて、次ページの村の取組として、開かれた行政運営と情報発信の充実を進めると書かれております。少なくとも第6次の策定委員会の方々が思いを込めて策定した計

画であります。重点業績評価指標ごとの達成度や、主な課題等一覧表にして公表することは、村の責務と考えます。

村民からの信頼を得るためにも、公表すべきと思いますが、もう一度検討いただけないか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） もし私不足する部分があれば、担当課長のほうから補足をさせていただきますが、今回第7次総合振興計画の構成については、改めて第6次総合振興計画の後期計画と同じように、実は4段階になっているというお話をさせていただいております。

基本構想、基本計画という、1、2というのがあって、それに基づいて各事業の根幹となる実施計画というのが3段階目、そして4段階目に各種事業となりますので、今議員おただしの部分は、各種事業の評価そのもののお話になりますので、これは計画そのものの評価というよりも、計画の前段階ですね、様々な事業の個別の評価というものがまずあって、その上で実施計画として述べられていた施策の方向性、方針が正しかったのかどうか、あるいはそれを総称しての基本構想や基本計画が6次総の後期計画の部分についてどうだったのかというようなお話かと思えます。

実施計画、あるいは各種事業については、毎年度決算特別委員会の中で皆様にご議論いただきながら、お話をしておりますので、その中でK P Iということで、成果指標、ここ3年間ぐらい設けてきておりますが、実は私としてもこれはちょっと少しテスト段階といえますか、職員もなかなかK P Iそのものを明確につくるということを数十年できておりませんというか、やっておりませんので、6次総の中でそれを工夫をしながら7次総につなげてくるということですので、必ずしも数字的なものが6次総の全体の評価そのものではないだろうなど、要は目標値そのもの設定が正しかったのかどうかという議論はあるかと思えますけれども、その反省を踏まえて、7次総が今回構成されているとお見込みいただければと思います。

ですので、公表というのがどういう形かは分かりませんが、少なくとも決算審査特別委員会の中での議論の俎上には上がるということは、これまでと変わりませんので、そこは公表に近い形になるのかなと思います。

その上で、6次総の基本構想、基本計画そのものがどうだったのかという議論についてはちょっと庁内的には私も指示をしておりませんので、どういう形がいいかというのは来年の決算審査までの間に検討させていただきたいなと思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今の村長のご説明で、これから基本構想、基本計画について、第6次の評価等を見ていくというお話がございましたので、決算審査のときにそれを拝見したいと思えます。

では、2つ目の質問をいたします。

第7次総合振興計画を毎年どんな事業として、動かしていくかを定める実施計画への村民及び議会の参加についてであります。

村民の皆さんがこの計画を自分事として実感できるのは、具体的な事業や予算規模が記載された実施計画だと思います。

その実施計画づくりに当たり、村民と実際に事業を行う団体や組織とが一緒に検討する場を設ける予定があるか伺います。

また、実施計画の公表前に、議会への説明や意見交換の場を設ける予定があるか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実施計画段階において、村民等々を交えながら計画を策定する考えはということではありますが、基本的に実施計画につきましては、役場の職員が、各担当、各係がしっかりと策定していくということでもあります。

実施後の振興計画に基づいた実施計画につきましては、様々な事業がある中で、国、県、それから他のそういった関連組織、そういった部分のいろいろな決めとか、そういった部分が絡んでくる部分であります。

そこに村民が入ってということにはなかなかありませんので、その部分は我々に、担当課係職員のほうにしっかりと任せていただきたいという考えでいるところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 今のお話ですと、これまでと同じように庁内でまとめていくイメージが強いように受け止めました。

しかし、実施計画は、村民の皆さんが総合振興計画を自分事として受け止めるための大事な材料であります。決定権は、もちろん執行部にあることを前提としつつも、あらかじめ年1回実施計画策定前に意見交換の場を設けると、仕組みとして位置づけておくかどうかで、その後の事業の実効性は大きく変わると思います。

自分が実際に事業を実施する立場であれば、計画策定前に意見を聞いてほしいとも思っております。

今回の総合計画の69ページにも、村民との意見交換や、情報共有の機会を充実させ、村民と行政が一体となった村づくりを進めますと書いてあります。その具体的な機会の1つとして、実施計画策定時の村民参加と意見交換の場を位置づけていただきたいと思えます。もう一度ご検討いただけないか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事業推進の上では、これまでも行ってまいりましたが、住民懇談会とかそういったいろいろな機会を設けて皆さんの意見は吸い上げていこうと聞いてきたところであります。

また、そういったそれだけでは足りない部分、そういった部分につきましては、議員の皆様がそれぞれ活動する中で、そういった声を聞いているものと認識しておりますので、議員の皆様と一緒にこの計画内容をきちんと沿って進んでいるかどうかというのを確認しながら、進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

2番（横山秀人君） すごくうれしい話が今ございました。議員と一緒にということでもありますので、今後私たち議員も一生懸命村民の声を反映するように、ご提言申し上げていきたいと思えます。

続きまして、質問3つ目であります。

総合計画の目標には、人口何千人や、村内総生産200億円という数値目標がございます。

その数値目標だけでなく、住民視点の目標が必要ではないかという点について質問いたします。

村内居住人口や村内総生産などの数値目標が、計画を進める上で大事なことは私も全く同感でございます。その上で、村民の立場からは私たちの村民の暮らしにどうつながるのかが少し見えにくいところがあると感じています。計画に関心を持ってもらうためにも、暮らしの実感に近い指標も必要だと、計画書を読んで感じました。

例えば、この村に住み続けたい、関わり続けたい人の割合、村の医療福祉対策に安心している人の割合、子育て環境への安心感、高齢者の暮らしやすさなどなど、村民の暮らしの実感に近い住民視点の指標を補完的な物差しとして設定し、継続的にフォローしていく必要があると考えますが、村長はどのようにお考えか伺います。

村長（杉岡 誠君） 第7次総合振興計画の中に定めている目標に関しては、ある意味行政が村民の皆様と一緒に達成していくものとしての10年間のお約束といえますか、村だけが、行政だけがやるわけではありませんが、議会の皆様も村民の皆様も一緒になって、その目標に向かっていこうねということをご共有するものであります。

ある意味自分たちを縛るものでもありますので、なかなか広範にわたってはいろんなものを定めていないというのがありますが、一番根幹となる人口とか、あるいは村内総生産というなりわいの経済活動ですね、これがなければ駄目だという部分はしっかりと定義をさせていただいたなと思っているところです。

その上で、今おっしゃっていただいたような、関わっていききたい、継続したいとか、安心感とか、充足感という感想の部分については、実はK P Iという生活指標の中では、そういったものを定めてはいけないといえますか、そういう指導をこの間の勉強会の中で職員は受けたようです。

スマートという何か頭文字でS M R Tというのがあるみたいですが、それぞれできちっと数値化できるもの、あるいは比較対照できるものというようなものをきちっと設定すべきだと、行政としてそういう指標の立て方が必要だというような勉強もしておりますので、その上で中間年で見直しをしていくという中で、充足感とか、そういう村民の感情に類するものについては、またいろんな形で皆様からお話を聞かせていただいたり、集約するような場があったりするのではないかなと思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 分かりました。

また、計画書なんですけれども、16ページから18ページをご覧いただきたいんですけども、なかなかK P I数値で得られるものが一番いいというのは分かります。

ただ、この16ページから18ページには、村民の今回意識調査の結果が報告されております。

そこには、村の魅力は何ですか、村が重視すべき施策は何ですか、生きがいは何ですかといった、既に住民視点の目標になり得る問いかけが行われています。

毎年、このアンケートや同種の調査を行っていけば、住民視点の目標達成度の成果確認に利用できると思います。

また、その結果を村民に公表すれば、村民はより総合振興計画に関心を持つようになると思います。

こうした住民視点の指標について、もう一度ご検討いただけないか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今般の振興計画の16から18ページの部分については、村民の意識アンケート調査を行ったということで資料を載せさせていただいております。

これは、専門部会の中で村民の意識、そういったものをアンケートで調査をし、それを今回の計画に反映させたいということで取られたアンケートでございます。こういった中身、こういった部分を十分に反映したいという、そういった部会の思いの中でのアンケートでございますので、これについて毎年とか定期的にとということで、村として調査、アンケートを進めていくという考えは、今のところは持っていないところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。

様々な見せ方というか、村民に関心を持ってもらう方法の1つとして、そのような指標があるかなと思ひましての質問でございました。

続いて、最後4つ目についてを質問いたします。

総合計画において、毎年度実施計画の進行管理ということで、評価を行う項目がございます。その事業評価の資料を、決算、予算委員会に生かしてはどうかという質問であります。

総合計画では、実施計画の進行管理として、毎年度数値目標及び活動指標等の達成度を庁内で評価し、成果が現れていないものは、原因究明と改善を行うと定められております。

この評価を、仮に事業達成度評価とすると、その資料を議会が行う決算審査や予算審査の基礎資料の1つとすれば、より効果的に、そして効率的に審査を行うことができると考えております。

事業達成度評価資料の共有について、村長の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 今のは実施計画という3段階目の、職員が設計図を描きながらしっかり種目管理をしていくという部分についてのお話かなと思ひますが、これは庁内的にしっかり進行管理をしていきますので、単年度事業というのものもあるでしょうけれども、基本的には大きな目標に向かって複数年度に向かってやっていくと、そういう中で達成度は計画的にいつているのか、初年度はなかなか計画段階でうまくいかないけれども、2年目、3年目でホップ、ステップ、ジャンプというような形になるのかということも、少し余裕を見ながら見ていかなきゃいけない部分、あるいは急々に、今すぐやらなきゃいけない部分というのをしっかり見分けながら、やっていく必要があるなと思ひます。

これについては、庁内で秘匿をする考えは私としてはございませんが、先ほど言ったようにK P Iの設定そのものについても、まだ暗中模索をさせていただいている部分がありますので、そういった目線を持ちながら、K P Iそのものの変更もあり得るといふ目線の中で共有することはあるのかなと思ひますが、村がこの振興計画と同じように本体版の1段階目、2段階目のように、10年間の約束ですと、5年目には見直ししますよとやっているものと同じように、今段階の来年度の予算に多分つくると思ひますが、K P Iが5年

なり10年なりの約束だというふうにとられると、ちょっと庁内職員は非常に融通性がなくなってしまうし、国との協議のいとまもなくなってしまうので、ちょっとそういう少し緩やかな目線で見ただけならば、ありがたいなと思います。

庁内的につくったものは必要に応じて、予算、決算の資料となるのかどうか分かりませんが、何らかの形で公表ということは検討してくことになると思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 答弁ありがとうございます。

私もこの思いとしては、実施計画のところで、毎年ローリングしながら行っていくということでありましたので、その資料でございます。

やはり、これを行うことによって職員の事務量が増える懸念はあると思います。ただ、一度、様式と運用が定まれば、むしろ毎年の説明がしやすくなり、決算、予算審査時の効率化にもつながるのではないかと考えております。

また、特に予算審査時には、その事業に対する経過や改善策も記載されていれば、とても分かりやすい説明資料となり、村民に事業説明をする議員の理解度も高まると思います。

全ての事業を対象にするのが難しいと思います。まずは、重点事業や主な施策について絞って、評価結果を示す、あるいは庁内で既に使っている評価表を、項目を整理した上で提示していただくなど、段階的な導入も可能だと思います。

初年度は、対象分野、事業を限定した試行という形でも構いませんので、事業達成度評価資料を議会と共有する方向で、ご検討いただければと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

2番（横山秀人君） 議席番号2番 横山秀人、ただいまより飯舘村第7次総合振興計画の議案に対する賛成の立場から討論いたします。

まず、本計画の取りまとめにご尽力いただいた委員の皆様、そして職員の皆様に心から感謝申し上げます。

人口減少や、生活環境の変化という厳しい現実を見据えながら、本計画の将来像である美しく清らかな村といったの実現に向け、ふるさと飯舘村の未来を計画的に描く羅針盤として、これからの村づくりの方向性を示した点を高く評価し、私は本計画に賛成いたします。

あわせて、この計画を私たち一人一人が暮らしの中で生かしていくために、実行の段階で次の4点の取組を提案します。

第1に、第6次総合振興計画の成果と課題を分かりやすく整理し、公表していただくこと。

第2に、村民と行政が一体となった村づくりを形にするため、実施計画づくりの段階から、村民や関係団体、議会との意見交換の場を設けていただくこと。

第3に、人口増加に向けた人口目標などの数値に加えて、暮らしの安心感など、住民の実感に近い指標を設定し、その変化を丁寧に見守っていけるよう工夫していただくこと。

第4に、実施計画における事業の評価結果を、決算や予算の審査の場でも共有していただき、その結果をみんなで振り返って、次はこうしてみようと工夫につなげていくこと。

以上、4点を一度に進めていただくことは難しいと思いますが、できるところからで結構であります。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、飯舘村第7次総合振興計画の趣旨振興計画の下で、村民が安心して暮らすことができ、村民と行政と議会、そして団体や企業が力を合わせることで、飯舘村がさらに元気になることを願い、本議案に賛成する討論といたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午前11時23分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時26分）

議長（佐藤眞弘君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第90号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（佐藤眞弘君） 日程第18、議案第90号村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） この議案、国県の人事委員会での状況によつての改正であるということで、改正そのものは物価高やいろんな社会情勢からして当然かなと思いますけれども、これが村民や労働者における影響というのを、これに沿って支払う側の、労働者を使う側の経営者の問題とか含めて経費負担の状況をどのように、今国会でまだ決定されてはいませんが、いろんな心配事があるようなんですけれども、その場合、経営者がこの勧告に沿って、支払っていく場合の経営者の負担が増えるかという部分も心配しているので、その点では村として独自の支援は、経営者にですよ、するような考えはあるのかも含めて、この改正がどういうふうにも村民や労働者の皆さんに影響されるのか、お考えを伺います。

副村長（中村喜昭君） 今回の給与改正部分で、村民への影響の部分ではありますが、あくまでもこの人事委員会勧告、県の人事委員会の勧告という部分については、国、県が民間と公務員の給与格差での是正ということで、1万1,000円ほどですか、格差があるということでの今回の改正という形であります。

議員おただしのように、これによって村民への、村内で働く労働者、あと経営者の方々

への影響はということですが、村におきましては、それぞれの事業所の給与実態、賃金実態を調べていない部分もありますので、ここでどうするという部分、言えない部分ではありますが、今回の給与改正に伴ってそれぞれの経営者、事業所のほうでそれぞれの給与実態、賃金実態を見ていただいて、その改正なども考慮していただければ、お願いしたいなという部分があります。

ただ一方で、最低賃金が来年1月1日から上がるということで、時間給ではありますが、1,033円に上がるということで、これについても国、県のほうもそれぞれの事業所、経営者のほうも、上げる部分について大変さがあるという部分がありますので、一応県の支援でありますけれども、事業所当たり、事業所のほうで年間従業員1人当たり3万円程度を支援するという部分が新聞報道でなされておりますので、多分12月議会で決定されると思っておりますけれども、今後県で給与を上げた事業所に対しては、支援金が入るということになります。

現在、村のほうではという部分になりますが、今回、先ほど議決いただきました商品券等々で、生活の応援という形でさせていただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） いろいろ何年もそうなんですけれども、それに沿って村内の労働者、今度賃金がアップされるので、そのことについて経営者がその分支払うという流れですけれども、経営者がそれを支払うだけの力がついてきているか、そういう状況にあるのかという部分も含めて、やっぱり村内の労働者の賃金相当も含めて、商工会とか関係する方々と協議なり、調査されて、そして大変なときには村で持ち出しても支援するようなことで、営業や経営を守るということにならないと、雇用の場なり含めて大変かと思うんです。

ですから、調査は調査しながら、支援策があるのかも含めて、国会、国政、県政の流れもありますので、その辺も加味しながら、ぜひ村の中で働いたり、村に来て働いた方が、これ以上大変な負担や、大変な苦勞をしないようにご努力を願いたい。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

村長（杉岡 誠君） 行政としても、この経済状況、非常に危機感も持っていますし、あるいは、ただいま議決いただいた第7次総合振興計画の中でも、村内総生産を200億円に上げていくんだという大きな目標を挙げたのは、まさしく同じ課題意識の中からのかなと思っております。

村民全体がその意識がありますので、行政としては、短期的にいろんなことはできるかもしれませんが、やはり経営というのは民業、民間の中でしっかりいろんな需要と供給のバランス、あるいは新しく業をつくっていくというところをしっかりとやらなきゃいけないもんですから、そういうところにブーストをしていくというんですかね、村として投資をしていくような部分をしっかりとやっていくことで、今回県のほうで、例えば年間1人3万円が出たからといって、それで終わりかとなると、経営者はなかなか判断上難しいので、そうならばそれ以上の収益がきちっと上がっていく事業なりなんなりを村も考えていた

り、あるいは国、県の事業を活用しながらできるんだなという、そういうつながるものが経営の方には非常に大事なものですから、そういう対策は、引き続き努力をして、情報収集したり、村として何ができるかということは、商工事業者あるいは様々な事業体と協議をしながら、調査をしながら、考えていきたいと思うところであります。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 県、国でなかなかできないこともありますので、村としてできることはやっぱり仕事づくりとか、村が発注するものを、できるだけ村内の村民の働く場所に貢献できるような、何か仕組みづくり、入札も含めて、考えられることあれば工夫していただきたい。

村長（杉岡 誠君） 少し微妙なご質問かと思いますが、公共事業がある意味でそういう経済活動の1つであるという考え方は、国のほうの財務でもそういう考え方が少しずつ出てきているのかなと思いますが、なお、公共事業というのは、税金を使っている部分でありますので、その必要性、必須性というものが必ず必要になりますので、それだけにしてしまうと、非常に幅が狭まってしまいますので、可能性といいますか、選択肢として、今まで村はそういうことをしっかりやっていると認めますけれども、なお民間同士での経済活動も活発になるようにという新しいところにしっかり手を入れていくというのも、責務だと思いますので、努めていきたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第21、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第22、議員派遣の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤眞弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第8回飯舘村議会定例会を閉会します。

（午前11時37分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月12日

飯 館 村 議 会 議 長      佐藤 眞弘

同                      会議録署名議員      菅野 新一

同                      会議録署名議員      佐藤 八郎